第4次
狭山市総合計画
後期基本計画

令和3年3月

狭山市

第４次狭山市総合計画

後期基本計画

狭山市

狭山市紋章

中央に片仮名の「サ」を置き、周囲に山を配して狭山を象徴しています。中央の「サ」は常に中心の安定を保持し、山をもって円く囲んだのは市民共同一致して円満なる発展を意味しています。

昭和 29年 12月 18日制定

狭山市民憲章

わたくしたちは、入間道（いりまじ）の昔から、武蔵野の大自然と入間川の清流にはぐくまれた狭山の市民です。わたくしたちは、郷土を愛し、誇りをもって緑と豊かな近代都市を築くため、ここに憲章を定めます。

1　秩序と規則を守り、平和なまちをつくりましょう。
1　教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。
1　自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1　勤労を尊び、健康で豊かなまちをつくりましょう。
1　人権を重んじ助け合い、明るいまちをつくりましょう。

昭和 49年 10月 26日制定

狭山市の花、木、鳥

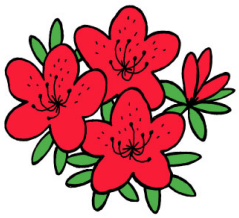

市の花：つつじ

つつじは、市内の山野に多く自生しています。また、古くから稲荷山公園のつつじとして、親しまれている花です。

市の木：茶の木

狭山茶は、鎌倉、室町時代から銘園５場の一つとして名声をうたわれ、古くから市民が愛着を持ち続けている木です。

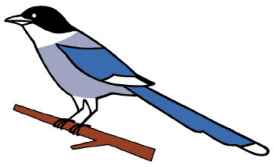

市の鳥：おなが

おながは、尾が長く、姿が優美な鳥で、市内に多く見られます。

昭和 49年 10月 26日制定

はじめに

本市は、平成28年3月に第4次狭山市総合計画を策定し、「緑と健康で豊かな文化都市」を市の将来像に掲げ、さまざまな施策を計画的に推進してまいりました。

昨今の社会経済情勢や自治体を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、特に前期基本計画の5年間においては、当初想定していなかった「新型コロナウイルス感染症」の拡大が私たちの生活に与えた影響は大きく、今なお、「新しい生活様式」の実践をはじめとしたさまざまな対応が求められています。

このたび策定した後期基本計画は、こうした状況下においても、魅力と活力に満ちたまちづくりを進めるために、前期基本計画において掲げた4つの重点テーマ「若い世代を増やす」、「まちと産業に活力を」、「楽しめる健康高齢社会を」、「市政運営をみんなの力で」を継承し、未来につながる実効性の高い施策に取り組むこととしております。

本市が今よりももっと豊かで便利に、そして安心して暮らせるまちとなるよう、市民の皆さまと一緒に全力でまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、総合計画審議会や後期基本計画策定市民会議をはじめとして貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げるとともに、計画の推進にあたりましても、なお一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

狭山市長　小谷野　剛

目　次

Ⅰ　序論……1

1．計画の策定にあたって……2
（1）計画策定の趣旨……2
（2）計画の構成と期間……3
（3）個別計画との関係……4
2．狭山市を取り巻く社会状況……5
（1）少子高齢化と人口減少の進行……5
（2）安全・安心意識の高まり……5
（3）環境・エネルギー問題への意識の高まり……5
（4）世界経済の連動と地方への影響……6
（5）高度情報化、グローバル化の進展……6
（6）地方分権の推進、行財政運営における自立と連携の要請……7
（7）協働によるまちづくりの進展……7
（8）ＳＤＧｓに対する社会的関心の高まり……7
（9）新型コロナウイルス感染症の感染拡大……7
3．狭山市の現状……8
（1）自然的条件……8
（2）歴史的条件……8
（3）社会的・経済的条件……9
4．狭山市の課題……11
（1）少子高齢化、人口減少への対応……11
（2）災害に強く犯罪のない安全・安心なまちづくり……11
（3）環境・エネルギー問題への対応と、豊かな自然の次世代への継承……11
（4）企業立地と地域産業の充実……12
（5）高度情報化の推進……12
（6）健全な行財政運営の推進……12
（7）快適で過ごしやすく魅力あふれるまちづくり……12
（8）地域コミュニティの活性化……13
（9）ＳＤＧｓの達成に向けた取り組みの推進……13
（10）新型コロナウイルス感染症への対応……13
5．前期基本計画の達成状況……14
（1）各分野の主な実績……14
（2）「施策の成果目標」の達成状況と市民の満足度・充実希望度……22

Ⅱ　後期基本計画……31

1.重点テーマ……33
2.施策体系図……38
3.総合計画とＳＤＧｓ……40
（1）総合計画とＳＤＧｓの関連性……40
（2）各施策とＳＤＧｓのゴールの対応表……41
4.施策の見方……43

第１章　環境共生　～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～……45
第１節　環境保全の総合的な推進……48
第２節　緑地保全の推進……54
第３節　快適な生活環境の確保……56
第４節　循環型社会の形成……60
第２章　健康福祉　～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～……65
第１節　福祉の総合的な推進……68
第２節　健康づくりの推進と保健・医療の充実……70
第３節　高齢者福祉の充実……76
第４節　障害者福祉の充実……82
第５節　児童福祉の充実……90
第６節　社会保障の推進……98
第３章　都市基盤　～快適な都市空間を形成するまちをめざして～……101
第１節　地域の拠点を核としたまちづくりの推進……104
第２節　安全で快適なまちづくりの推進……112
第３節　水道・下水道の整備……120
第４章　産業経済　～活力のある産業を育てるまちをめざして～……125
第１節　総合的な産業振興の推進……128
第２節　地域産業の振興……132
第３節　雇用と労働環境の充実……142

第５章　教育文化　～人を育み文化を創造するまちをめざして～…… 145
第１節　生涯学習の促進…… 148
第２節　学校教育の充実…… 154
第３節　青少年の健全育成…… 168
第４節　人権と平和の尊重…… 170
第５節　市民文化の振興と国際化への対応…… 174
第６章　市民生活　～安全で安心して暮らせるまちをめざして～…… 179
第１節　自立した地域社会の実現…… 182
第２節　情報化の推進…… 188
第３節　住宅・建築物の充実…… 190
第４節　防災・消防体制の充実…… 192
第５節　交通安全・防犯対策の充実…… 196
第６節　基地対策の充実…… 200
第７章　計画推進　～構想実現のために～…… 203
第１節　協働によるまちづくりの推進…… 206
第２節　健全な行財政運営の推進…… 210
第３節　まち・ひと・しごと創生の推進…… 220
財政予測…… 222

Ⅲ　第４次狭山市総合計画基本構想…… 223

Ⅳ　第２期狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略…… 237

Ⅴ　資料…… 243

1．第４次狭山市総合計画後期基本計画策定の流れ…… 244
2．狭山市総合計画審議会…… 246
3．市民参画…… 253
4．職員参画…… 258
5．ＳＤＧｓの１７のゴールと１６９のターゲット…… 262

Ⅵ　都市宣言…… 275

Ⅰ 序　論

1. 計画の策定にあたって
2. 狭山市を取り巻く社会状況
3. 狭山市の現状
4. 狭山市の課題
5. 前期基本計画の達成状況

1 計画の策定にあたって

(1)計画策定の趣旨

総合計画とは、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものであり、狭山市における最も上位の計画です。

本市では、昭和46年に「狭山市総合振興計画」、昭和61年に「第2次狭山市総合振興計画」、平成13年には「第3次狭山市総合振興計画」、平成28年には「第4次狭山市総合計画」を策定し、「緑と健康で豊かな文化都市」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

第4次狭山市総合計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化と人口減少の進行、経済の停滞、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、Ｓｏｃｉｅｔｙ５.０※1 の実現に向けたＩＣＴ※2 などの情報通信技術の急激な進歩、経済や人々の動きのグローバル化の進展、地域コミュニティ団体やNPO法人などによる市民活動の活発化、激甚化する自然災害や感染症、テロなどに対する防災・国民保護への対応についての社会的要請、国際連合が提唱するＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）※3 の取り組みの広がりなど、本市を取り巻く社会経済情勢が急激に変化するとともに、国による地方分権・地方創生の一層の推進のなかで、地方自治体には、より効率的で柔軟な行財政運営が求められています。

本計画は、新たな時代に対応したまちづくりと行財政運営の方向性を示し、市民、団体、事業者、行政が連携・協働して、次世代につながる元気なまちづくりを進めていくための基本的な指針とするために策定するものです。

※1 Ｓｏｃｉｅｔｙ５.０とは
狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

※2 ＩＣＴとは
Information and Communication Technologyの略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT（Information Technology）に代わる言葉として使われているもの。

※3 ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは
2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

(2)計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

計画の構成

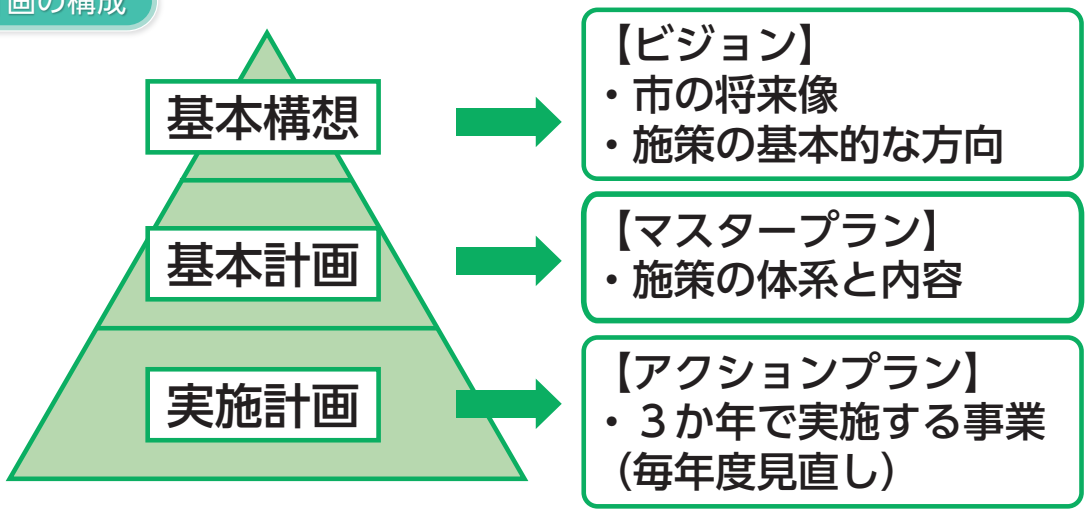

ア　基本構想

長期的展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示したものです。

計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間です。

イ　基本計画

基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示したものです。

計画期間は基本構想を前期・後期に分け、前期を平成28年度から令和2年度まで、後期を令和3年度から令和7年度までのそれぞれ5年間とします。

ウ　実施計画

基本計画をもとに、向こう3か年で実施する事業を具体的に示したものです。

計画期間は3か年とし、毎年度ローリング（見直し）を行います。

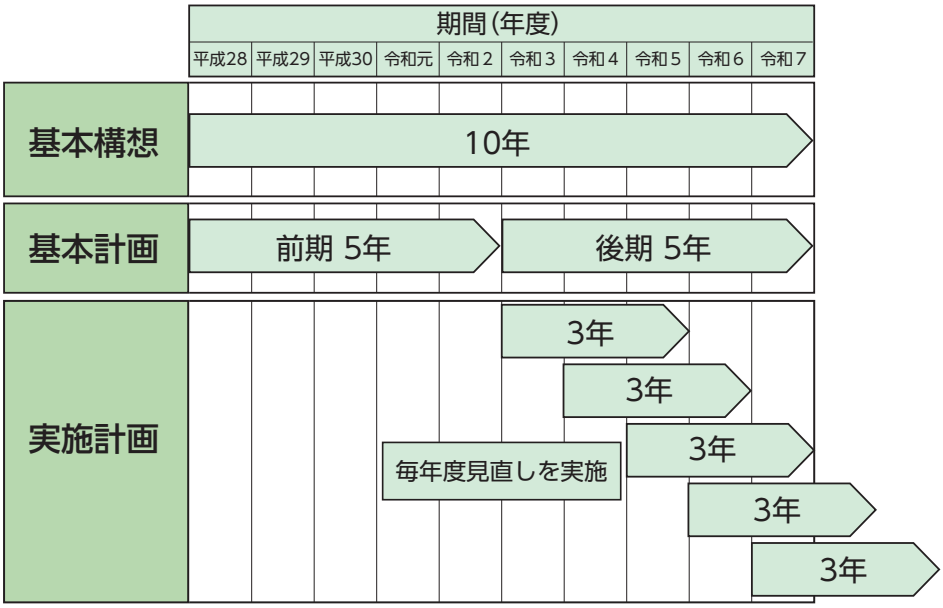

(3)個別計画との関係

総合計画と各分野別の主な計画との関係は、次のとおりです。

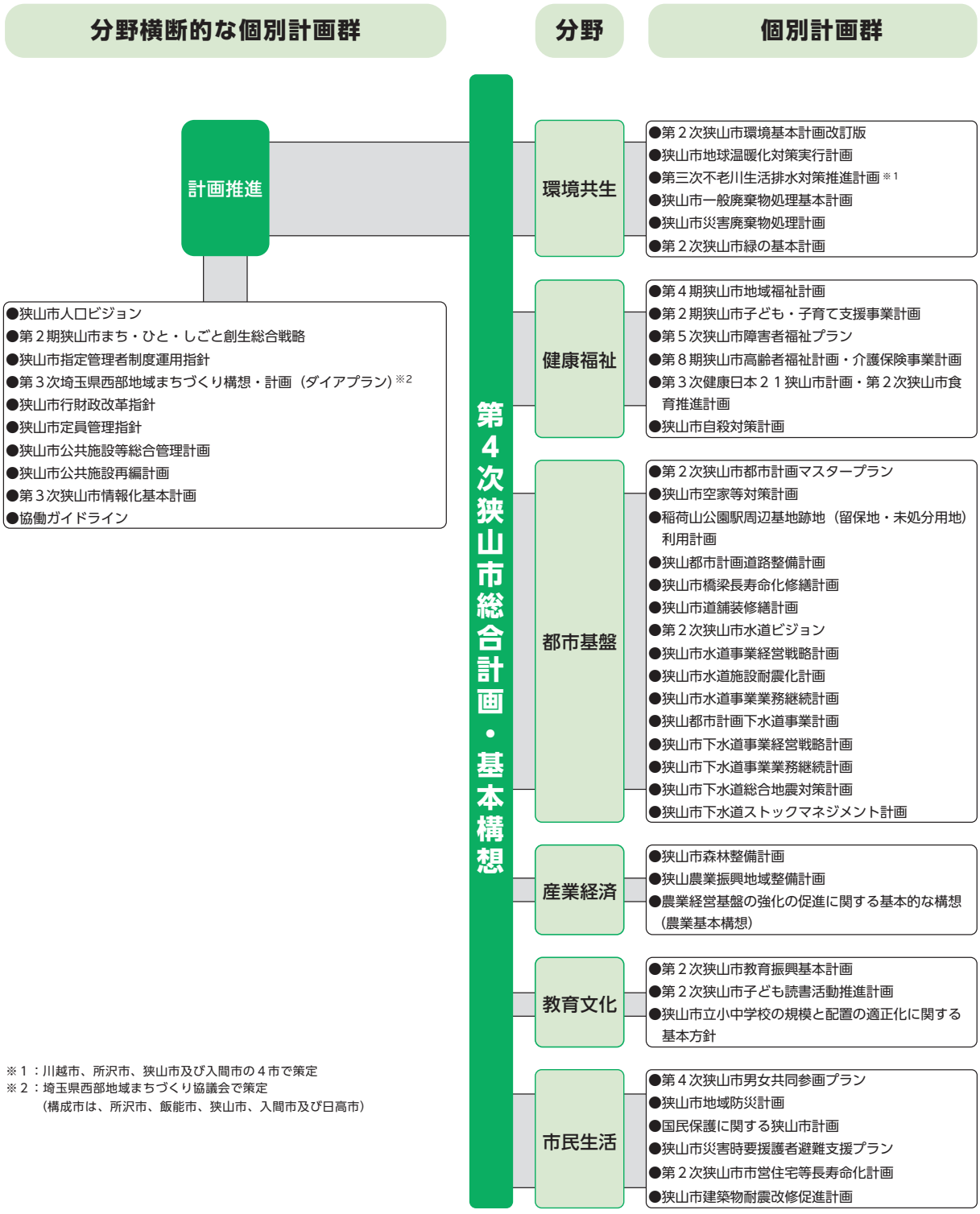

※１：川越市、所沢市、狭山市及び入間市の４市で策定
※２：埼玉県西部地域まちづくり協議会で策定
（構成市は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）

2 狭山市を取り巻く社会状況

(1)少子高齢化と人口減少の進行

わが国の総人口は平成20年12月の1億2,809万9千人をピークに減少傾向にあり、令和12年には1億2,000万人を、令和30年頃には1億人を下回るものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所（平成30年1月推計・中位推計））。

また、少子高齢化の傾向は今後も続き、令和8年にわが国の年少人口（15歳未満人口）は10.8%、生産年齢人口（15歳～64歳人口）は58.7%、老年人口（65歳以上人口）は30.5%になると推計されています。

少子高齢化の進行とともに、高齢者の単身世帯が増加し、核家族化も進行しており、家族形態が大きく変容しています。

このようななかで、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりや教育の充実、高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりなど、だれもが幸せに生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。

少子高齢化と人口減少の進行により、社会経済活動の担い手が減少し、社会保障の問題が顕在化する一方で、高齢者や女性の就労機会や社会参画機会の拡大など、これを契機に社会や地域のあり方を見直していこうという考えも広まっています。

(2)安全・安心意識の高まり

近年、地震や大型台風、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発かつ甚大化しており、さまざまな被害をもたらしています。このような災害の発生を契機として、人々の防災意識が高まっています。

また、新たな感染症の流行や自らの健康の維持・増進に対する関心の高まりなどを背景として、日常生活の様々な面で安全・安心への意識が高まっています。

子どもが被害者となる凶悪犯罪や、高齢者が被害者となる特殊詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増しています。また、地域社会における住民相互の人間関係の希薄化などにより、虐待や孤独死、自殺、ひきこもりなどの問題が発生していることから、地域における見守り活動の充実など、社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが見直されています。

(3)環境・エネルギー問題への意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が深刻化するとともに、東日本大震災にともなう原子力発電所の事故と放射性物質による環境汚染などを背景として、環境・エネルギー問題に対する国民の意識や関心が高まっています。

わが国では、地球温暖化対策として、2050年までに温室効果ガス※1の排出量実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル※2」の取り組みを推進するほか、国際的な課題となっている食品ロスの削減、海洋プラスチック汚染の対策としてのレジ袋の有料化など、より一層の環境対策を推進しています。

※1 温室効果ガスとは
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

※2 カーボンニュートラルとは
生産をはじめとする、一連の人為的活動を行った際に排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素を同量にするという概念のこと。

豊かで多様な自然環境や生態系※3を保全するとともに、脱炭素・循環型社会の形成に向け、国、地方自治体、事業者及び市民がそれぞれ責任ある行動をとることが重要になっています。

(4)世界経済の連動と地方への影響

世界経済の連動性の高まりにより、リーマンショックや欧州債務危機、為替相場の変動、資金循環のグローバル化や新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞などの影響を受け、わが国の経済と産業の状況は大きく変化しています。

製造業については、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存度の高まりなどを背景として、産業の空洞化が進行しています。

農業については、農産物の安全性に対する関心が高まるとともに、農地が有する防災機能や環境保全機能など、農業が果たす多面的な役割が見直されています。一方で、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しているため、新規就農者の確保に向けた取り組みの必要性が高まっています。

商業については、インターネットによる通信販売が一般化したことなどにより価格競争の激化や流通の再編・効率化、市民の志向の多様化が進み、価格競争力が弱く品ぞろえが十分に確保できない小売業者などは、厳しい競争にさらされています。

また、就業をめぐる状況は依然として厳しく、所得や生活に対する国民の不安は強まっています。若者や高齢者、女性の就労機会の拡大が課題となっているほか、非正規雇用の増加や待遇格差の是正などの問題についても議論が続けられています。

地域産業を振興するにあたっては、成長分野産業などの立地を促進するとともに、既存の産業についても研究開発力や技術力の向上及び経営体制の強化などを進め、産業の活性化を図っていくことが重要です。

(5)高度情報化、グローバル化の進展

ＩＣＴの発達によって、国内外の情報入手や多くの人々とのコミュニケーションが容易になり、特に近年はスマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及によって更に利便性が増しています。また、Ｓｏｃｉｅｔｙ５.０の実現に向け、ＤＸ（デジタル･トランスフォーメーション）※4による各種サービスや事業の展開における効率化も進んでいます。

データを大量に通信し処理する能力は飛躍的に向上しており、クラウドサービス※5の普及やビッグデータ※6の解析による効果的なサービス提供の研究などが進められています。

また、マイナンバーカードの普及やそれを活用した行政手続きの利便性の向上が図られる一方で、個人情報の流出や誤った情報の拡散などにより、社会が大きく混乱する例も見受けられ、これらに対する適切な対応もますます重要になっています。

情報を地域社会の発展をリードする重要な要素の一つとして捉え、これを有効に活用していく動きが活発になっています。

※3 生態系とは
ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を合わせた、ひとつの統合した系（システム）のこと。

※4 ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）とは
進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させていこうとする概念のこと。

※5 クラウドサービスとは
従来、利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で利用者に提供するサービスのこと。

※6 ビッグデータとは
一般的なデータ管理･処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合体のこと。

(6) 地方分権の推進、行財政運営における自立と連携の要請

国から地方へ権限と財源が移譲され、住民に身近な地方自治体が、地域課題の解決や地域づくりに主体的に取り組むことにより、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、地方分権が進められています。

平成26年11月には、地域の実情に応じて地方自治体同士が連携協約を締結し、柔軟に連携して事務を処理し、さらに、市町村同士の連携では解決が難しい場合には市町村に代わって都道府県が事務を処理することができる新たな広域連携の仕組みが制度化されました。

人口減少、少子高齢化が進行するなかで、ますます多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な行財政運営を推進し、財政の健全性を維持することが重要です。

わが国では、昭和30～40年代に整備された公共施設等（学校、公民館などの公共施設や、道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤施設）が多いことから、これらの施設の老朽化対策が深刻な問題となっています。地方自治体においては、公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・再編・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

(7) 協働によるまちづくりの進展

人々の価値観が多様化するなかで、行政に対するニーズも高度化・多様化し、行政のみでこれに応えていくという手法では解決が困難な課題が生じています。その一方で、地域活動やボランティア活動への関心も高まりを見せており、市民による主体的なまちづくりが進んでいます。

平成31年4月には狭山市協働によるまちづくり条例が施行され、市民、団体、事業者及び市が、目的を共有し、それぞれの役割を認め合いながら連携し、地域の課題を解決し、心豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための協働によるまちづくりが進展しています。

(8) ＳＤＧｓに対する社会的関心の高まり

国際連合は、平成27年に「誰一人取り残さない」という理念のもと、自然環境や社会環境のあるべき姿を示した世界共通の目標として、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を採択しました。

わが国においても、国家戦略として「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」を策定し、その実施指針において、地方自治体に対してもＳＤＧｓ達成に向けた取り組みの促進を求めており、ＳＤＧｓは行政運営における重要な指針の一つになっています。

(9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和元年度の後半から、全世界的な規模で感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、世界経済や私たちの日常生活に大きな影響を与えています。

感染拡大の防止に向け、いわゆる「新しい生活様式※7」を実践し、「新しい日常（ニューノーマル）※8」へ移行することが求められるとともに、国内外においてワクチンの開発と接種に向けた準備が進められています。

※7 新しい生活様式とは
新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の飛沫感染や接触感染、さらには、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。

※8 新しい日常（ニューノーマル）とは
社会的に大きな影響を与えるできごとが社会に変化をおこし、新しい常識や常態が生まれた社会のこと。

3 狭山市の現状

(1) 自然的条件

本市は、飯能市に源を発し荒川へ注ぐ入間川の両岸に開けた沖積層の低地と、これに連なり緩やかに広がる洪積層の台地からなり、左岸は入間台地、右岸は武蔵野台地とそれぞれ呼ばれています。

市域の面積は48.99平方キロメートルで、埼玉県の南西部にあって東京都心から35キロメートルから40キロメートルの距離に位置していることから、立地条件に恵まれています。

気候については、夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥の傾向にありますが、比較的暮らしやすく、近年の最高気温は40.0度、最低気温はマイナス5.7度で、年間平均気温は15.9度です。また、年間平均降雨量は1240.9ミリメートルです。

市内には、入間川や不老川などの河川が流れているほか、入間川の河岸段丘に沿って斜面林が連なり、また、市の南部には江戸時代の新田開拓の名残をとどめる畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成しています。

(2) 歴史的条件

旧石器時代から縄文時代にかけて、この地に人々が住み着きはじめ、多くの集落が生まれました。ことに、入間川の両岸の台地からは、当時の住居跡がたくさん見つかっています。

奈良・平安時代になると、入間川の流域に水田が開けるとともに、古代の街道沿いには七曲井や堀兼之井などのすり鉢形の井戸が掘られ、平安の都では、これらの井戸が貴族により和歌に詠まれました。

中世になり、鎌倉が政治の中心地になると、入間川地域は上野国（群馬県）や信濃国（長野県）を結ぶ鎌倉街道上の宿場として栄え、なかでも南北朝時代から室町時代にかけては、入間川宿は政治上の重要拠点となりました。鎌倉公方の足利基氏が10年近くにわたって在陣したのもこの頃で、「入間川殿」と呼ばれていました。

江戸時代になると、この地の村々は川越藩領や天領、旗本領などに分割されましたが、その一方で、新田の開発も盛んに行われ、堀兼、上赤坂、中新田、水野といった村が誕生しました。また、この時代の入間川村では、酒造業などで財をなした綿貫家が豪商としての地位を固め、江戸へも進出していきました。

明治の新時代を迎えると、製茶業や養蚕業、製糸業、織物業が盛んになり、狭山茶がアメリカ合衆国に向けて大量に輸出されたほか、明治10年には埼玉県で最初の機械製糸工場が操業を開始して、広瀬斜子（ななこ）と呼ばれる絹織物も生産されました。そして、明治22年には入間川、入間、堀兼、奥富、柏原、水富の6か村が誕生し、明治28年に川越と国分寺を結ぶ川越鉄道が開通すると、入間川町は商業地へと変わっていきました。

昭和の時代に入ると、昭和13年に市の南西部に陸軍航空士官学校が開校しましたが、昭和20年の終戦とともに米軍が進駐し、昭和21年にはジョンソン空軍基地となりました。さらに、昭和29年には、ここに航空自衛隊東部訓練航空警戒隊が発足し、昭和33年からは航空自衛隊入間基地として共用され、米軍はその後昭和38年に横田基地へ移転しました。

毎年8月に開催され、関東三大七夕祭りの一つに数えられている「入間川七夕まつり」は、大正時代から入間川商店街の人々の手で行われてきましたが、戦後になると、進駐軍により海外に紹介されたこともあって、その規模は年々大きくなり、世相を反映した絢爛豪華な竹飾りを見物に来る多

くの人々で賑わっています。

狭山市の誕生は昭和29年7月1日で、入間川町、入間村、堀兼村、奥富村、柏原村、水富村の1町5か村の合併により、埼玉県内15番目の市として発足しました。当時の人口は31,030人で、のどかな田園風景の広がるまちでしたが、昭和39年に川越狭山工業団地が操業を開始すると県内トップクラスの工業都市へと変貌し、また、武蔵野の美しく豊かな自然環境と首都近郊に位置する地域特性をあわせ持っていることから、住宅都市としても発展し、狭山台団地が完成した昭和50年には人口も10万人を突破しました。

平成8年には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジが完成し、平成19年には関越自動車道と中央自動車道が、平成26年には東名高速道路が、平成27年には東北自動車道が、さらに、平成29年には常磐自動車道と東関東自動車道が結ばれたことで交通の利便性も高まり、将来に向かっての発展が期待されています。

現在では、人口は減少傾向にあるものの約15万人を擁し、埼玉県南西部の中核的な都市の一つとして発展しています。

(3)社会的･経済的条件

ア　人口

本市の人口は、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて大きく伸びましたが、平成元年以降は伸びが緩やかになり、平成6年6月の16万3,647人をピークに減少する傾向にあり、令和3年1月現在では 14 万 9,826 人となっています。

一世帯当たりの人員は、昭和40年代後半から平成4年までは3人強で推移してきましたが、その後低下し令和3年1月現在では 2.14 人となっています。近年の人口動態として、自然動態は死亡数が増えて出生数が減っていることから減少傾向にあります。一方で、社会動態は転出が転入を上回り、転出超過が続いてきましたが、近年は転入超過になる年も見られます。

転出について見ると、特に20歳代半ばから30歳代後半の年齢層が多くなっており、就職や結婚など人生の転機に埼玉県内の近隣自治体または東京都へ転出する人が多いことが主な要因と推測されます。なお、転入について見ると、特に10歳代後半から20歳代前半の年齢層が多くなっており、就職や転勤が主な要因と推測されます。

人口の年齢別構成については、年少人口（15歳未満人口）の割合が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上人口）の割合が増加傾向にあります。本市の年少人口は、平成28年1月に17,492人だったものが、令和3年1月には 15,666 人となり、20年間では約 3 割減少しました。一方老年人口は、平成28年1月に43,323人だったものが令和3年1月には 47,453 人となりました。少子高齢化の進行とともに、高齢者の単身世帯が増加しており、核家族化も進行しています。

令和3年1月現在の本市の65歳以上人口の割合は 31.67%であり、埼玉県の 26.2%（令和 2 年 1 月）、全国の 27.91%（令和 2 年 1 月）を上回る状況にあります。

また、平成27年国勢調査における就業者・通学者（15歳以上）の流入・流出状況については、市内に常住する就業者･通学者73,838人のうち41,942人が市外へ就業･通学しているのに対して、市外から市内へ就業・通学しているのは34,154人であり、差し引き7,788人の流出超過となっています。就業者だけをみると、市内に常住する就業者67,152人のうち、45%の30,375人が市内に就業しており、市外へ就業している36,777人のうち47%にあたる17,299人が東京都内へ、31%にあたる11,493人が所沢、川越、入間、飯能の4市へ就業しています。

産業別就業人口については、第2次産業では市内に従業する就業者が市内に常住する就業者よりも多くなっており流入超過に、反対に第3次産業では流出超過になっています。

イ　土地利用

本市は、市域の全部が都市計画区域（都市計画上は4,904ヘクタールとなっています）で、このうち29.8%の1,462ヘクタールが市街化区域であり、残り70.2%の3,442ヘクタールが市街化調整区域に指定されており、市街化区域の占める割合は、所沢市の38.8%、入間市の35.0%、埼玉県の30.5%を下回っています（令和２年４月）。市街化区域における用途地域別の土地利用は、住居系が約73%、商業系が約4%、工業系が約23%となっています。

市街化調整区域のうち約57%にあたる1,948ヘクタールが農業振興地域に指定され、このうち874ヘクタールが農用地区域になっています。

南西部には、入間市に一部またがる形で航空自衛隊入間基地があります。一方、南部の平地林や入間川に沿った斜面林など、緑豊かな自然環境も残されています。

ウ　産業

本市の産業構造は、年度により多少の差異はあるものの、第2次産業と第3次産業が大部分を占め、このうち第2次産業については、製造業の占める割合が高い構造になっています。

工業については、製造品出荷額等は昭和57年に埼玉県内で第1位になって以来、現在まで常に上位を維持しており、一時期は減少傾向にあったものの、近年では増加傾向にあり、平成29年には1兆1,902億3千万円となっています。また、このうち、輸送機械製造が全体の約6割を占めています。

商業については、商店数・販売額とも減少しており、平成28年の小売業の商店数は684店で、年間商品販売額は約1,171億円となっています。売場面積が広く、従業者数も多い大型の商店は販売額が増加する一方、小規模な商店は減少する傾向にあります。

農業については、都市化の進行に伴い、全体としてみると農地や農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地が増加し、就業者の高齢化も進行しています。

エ　財政

景気回復の遅れや生産年齢人口の減少などにより市税収入が低迷する一方で、扶助費は増加する傾向にあります。人件費は定員管理指針による職員数の削減及び職員の平均年齢の低下に伴い減少傾向にあり、また公債費は過去に建設事業の財源として発行した地方債の償還が始まったことに伴い、増加傾向にあります。

地方交付税交付金については、本市は平成21年度までは普通交付税不交付団体となっていましたが、平成22年度に普通交付税交付団体となり、以後毎年約20億円の交付を受けています。

4 狭山市の課題

(1)少子高齢化、人口減少への対応

少子高齢化の進行と人口の減少は、地域社会のなかでも様々な問題を発生させ、地域の活力の低下にもつながり、市の将来的な発展に影響することが懸念されます。

このため、少子化対策として、若い世代の転出抑制と転入促進を図るため、若い世代の婚活支援や不妊治療への助成を行うほか、仕事と子育ての両立をはじめ、多様なニーズに応じた子育て支援を実施することで、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子育て環境の良さを積極的にアピールすることが必要です。

併せて、人口減少対策として、住宅取得支援をはじめとした狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に位置付けた各種事業の推進や関係人口の創出による転入促進や転出抑制のための取り組みが必要です。

また、地域の活力の維持・向上のためには、次代を担う子どもたちの生きる力を育むため、幼児期から義務教育終了まで、発達段階に応じて、きめ細やかに教育活動を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、高齢者の自主的な活動や社会参加を促進し、高齢者が持つ豊富な知識や経験を活かすことが必要です。

(2)災害に強く犯罪のない安全・安心なまちづくり

本市では、首都直下地震などによる被害が想定されるほか、近年は台風や局地的な集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生しています。

災害による被害を最小限にとどめ、災害に強いまちをつくるため、自主防災組織の育成をはじめとした「共助」による地域防災力の向上が求められています。

近年、犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、犯罪の手口や種類が多様化する傾向にあることから、地域の防犯活動の実施や積極的な情報提供による市民の防犯意識の高揚が必要です。

また、本市には航空自衛隊入間基地があり、航空機の騒音などへの対応が求められています。

(3)環境・エネルギー問題への対応と、豊かな自然の次世代への継承

武蔵野の豊かな自然はかけがえのない財産であり、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく必要があります。本市では、水辺の保全活動や雑木林の再生活動など豊かな自然と生物の多様性を維持し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐための取り組みが行われています。今後も、環境学習の場、市民の憩いの場として、また本市の魅力を高めるための資源として、これらを日常生活のなかで有効に活用しながら共生していくことが必要です。

また、地球温暖化や海洋プラスチック汚染などの環境問題を解決し、循環型の社会を形成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ※1」を表明し、これまで以上に省エネルギー化を進め、再生可能エネルギー※2などを活用するとともに、ごみの減量化とリサイクルに取り組むなど、環境への負荷を軽減するための施策を推進することが必要です。

※1 ゼロカーボンシティとは
2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長又は地方自治体として表明した地方自治体のこと。

※2 再生可能エネルギーとは
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱やその他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。

(4) 企業立地と地域産業の充実

本市は、川越狭山工業団地や狭山工業団地を有し、製造品出荷額が非常に多く、製造業を中心とした工業都市となっています。しかし、近年の厳しく不安定な経済情勢や国内産業の空洞化などにより、市内企業の業績悪化や雇用の確保への影響が懸念されています。また、市内大手自動車製造業の工場が市外の工場に事業集約される予定があることから、その動向を注視する必要があります。

本市には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジがあり、関越自動車道、中央自動車道、東名高速道路などへの交通アクセスの利便性に優れていることから、これを活かして既存の工業団地の産業拠点としての機能を充実させるとともに、新たな産業拠点の形成を図ることが必要です。

また、商業については、郊外型の大型店舗の進出やインターネットによる通信販売が一般化したことなどから、市内商店街の経営環境は厳しく、その活性化が課題となっています。

農業については、担い手の高齢化や後継者不足を解消するため、新規就農者の確保に向けた取り組みを進めるとともに、経営の近代化や効率化を進め、農商工の連携にも視点をおいて付加価値を高めることなどにより、活性化を図ることが必要です。

(5) 高度情報化の推進

本市では、各種の行政情報システムを構築して、市民サービスの向上や事務処理の効率化などを図ってきました。今後もいっそうＩＣＴ（情報通信技術）を積極的に活用して、市民サービスの向上と事務処理の効率化を推進していくことが必要です。

行政が提供する情報のあり方については、Ｓｏｃｉｅｔｙ５.０の実現に向けたＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）が進むなかで、これらに見合う積極的な情報の公開、提供が必要です。

一方で、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用や情報発信においては、個人情報の保護やセキュリティ対策も重要であることから、情報モラルの向上が求められています。

(6) 健全な行財政運営の推進

限られた行財政資源を有効に活用して様々な行政課題に適切に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、自主財源の確保、事務事業の重点化、経常経費の縮減を進め、強い財政基盤を整えるとともに、地方分権に対応した体制の充実と強化を図ることが重要です。

本市の公共施設等は、昭和40年代から昭和50年代にかけて、急激な人口増加に対応するために一斉に整備したものが多く、今後、大規模修繕や更新が集中して必要になると予想されます。財政は今後も厳しい状況が続くと予想されるため、長期的な視点を持って、計画的に更新・再編・長寿命化を進めることが必要です。

(7) 快適で過ごしやすく魅力あふれるまちづくり

本市が将来にわたり、快適で過ごしやすいまちであり続けるためには、商業、教育・文化、医療・福祉などの都市機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点、産業、自然などの特性を活かした拠点を形成するとともに、これらを繋ぐ交通ネットワークの充実を図っていくことが必要です。

また、本市の歴史や文化、自然などの価値を改めて見直し、地域の特性を活かした本市のイメージや個性を明確にして、これらを内外に発信しながら、個性豊かで魅力あふれるまちづくりに努めていくことが必要です。

(8) 地域コミュニティの活性化

近年、自治会加入率が低下する傾向にありますが、地域コミュニティによる活動には、高齢者や子どもの見守り、地域の自主的な防災活動など、特に身近な安全を守る役割が期待されています。

市民意識調査によると、地域福祉や災害対策、地域安全の分野において協働が必要と考える市民が4割を超える一方で、市民活動などに参加したことがある市民は3割を下回っていることから、今後も地区センターを核として市民の主体的なまちづくり活動の促進を図るとともに、地域社会を支える人づくりと人を活かす仕組みづくりに取り組み、地域活動に参加しやすい環境を作るなど、「狭山市協働によるまちづくり条例」に基づき、地域コミュニティの維持・活性化に向けて支援していくことが必要です。

(9) ＳＤＧｓの達成に向けた取り組みの推進

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略や「経済財政運営と改革の基本方針」においては、ＳＤＧｓの達成に向けた取り組みの積極的な推進が掲げられており、こうした取り組みは行政のみならず民間企業や国民生活全般においても浸透しつつあります。

本市においても、今後の行政経営における重要な指針の一つとして、豊かな自然環境と安全・安心かつ健康で文化的な社会環境の維持向上に向けて、積極的な推進が求められています。

(10) 新型コロナウイルス感染症への対応

全世界的な規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、経済活動の停滞・縮小を招くとともに、感染拡大防止を念頭においた「新しい生活様式」の実践など、市民生活にも大きな影響を与えています。

こうした中で、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組むだけでなく、急速に進展しつつあるＩＣＴを活用し、経済発展と社会的課題の解決の両立を図ることが求められています。

5 前期基本計画の達成状況

(1)各分野の主な実績

第4次狭山市総合計画前期基本計画に基づく取り組みとして計画期間内に取り組んだ主な事業などは、次のとおりです。

第1章　環境共生

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・第三次不老川生活排水対策推進計画の策定 ・狭山市独自の環境マネジメントシステムの運用開始 ・狭山市一般廃棄物処理基本計画の改定
平成29年度	・第2次狭山市環境基本計画の改定 ・狭山市地球温暖化対策実行計画の改定 ・廃棄物処理手数料の改定 ・リサイクルプラザ不用品頒布価格の改定
平成30年度	・プラスチック、古紙・古布、びん・缶・乾電池の収集日程の変更 (収集日の重複を解消) ・狭山市災害廃棄物処理計画の策定
令和元年度	・廃棄物処理手数料の改定 ・浄化センター雨水流出抑制施設の整備
令和2年度	・WBGT（暑さ指数）測定器の貸出しを開始 ・埼玉県西部地域まちづくり協議会の構成５市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）による「ゼロカーボンシティ」共同宣言 ・ごみ分別アプリの配信開始

第2章　健康福祉

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・生活困窮者自立支援事業の実施 ・幼稚園から認定こども園への移行（定員90名）平成29年4月1日開園 ・地域型保育事業所の整備（定員19名）平成29年4月1日開所 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・第1期狭山市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定 ・第3次健康日本21狭山市計画・第2次狭山市食育推進計画の策定 ・保健センターで利用者支援事業（母子保健型）の開始
平成29年度	・家庭児童相談室を移転し、こども家庭総合支援拠点として設置 ・利用者支援事業（基本型）の開始 ・訪問型子育て支援事業の業務委託を開始 ・保育園から認定こども園への移行（定員115名）平成30年4月1日開園 ・地域型保育事業所の整備（2か所・合計定員37名）平成30年4月1日開所 ・第4次狭山市障害者福祉プランの策定 ・狭山市基幹相談支援センターに総合支援コーディネーターを配置 ・第7期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスの開始 ・自立支援型地域ケア会議の開始 ・おりぴぃ健康マイレージ事業の開始 ・健康遊具の設置（上奥富運動公園） ・早期不妊検査・不妊治療費助成事業の開始 ・宿泊型産後ケア事業の開始 ・学童保育室の整備（柏原小第2学童保育室1室30名）、学童保育室の定員増加（入間川小学童保育室1室30名増、山王小学童保育室1室30名増）
平成30年度	・トータルサポート推進室の設置 ・児童虐待防止に関する連携協定を５市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）で締結 ・こどものこころ健康ガイドブックの作成 ・民間保育所の整備（定員90名）平成31年4月1日開所 ・保育園から認定こども園への移行（2園・合計定員180名）平成31年4月1日開園 ・地域型保育事業所の整備（定員10名）平成31年4月1日開所 ・「あいサポート運動」事業の開始 ・ひとり歩き高齢者安心シール交付事業の開始 ・第2期狭山市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定 ・第3期狭山市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定 ・健康遊具の設置（狭山台中央公園） ・本庁舎で母子保健型利用者支援事業の開始 ・不育症検査費助成事業の開始

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
令和元年度	・民生委員・児童委員の定数増加（244人→245人） ・第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画の策定 ・狭山市子育てサイト「Home Ciao!−ほめちゃお−」の開設 ・ひとり親家庭等医療費支給事業の充実（窓口払いを廃止） ・狭山市ファミリー・サポート・センター事業利用料助成金交付事業の開始 ・狭山市産前・産後ヘルパー派遣事業利用料助成事業の開始 ・福祉こども部に入曽地区子育て支援拠点等整備プロジェクトチームを設置 ・入間中学校跡地利活用方針の策定 ・民間保育所の整備（定員75名）令和2年4月1日開所 ・地域型保育事業所の整備（19名）令和2年4月1日開所 ・公立保育所空調機等改修工事の実施（1園） ・狭山台幼稚園の解体、除却、設計、工事、周辺家屋調査の実施 ・入曽、水野圏域を分割し、包括支援センターを増設 ・健康遊具の設置（柏原六区公園） ・学童保育室の整備（入間川東・富士見小学童保育室分室1室50名、広瀬小学童保育室分室1室50名）
令和2年度	・トータルサポート推進会議の設置 ・第4期狭山市地域福祉計画の策定 ・子育てボランティア養成講座の開始 ・児童虐待メール通報の受付開始 ・さやまし子育てステップアップ講座（オレンジプログラム）の開始 ・入曽地区子育て支援拠点施設等整備基本計画の策定 ・旧入間中学校校舎等解体工事の完了 ・民間保育所の整備（定員109名）令和3年4月1日開所 ・第5次狭山市障害者福祉プランの策定 ・第8期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・学童保育室の定員増加（奥富小学童保育室1室10名増）

第3章　都市基盤

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・地域公共交通会議の設置 ・稲荷山配水場に太陽光発電設備の設置 ・鵜ノ木浄水場中央監視制御設備の更新 ・公共下水道（汚水）市街化調整区域第4期事業の一部供用開始
平成29年度	・狭山市空家等の適正管理に関する条例の制定 ・空き家に関するデータベースの整備 ・狭山工業団地拡張地区（上広瀬西久保地区、柏原鳥之上地区）が埼玉県から産業誘導地区に選定 ・都市計画道路狭山市駅加佐志線整備事業に着手 ・都市計画道路狭山市駅上諏訪線の供用開始 ・狭山市水道事業経営戦略計画の策定 ・狭山市下水道事業経営戦略計画の策定 ・公共下水道（汚水）市街化調整区域第4期事業の一部供用開始
平成30年度	・茶の花号運行ルート等の変更 ・狭山市空家等の適正管理に関する条例の施行 ・狭山市空家等対策協議会の設置 ・狭山市駅東口土地区画整理事業の換地処分 ・狭山工業団地拡張地区を市街化区域に編入 ・狭山工業団地拡張地区に係る都市計画道路、用途地域、地区計画、防火地域及び準防火地域の変更 ・上広瀬西久保土地区画整理事業の都市計画決定 ・柏原鳥之上土地区画整理事業の都市計画決定 ・都市計画道路笹井柏原線整備事業に着手 ・下水道使用料の改定 ・公共下水道（汚水）市街化調整区域第4期事業の一部供用開始 ・狭山市下水道ストックマネジメント計画の策定 ・狭山市下水道総合地震対策計画（第2期）の策定
令和元年度	・病院等の送迎バスの空席を活用した高齢者外出支援事業の実施 ・入曽駅東口土地区画整理事業の施行認可 ・都市計画道路東京狭山線の全線供用開始 ・下水道使用料の改定 ・水道料金・下水道使用料の支払いに、一部スマートフォン決済の導入 ・稲荷山配水場の耐震化の完了 ・稲荷山配水場に応急給水設備を設置 ・公共下水道（汚水）市街化調整区域第4期事業の一部供用開始 ・公共下水道不老川雨水幹線整備事業の着手
令和2年度	・狭山市空家等対策計画の策定 ・狭山工業団地拡張地区（上広瀬西久保地区）の町名地番整理を実施 ・狭山工業団地拡張地区（上広瀬西久保地区）の換地処分 ・第2次狭山市都市計画マスタープランの策定 ・公共下水道（汚水）市街化調整区域第4期事業の一部供用開始

第4章　産業経済

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・入間川とことん活用プロジェクト事業の開始 ・狭山市入間川河川敷利用調整協議会の設立 ・モノづくり企業ＰＲ冊子の制作 ・モノづくり企業ＰＲサイト「本物づくりのまち狭山」開設 ・ふるさとモノづくり応援プロジェクト事業のイベントの開始 ・さやま農産物生産力強化支援事業（農業用機械導入事業・畑地かんがい施設改修事業）の開始 ・人・農地プラン（奥富地区）の改定 ・農地中間管理事業（柏原西ノ原地区）の開始 ・狭山茶を使った学校給食メニュー開発事業の実施
平成29年度	・勤労福祉センター、智光山荘の廃止 ・地方創生加速化支援交付金により補助した、市内事業者の碾茶加工所仕立て加工設備が稼働
平成30年度	・行政提案型事業として観光マップ、歴史観光マップの作成 ・旧勤労福祉センター解体工事の完了 ・「東中学校跡地の利活用に向けた基本的な考え方」の策定 ・人・農地プラン（堀兼地区）の策定
令和元年度	・NEXT商店街プロジェクト事業の開始 ・入間川河川敷飲食施設出店者の公募及び候補者の決定 ・狭山市プレミアム付商品券事業の実施 ・狭山市ビジネスサポートセンター業務の開始 ・旧智光山荘解体工事の完了
令和2年度	・狭山市制度融資　緊急特別資金の拡充 ・コロナに負けない!さやまのお店「全力応援チケット」事業の実施 ・コロナに負けない!さやまのお店「新しい生活様式」徹底宣言事業の実施 ・「支えあい、さやま」プロジェクトの立ち上げ ・さやまのお店全力応援サイトの開設 ・河川敷中央公園に飲食施設が出店、大型複合遊具を設置（入間川とことん活用プロジェクト） ・東中学校跡地の利活用に向けた基本方針の策定 ・コロナに負けない!さやまの事業者応援金給付事業の実施 ・旧東中学校解体工事の完了 ・強い農業づくり支援事業により建設を補助した、JAいるま野の里芋等選果施設が稼働

第5章　教育文化

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・市民会館耐震補強工事の実施 ・校舎等冷暖房設備工事の実施（1校） ・第2次狭山市教育振興基本計画の策定 ・第5次狭山市生涯学習基本計画の策定 ・公民館空調改修工事の実施（1館） ・狭山市スポーツ推進計画の策定 ・日本体育大学と体育・スポーツに関する協定を締結 ・学校図書館司書の配置 ・中学生学習支援事業「さやまっ子・茶レンジスクール」を開始 ・統合型校務支援システムの運用を開始
平成29年度	・校舎等冷暖房設備工事の実施（2校） ・小学校トイレ改修工事の実施（1校） ・狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針の改訂 ・新狭山公民館更新事業の完了・供用開始 ・ＮＰＯ法人エルフェンスポーツクラブとホームタウン・まちづくりパートナーシップ包括連携に関する基本協定を締結
平成30年度	・小学校トイレ改修工事の実施（4校） ・狭山工業団地拡張地区基盤整備事業用地の発掘現地調査の実施（令和2年度まで） ・武道館の整備に関する基本方針の改訂 ・狭山市民総合体育館アリーナ床改修工事の実施 ・小中学校にスクール・サポート・スタッフの配置 ・中学校に部活動指導員の配置 ・公費による実用英語技能検定の受験を開始（中学3年生対象）
令和元年度	・平和都市宣言30周年事業の実施 ・校舎等冷暖房設備工事の実施（1校） ・小学校トイレ改修工事の実施（5校） ・狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）の見直しに関する基本方針を策定 ・狭山市指定文化財の指定（1件） ・博物館冷房設備工事の実施 ・市内全8中学校区で小中一貫教育の実施 ・学校運営協議会（コミュニティスクール）の発足（入間川中学校区、柏原中学校区） ・小学生学習支援事業「さやまっ子・茶レンジスクール」を開始（小学4年生対象）
令和2年度	・小学校トイレ改修工事の実施（5校）（公立小学校全校のトイレ改修工事が完了） ・小・中学校の通信ネットワークの整備 ・児童・生徒に1人1台の情報端末を整備 ・入曽公民館の移転（地域交流施設への再編） ・旧入曽公民館解体工事の実施 ・武道館整備事業に着手 ・学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置（狭山台中学校区）

第6章　市民生活

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・第4次狭山市男女共同参画プランの策定 ・災害応急対策に関する協定の締結（5団体） ・第10次狭山市交通安全計画の策定 ・犯罪情報の住民提供等に関する協定の締結 ・狭山市建築物耐震改修促進計画の改定 ・市営住宅諏訪団地の外壁等改修工事の実施 ・市営住宅東鵜ノ木団地の給水管改修工事の実施 ・市営住宅鵜ノ木団地B棟建設工事の実施及び取得
平成29年度	・新狭山地区センターの移転（新狭山公民館の更新） ・狭山市防災行政無線（固定系）デジタル化工事に着手 ・狭山市地域防災計画の改訂 ・災害応急対策に関する協定の締結（2団体） ・狭山市消防団第6分団第1部車庫の建替え工事の実施 ・防犯灯LED化更新事業の実施 ・市営住宅鵜ノ木台団地の給水管改修工事の実施 ・市営住宅鵜ノ木団地集会所建設工事の実施及び取得
平成30年度	・協働によるまちづくり条例の制定 ・旧新狭山地区センター解体工事の実施 ・避難情報等電話一斉配信サービスの開始 ・災害応急対策に関する協定の締結（2団体） ・狭山市消防団指揮車の配備 ・ゾーン３０事業の実施（入曽地区若葉台） ・市民提案型協働事業による犯罪被害者支援事業の実施 ・市営住宅柏原団地の外壁等改修工事の実施 ・市営住宅中平野団地の給水管改修工事の実施 ・第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画の策定
令和元年度	・狭山市立公民館と狭山市地区センターの狭山市地域交流施設（仮称）等への再編に関する計画の策定 ・入曽地区地域交流施設（仮称）整備事業の完了 ・狭山市防災基本条例の制定 ・ゾーン３０事業の実施（堀兼地区東三ツ木） ・市民提案型協働事業による犯罪被害者支援事業の実施 ・狭山市自転車駐車場条例の一部改正 ・市営住宅笹井団地の給排水管改修工事及び直結給水化工事の実施
令和2年度	・入曽地域交流センターの供用開始 ・災害応急対策に関する協定の締結（1団体） ・後付け安全運転支援装置設置費補助事業の開始 ・高齢者運転免許証自主返納支援補助事業の開始 ・狭山市建築物耐震改修促進計画の改定 ・市営住宅上ノ原団地77号棟の外壁改修工事の実施

第7章　計画推進

年度	第4次狭山市総合計画前期基本計画の主な事業など
平成28年度	・市内4大学（西武文理大学、東京家政大学、武蔵野学院大学、武蔵野短期大学）と狭山市における連携に関する基本協定の締結 ・「夢をかなえるプロジェクト」の開始 ・婚活支援事業の開始 ・情報政策官の任用 ・狭山市公共施設等総合管理計画の策定 ・ふるさと納税事業（返礼品等の贈呈）の開始 ・ふるさと納税返礼品として入間航空祭観覧席の開始 ・ネットワーク分離による情報セキュリティの強化を実施 ・証明書のコンビニ交付の開始
平成29年度	・狭山市ふるさと年賀はがきの発売を開始 ・届け出挙式の実施 ・狭山市親元同居・近居支援補助制度の開始 ・狭山市公共施設再編計画の策定 ・固定資産台帳の整備、統一的な基準による財務書類等を作成し、公式ホームページで公表 ・市税等ペイジー口座振替サービスを開始
平成30年度	・飯能信用金庫と狭山市における定住促進に向けた連携及び協力に関する協定の締結 ・狭山市定員管理指針の一部改正 ・狭山市行財政改革指針の一部改正 ・クラウドファンディング型ふるさと納税の開始
令和元年度	・狭山市勢要覧「さやまのいいね!」を発行 ・広報さやまのリニューアルの実施 ・公式ホームページのリニューアルの実施 ・埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）に日高市が加入 ・地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームに入会 ・SAITAMA出会いサポートセンターに入会 ・若い世代のライフデザイン構築支援事業の実施 ・狭山市と狭山市内郵便局との連携に関する包括協定の締結 ・狭山市と損害保険会社4社との地方創生の推進に関する包括連携協定の締結 ・事務事業の外部評価の実施 ・ＲＰＡの導入 ・オープンデータライブラリの公開 ・地方税共通納税システムの運用開始 ・市税等自動音声電話催告システム（オートコール）の運用開始
令和2年度	・埼玉県ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームに入会 ・狭山市若い世代の住宅取得支援補助制度の開始 ・狭山市と埼玉りそな銀行との地方創生並びに官民連携の推進に関する協定の締結 ・狭山市と飯能信用金庫との地方創生の推進に関する包括連携協定の締結 ・狭山市公共建築物点検マニュアルの作成 ・第3次狭山市情報化基本計画の策定 ・AI音声認識議事録作成システムの導入 ・スマートフォンを利用した市税の電子納付サービスの開始

(2)「施策の成果目標」の達成状況と市民の満足度・充実希望度

ア　第4次総合計画前期基本計画では、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして「施策の成果目標」を設定し、令和2年度末時点での目標の達成見込みを次のように「達成」、「概ね達成」、「未達成」の3段階で評価しました。

達　　成：達成率が100%以上のもの。
概ね達成：目標には達しないものの、達成率が80%以上100%未満の段階にあるもの。
未 達 成：達成率が80%未満の段階にあるもの。

さらに、「施策の成果目標」の評価結果に基づき、施策の達成状況を次のように3段階で評価しました。

・「施策の成果目標」が 1 つの施策
　A：成果目標を「達成」している施策
　B：成果目標を「概ね達成」している施策
　C：成果目標が「未達成」の施策
・「施策の成果目標」が 2 つ以上の施策
　A：未達成の成果目標がない施策
　B：未達成の成果目標が 1 つの施策
　C：未達成の成果目標が 2 つ以上の施策

イ　第4次総合計画後期基本計画の策定にあたり、市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施し、施策ごとの「満足度」と「充実希望度」を次のように点数化して平均値により評価しました。

満足・力を入れるべき	5点
やや満足・やや力を入れるべき	4点
どちらともいえない	3点
やや不満・それほど力を入れなくてもよい	2点
不満・力を入れなくてもよい	1点

第1章:環境共生

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
1	環境共生	1	環境保全の総合的な推進	環境保全の体制の充実	1	C	3.89	2.43
				地球環境の保全	2	C	3.87	2.18
				環境に対する意識の向上	3	C	3.93	2.33
		2	緑地保全の推進	緑地の保全と活用	4	A	3.94	2.60
		3	快適な生活環境の確保	環境保全対策の推進	5	C	3.99	2.34
				環境の美化と生活環境の保全	6	B	4.00	2.62
		4	循環型社会の形成	ごみの減量化とリサイクルの推進	7	C	3.98	2.88
				廃棄物の適正な処理	8	A	3.96	2.82

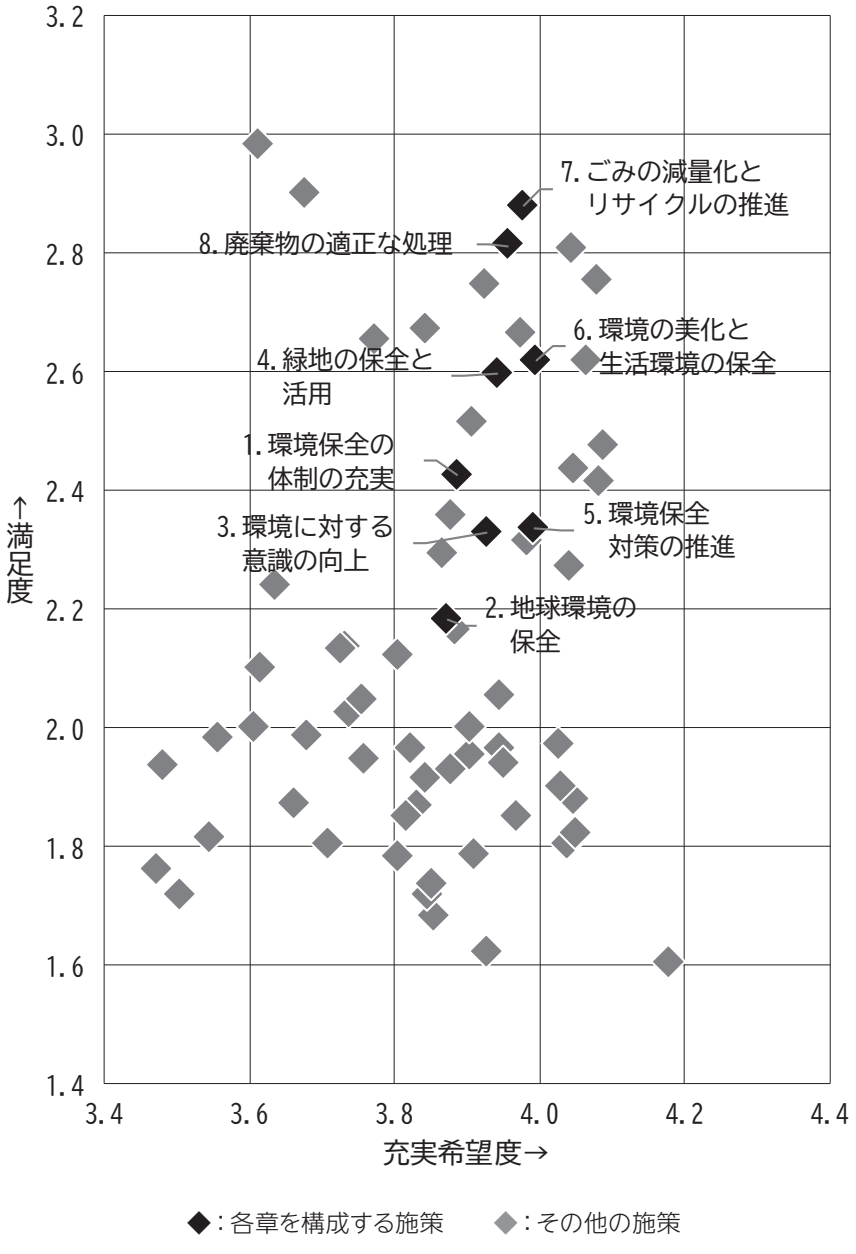

第2章:健康福祉

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
2	健康福祉	1	福祉の総合的な推進	福祉の総合的な推進	9	A	4.06	2.62
		2	健康づくりの推進と保健･医療の充実	健康づくりの推進	10	C	3.84	2.68
				保健予防の充実	11	C	3.92	2.75
				地域医療体制の充実	12	A	4.08	2.76
		3	高齢者福祉の充実	高齢者の生活の充実	13	A	3.94	2.06
				地域包括ケアの推進	14	A	3.90	2.00
				介護サービスの充実	15	A	3.95	1.94
		4	障害者福祉の充実	障害者の自立支援の促進	16	A	3.85	1.74
				障害者の社会参加の促進	17	A	3.85	1.72
		5	児童福祉の充実	仕事と子育ての両立支援	18	C	4.03	1.90
				子育て支援の充実	19	C	4.03	1.97
				ひとり親家庭などの自立支援の推進	20	C	3.93	1.63
				要保護児童対策の充実	21	A	4.18	1.61
		6	社会保障の推進	社会保障制度の円滑な運用	22	C	4.05	1.88

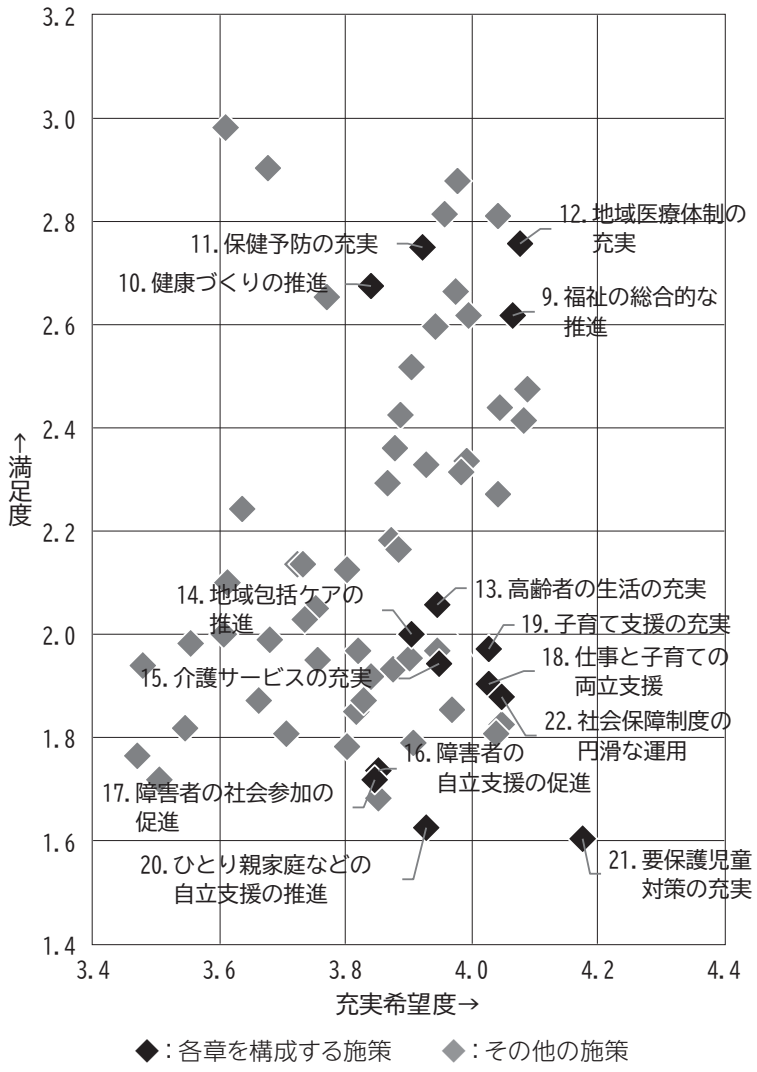

第3章:都市基盤

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
3	都市基盤	1	地域の拠点を核としたまちづくりの推進	都市機能の向上	23	A	3.88	2.17
				道路ネットワークの構築	24	C	3.87	2.30
				公共交通の充実	25	C	4.08	2.42
		2	安全で快適なまちづくりの推進	住みよいまちづくりの推進	26	A	3.97	2.67
				安全で快適な道路環境の整備	27	B	4.09	2.48
				総合的な雨水対策の推進	28	B	3.98	2.32
				公園整備・都市緑化の推進	29	A	3.77	2.65
				計画的な土地利用転換	30	B	3.75	2.05
		3	水道・下水道の整備	水道の整備	31	B	3.61	2.98
				公共下水道の整備	32	B	3.68	2.90

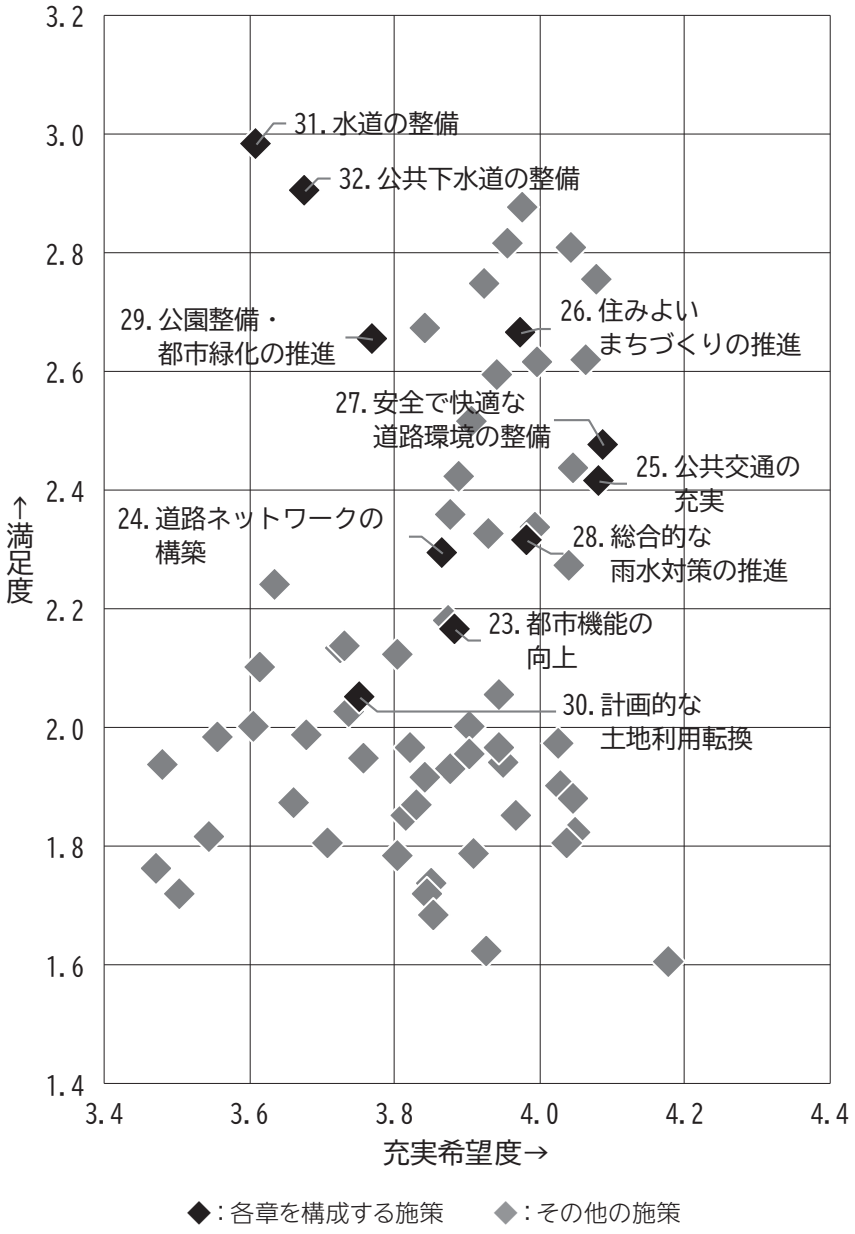

第4章:産業経済

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
4	産業経済	1	総合的な産業振興の推進	新たな企業・事業者の育成	33	B	3.85	1.68
				地域産業の支援の充実	34	B	3.91	1.79
		2	地域産業の振興	地域商業の活性化	35	A	4.05	1.82
				工業の活性化	36	C	3.82	1.85
				農業の活性化	37	B	3.82	1.97
				狭山の地域資源を活用した観光の推進	38	A	3.88	1.93
		3	雇用と労働環境の充実	雇用の促進と勤労者福祉の充実	39	C	4.04	1.81

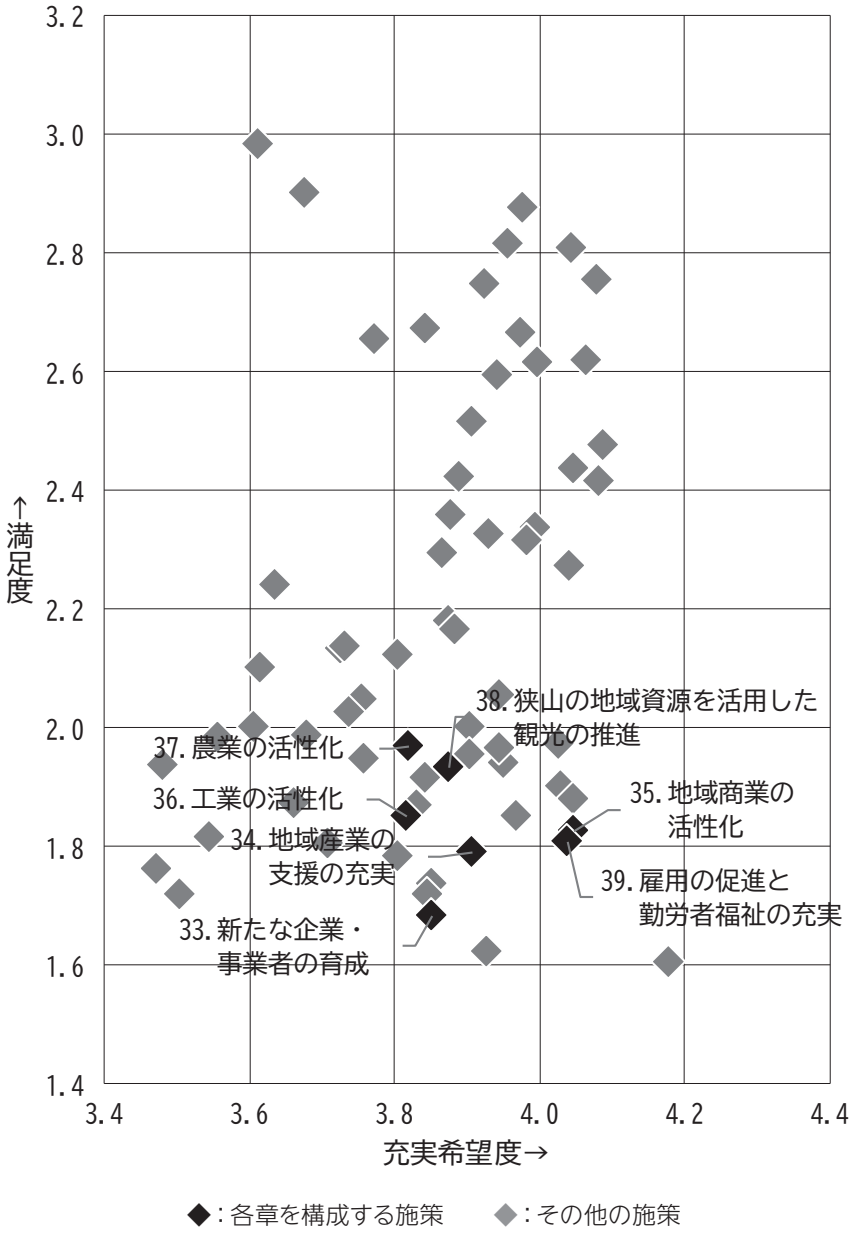

第5章:教育文化

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
5	教育文化	1	生涯学習の促進	生涯学習の促進	40	C	3.61	2.10
				生涯スポーツの促進	41	C	3.61	2.00
		2	学校教育の充実	教育の内容と支援の充実	42	評価不能	3.90	1.96
				教育環境の充実	43	C	3.94	1.97
				家庭や地域との連携	44	C	3.80	2.13
		3	青少年の健全育成	青少年の健全育成	45	C	3.84	1.92
		4	人権と平和の尊重	人権尊重意識の高揚	46	C	3.66	1.87
				平和意識の高揚	47	C	3.68	1.99
		5	市民文化の振興と国際化への対応	創造性豊かな文化の振興	48	B	3.56	1.98
				国際交流の推進	49	C	3.54	1.82

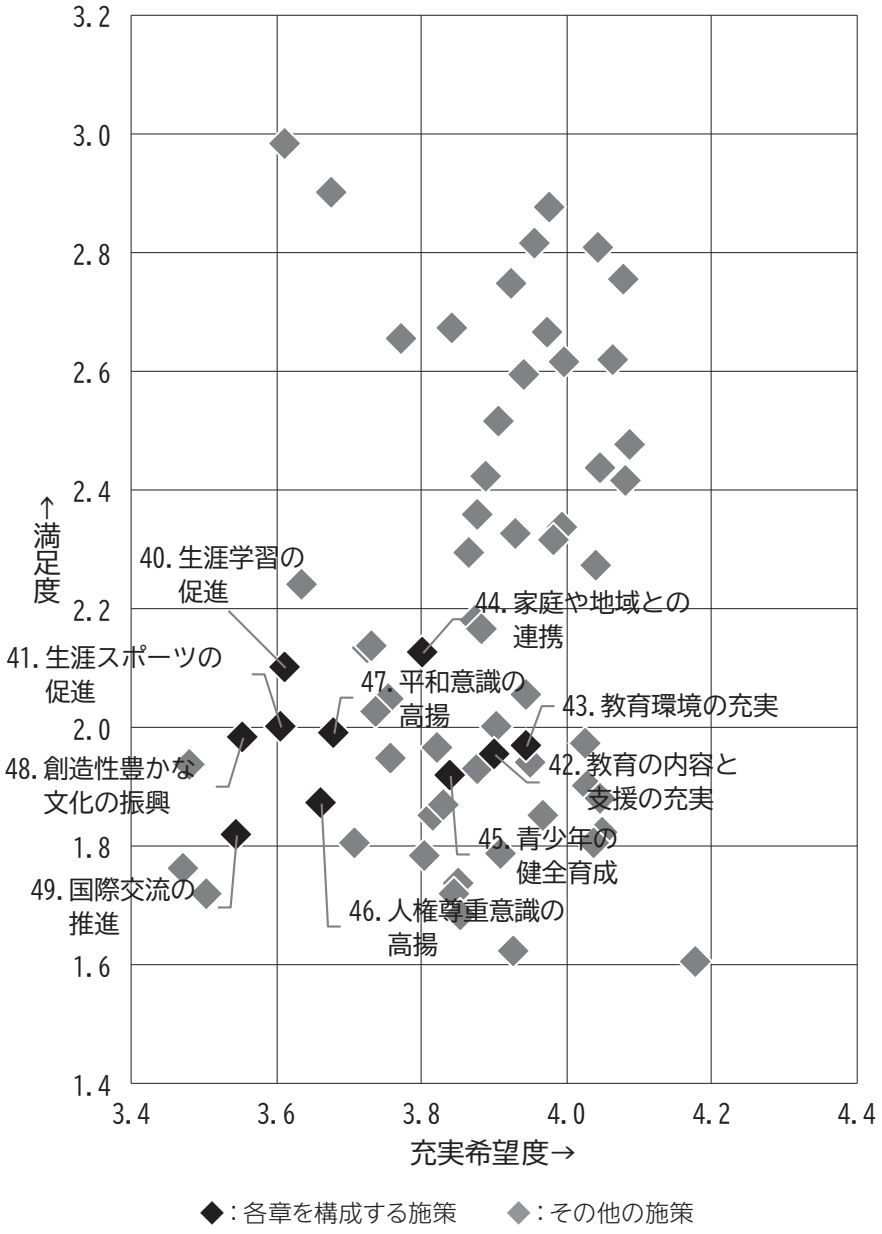

第6章:市民生活

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
6	市民生活	1	自立した地域社会の実現	地域コミュニティの活性化	50	B	3.64	2.24
				男女共同参画の推進	51	B	3.48	1.94
				安全・安心な消費生活の実現	52	B	3.88	2.36
		2	情報化の推進	地域情報化の推進	53	C	3.50	1.72
		3	住宅・建築物の充実	住宅などの適正な管理	54	A	3.72	2.14
		4	防災・消防体制の充実	総合的な危機管理防災体制の充実	55	B	4.04	2.27
				消防・救急体制の充実	56	C	4.04	2.81
		5	交通安全・防犯対策の充実	地域との連携による交通安全対策	57	A	3.91	2.52
				地域との連携による防犯対策	58	A	4.04	2.44
		6	基地対策の充実	基地周辺環境の整備の推進	59	C	3.73	2.14

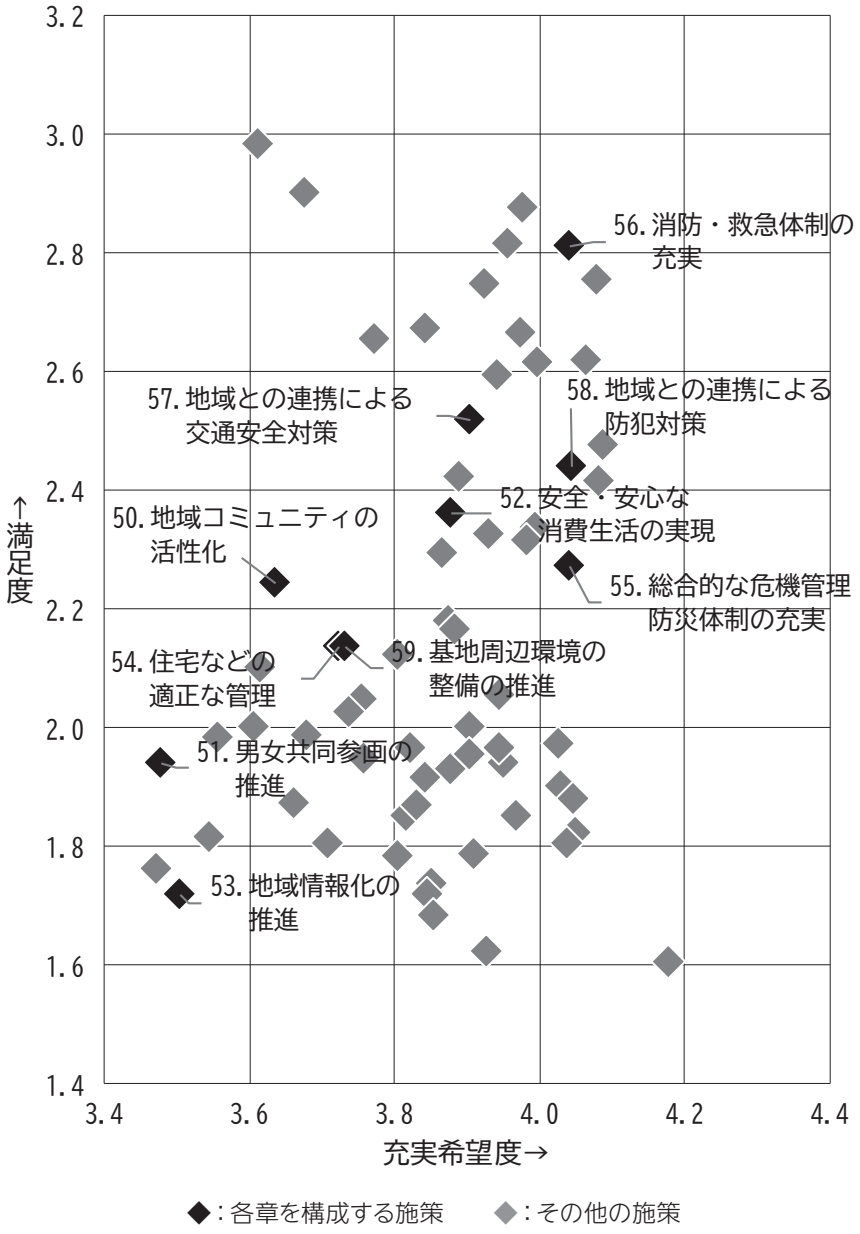

第7章:計画推進

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
7	計画推進	1	協働によるまちづくりの推進	協働の推進	60	C	3.47	1.76
				積極的な情報発信と情報活用の促進	61	B	3.74	2.03
		2	健全な行財政運営の推進	効率的・効果的な行政運営の推進	62	C	3.83	1.87
				健全な財政運営の推進	63	A	3.97	1.85
				公共施設等の計画的な管理と統合・廃止	64	A	3.76	1.95
				機能的で活力のある組織運営の推進	65	C	3.71	1.81
		3	まち・ひと・しごと創生の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	66	C	3.80	1.78

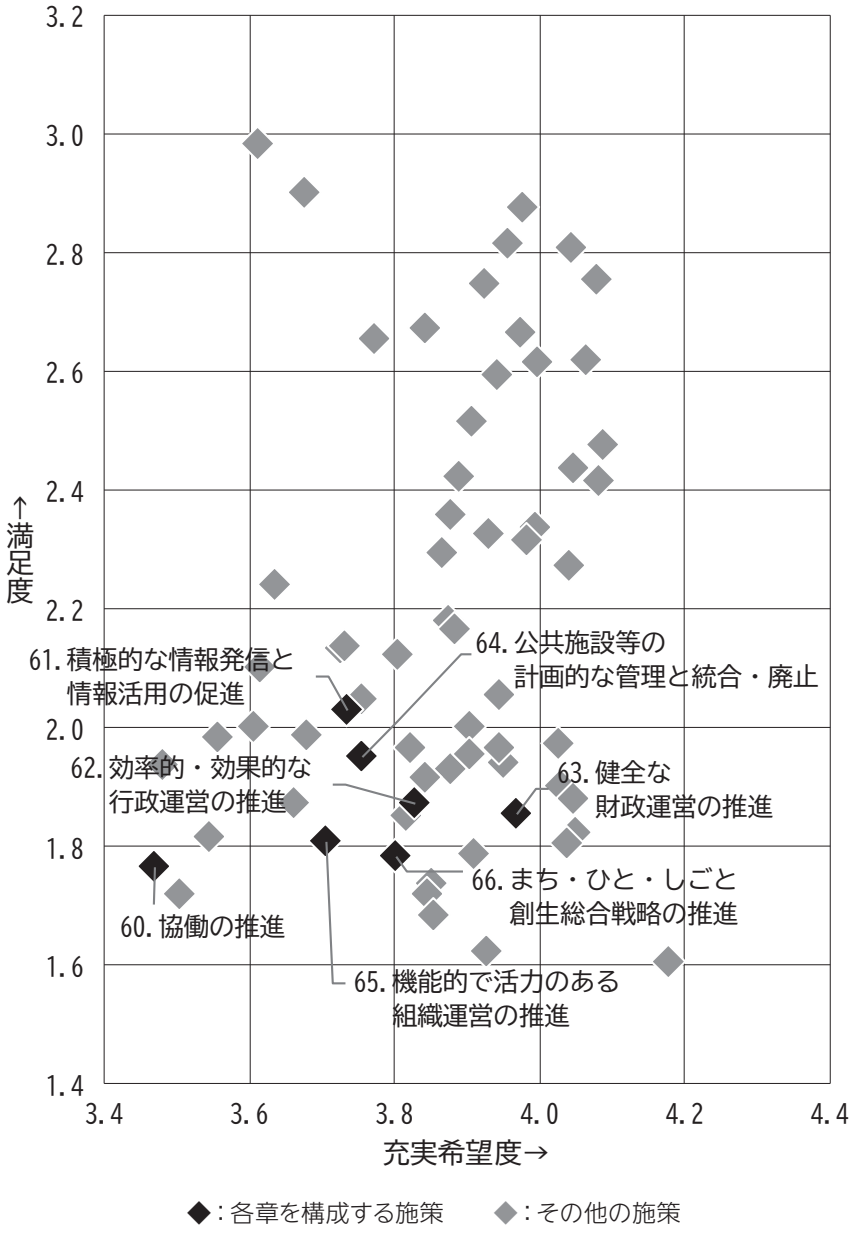

Ⅱ 後期基本計画

1. 重点テーマ
2. 施策体系図
3. 総合計画とSDGs
4. 施策の見方

1. 重点テーマ

昨今の厳しい行財政環境のもとでは、行財政資源の配分の重点化を図ることが不可欠であることから、後期基本計画では、5年間の計画期間中において、重点的、優先的に取り組むべきテーマとして、4つの重点テーマを設定するとともに、それらの実現に資する施策を明らかにしています。

テーマ1
若い世代を増やす
～人口減少を克服するまちづくり～

テーマ2
まちと産業に活力を
～人と企業に選ばれるまちへ～

テーマ3
楽しめる健康高齢社会を
～安心・健康・便利なまちづくりを～

テーマ4
市政運営をみんなの力で
～新時代にふさわしい元気な狭山を～

テーマ 1 若い世代を増やす ～人口減少を克服するまちづくり～

まちの活力の源は「人」です。若い世代のエネルギーが狭山市発展の原動力となるよう、少子高齢化と人口減少対策に取り組み、女性の力を活かし、人口減少を克服する持続可能なまちづくりを進めます。

- 保健予防の充実 施策11
- 仕事と子育ての両立支援 施策18
- 子育て支援の充実 施策19
- 社会保障制度の円滑な運用 施策22
- 教育内容と支援の充実 施策42
- 教育環境の充実 施策43
- 男女共同参画の推進 施策51
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 施策66

テーマ 2 まちと産業に活力を ～人と企業に選ばれるまちへ～

元気な産業とそれを支える都市基盤の整備は、これからもますます重要です。産業を活性化し、駅周辺に賑わいを創出し、人と企業に選ばれるまちづくりを進めます。

- 都市機能の向上 施策23
- 道路ネットワークの構築 施策24
- 計画的な土地利用転換 施策26
- 公園整備・都市緑化の推進 施策30
- 新たな企業・事業者の育成 施策33
- 地域産業の支援の充実 施策34
- 地域商業の活性化 施策35
- 工業の活性化 施策36
- 農業の活性化 施策37
- 狭山の地域資源を活用した観光の推進 施策38

テーマ 3 楽しめる健康高齢社会を ～安心・健康・便利なまちづくりを～

「いつまでも元気でいたい」という願いは誰でも同じです。子どもから高齢者まで健康でいることが当たり前となるよう、安心、健康、便利なまちづくりを進めます。

- 健康づくりの推進 施策10
- 保健予防の充実 施策11
- 高齢者の生きがいづくりの推進 施策13
- 地域包括ケアの推進 施策14
- 公共交通の充実 施策25
- 公園整備・都市緑化の推進 施策30
- 生涯学習の促進 施策40
- 生涯スポーツの促進 施策41
- 交通安全対策の充実 施策57

テーマ 4 市政運営をみんなの力で ～新時代にふさわしい元気な狭山を～

「このまちをもっと良くしたい」という思いが高まっています。市民、団体、事業者、行政が協働し、新時代にふさわしい元気なまちづくりを進めます。

- 地球環境の保全 施策2
- 地域情報化の推進 施策53
- 危機管理防災体制の充実 施策55
- 地域防犯対策の推進 施策58
- 協働の推進 施策60
- 効率的・効果的な行政運営の推進 施策62
- 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止 施策64
- 機能的で活力のある組織運営の推進 施策65
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 施策66

2. 施策体系図

章	節	施策
1 環境共生	1 環境保全の総合的な推進	① 環境保全の体制の充実 ② 地球環境の保全 ③ 環境に対する意識の向上
	2 緑地保全の推進	④ 緑地の保全と活用
	3 快適な生活環境の確保	⑤ 環境保全対策の推進 ⑥ 環境の美化と生活環境の保全
	4 循環型社会の形成	⑦ ごみの減量化とリサイクルの推進 ⑧ 廃棄物の適正な処理
2 健康福祉	1 福祉の総合的な推進	⑨ 福祉の総合的な推進
	2 健康づくりの推進と保健・医療の充実	⑩ 健康づくりの推進 ⑪ 保健予防の充実 ⑫ 地域医療体制の充実
	3 高齢者福祉の充実	⑬ 高齢者の生きがいづくりの推進 ⑭ 地域包括ケアの推進 ⑮ 介護サービスの充実
	4 障害者福祉の充実	⑯ 障害者の自立支援の促進 ⑰ 障害者の社会参加の促進
	5 児童福祉の充実	⑱ 仕事と子育ての両立支援 ⑲ 子育て支援の充実 ⑳ ひとり親家庭の自立支援の推進 ㉑ 児童虐待防止対策の充実
	6 社会保障の推進	㉒ 社会保障制度の円滑な運用
3 都市基盤	1 地域の拠点を核としたまちづくりの推進	㉓ 都市機能の向上 ㉔ 道路ネットワークの構築 ㉕ 公共交通の充実 ㉖ 計画的な土地利用転換
	2 安全で快適なまちづくりの推進	㉗ 住みよいまちづくりの推進 ㉘ 安全で快適な道路環境の保全 ㉙ 雨水対策の推進 ㉚ 公園整備・都市緑化の推進
	3 水道・下水道の整備	㉛ 水道水の安定供給 ㉜ 公共下水道の整備

章	節	施　策
4 産業経済	1 総合的な産業振興の推進	33 新たな企業・事業者の育成 34 地域産業の支援の充実
	2 地域産業の振興	35 地域商業の活性化 36 工業の活性化 37 農業の活性化 38 狭山の地域資源を活用した観光の推進
	3 雇用と労働環境の充実	39 雇用の促進と勤労者福祉の充実
5 教育文化	1 生涯学習の促進	40 生涯学習の促進 41 生涯スポーツの促進
	2 学校教育の充実	42 教育の内容と支援の充実 43 教育環境の充実 44 家庭や地域との連携
	3 青少年の健全育成	45 青少年の健全育成
	4 人権と平和の尊重	46 人権尊重意識の高揚 47 平和意識の高揚
	5 市民文化の振興と国際化への対応	48 創造性豊かな文化の振興 49 国際交流の推進
6 市民生活	1 自立した地域社会の実現	50 地域コミュニティの活性化 51 男女共同参画の推進 52 安全・安心な消費生活の実現
	2 情報化の推進	53 地域情報化の推進
	3 住宅・建築物の充実	54 建築物の適切な管理の推進
	4 防災・消防体制の充実	55 危機管理防災体制の充実 56 消防・救急体制の充実
	5 交通安全・防犯対策の充実	57 交通安全対策の充実 58 地域防犯対策の推進
	6 基地対策の充実	59 基地周辺環境の整備の推進
7 計画推進	1 協働によるまちづくりの推進	60 協働の推進 61 積極的な情報発信と情報活用の促進
	2 健全な行財政運営の推進	62 効率的・効果的な行政運営の推進 63 健全な財政運営の推進 64 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止 65 機能的で活力のある組織運営の推進
	3 まち・ひと・しごと創生の推進	66 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

3. 総合計画とＳＤＧｓ

(1)総合計画とＳＤＧｓの関連性

ア　ＳＤＧｓ策定の背景

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済のもとでは、一国の経済危機が瞬時に他国にも連鎖します。気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきており、こうした状況のなか、平成27年に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。

持続可能な開発のための2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成され、この中に持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

※169のターゲットについては、「Ⅴ.資料　5. ＳＤＧｓの17のゴールと169のターゲット」に記載

イ　ＳＤＧｓの推進に向けた基本的な考え方

総合計画において目指す将来像「緑と健康で豊かな文化都市」は、様々な行政分野をバランスよく推進することにより、市民福祉の増進を図ることを示したものであり、これはＳＤＧｓの基本理念である「誰一人取り残さない」包摂的な社会をつくることに重なる概念であると言えます。

また、本市が進める「協働によるまちづくり」についても、全ての国と全ての関係者が協調的なパートナーシップの下に取り組んでいくというＳＤＧｓの理念と重なる概念であると言えます。

こうしたことから、本市では、後期基本計画の各施策がＳＤＧｓのいずれのゴールの達成に寄与するものであるかを示し、後期基本計画を推進することにより、ＳＤＧｓの達成を目指します。

(2)各施策とＳＤＧsのゴールの対応表

本計画の66の施策とＳＤＧｓの17のゴールの対応関係は以下のとおりです。

SDGs ゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第4次狭山市総合計画 後期基本計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第1章　環境共生			●	●		●	●				●	●	●	●	●		●
第1節　環境保全の総合的な推進				●			●				●	●	●	●	●		●
施策 1　環境保全の体制の充実											●	●					●
施策 2　地球環境の保全							●				●	●	●		●		●
施策 3　環境に対する意識の向上				●			●				●	●	●	●	●		●
第2節　緑地保全の推進											●		●		●		●
施策 4　緑地の保全と活用											●		●		●		●
第3節　快適な生活環境の確保			●			●					●			●			●
施策 5　環境保全対策の推進			●			●					●			●			●
施策 6　環境の美化と生活環境の保全						●					●			●			●
第4節　循環型社会の形成				●			●				●	●		●			●
施策 7　ごみの減量化とリサイクルの推進				●			●				●	●		●			●
施策 8　廃棄物の適正な処理							●				●	●					●
第2章　健康福祉	●	●	●	●	●			●		●	●					●	●
第1節　福祉の総合的な推進	●		●							●						●	●
施策 9　福祉の総合的な推進	●		●							●						●	●
第2節　健康づくりの推進と保健・医療の充実		●	●	●													●
施策 10　健康づくりの推進		●	●	●													●
施策 11　保健予防の充実			●														●
施策 12　地域医療体制の充実			●														●
第3節　高齢者福祉の充実	●		●					●									●
施策 13　高齢者の生きがいづくりの推進								●									●
施策 14　地域包括ケアの推進	●		●														●
施策 15　介護サービスの充実			●														●
第4節　障害者福祉の充実	●		●	●				●		●	●						●
施策 16　障害者の自立支援の促進	●		●	●				●		●							●
施策 17　障害者の社会参加の促進	●			●				●		●	●						●
第5節　児童福祉の充実	●		●	●	●			●		●						●	●
施策 18　仕事と子育ての両立支援								●		●							●
施策 19　子育て支援の充実					●												●
施策 20　ひとり親家庭の自立支援の推進	●			●				●		●							●
施策 21　児童虐待防止対策の充実	●		●	●												●	●
第6節　社会保障の推進	●	●	●	●				●		●	●						●
施策 22　社会保障制度の円滑な運用	●	●	●	●				●		●	●						●
第3章　都市基盤						●	●	●	●		●		●		●		●
第1節　地域の拠点を核としたまちづくりの推進								●	●		●						●
施策 23　都市機能の向上									●		●						●
施策 24　道路ネットワークの構築									●		●						●
施策 25　公共交通の充実									●		●						●
施策 26　計画的な土地利用転換								●	●		●						●
第2節　安全で快適なまちづくりの推進							●		●		●		●		●		●
施策 27　住みよいまちづくりの推進							●		●		●						●
施策 28　安全で快適な道路環境の保全									●		●						●
施策 29　雨水対策の推進									●		●		●				●
施策 30　公園整備・都市緑化の推進									●		●				●		●
第3節　水道・下水道の整備						●			●		●						●
施策 31　水道水の安定供給						●			●		●						●
施策 32　公共下水道の整備						●			●		●						●

Ⅱ. 後期基本計画

SDGsゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第4次狭山市総合計画 後期基本計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4章　産業経済	●	●		●				●	●	●	●				●		●
第1節　総合的な産業振興の推進								●	●								●
施策 33　新たな企業・事業者の育成								●									●
施策 34　地域産業の支援の充実								●	●								●
第2節　地域産業の振興		●						●	●		●				●		●
施策 35　地域商業の活性化								●	●		●						●
施策 36　工業の活性化								●	●								●
施策 37　農業の活性化		●						●							●		●
施策 38　狭山の地域資源を活用した観光の推進								●			●						●
第3節　雇用と労働環境の充実	●			●				●		●							●
施策 39　雇用の促進と勤労者福祉の充実	●			●				●		●							●
第5章　教育文化	●	●	●	●	●			●		●	●					●	●
第1節　生涯学習の促進			●	●													●
施策 40　生涯学習の促進				●													●
施策 41　生涯スポーツの促進			●	●													●
第2節　学校教育の充実	●	●		●				●									●
施策 42　教育の内容と支援の充実	●			●				●									●
施策 43　教育環境の充実		●		●													●
施策 44　家庭や地域との連携				●													●
第3節　青少年の健全育成				●												●	●
施策 45　青少年の健全育成				●												●	●
第4節　人権と平和の尊重				●	●					●						●	●
施策 46　人権尊重意識の高揚				●	●					●						●	●
施策 47　平和意識の高揚				●												●	●
第5節　市民文化の振興と国際化への対応				●						●	●						●
施策 48　創造性豊かな文化の振興				●							●						●
施策 49　国際交流の推進				●						●							●
第6章　市民生活	●		●		●				●		●		●			●	●
第1節　自立した地域社会の実現					●						●					●	●
施策 50　地域コミュニティの活性化											●						●
施策 51　男女共同参画の推進					●											●	●
施策 52　安全・安心な消費生活の実現																●	●
第2節　情報化の推進									●		●						●
施策 53　地域情報化の推進									●		●						●
第3節　住宅・建築物の充実											●		●				●
施策 54　建築物の適切な管理の推進											●		●				●
第4節　防災・消防体制の充実	●		●								●		●				●
施策 55　危機管理防災体制の充実	●		●								●		●				●
施策 56　消防・救急体制の充実											●						●
第5節　交通安全・防犯対策の充実			●								●					●	●
施策 57　交通安全対策の充実			●														●
施策 58　地域防犯対策の推進											●					●	●
第6節　基地対策の充実											●						●
施策 59　基地周辺環境の整備の推進											●						●
第7章　計画推進			●	●	●			●	●	●	●					●	●
第1節　協働によるまちづくりの推進											●					●	●
施策 60　協働の推進											●						●
施策 61　積極的な情報発信と情報活用の促進																●	●
第2節　健全な行財政運営の推進					●			●	●	●	●					●	●
施策 62　効率的・効果的な行政運営の推進											●					●	●
施策 63　健全な財政運営の推進										●	●					●	●
施策 64　公共施設等の計画的な管理と統合・廃止									●		●						●
施策 65　機能的で活力のある組織運営の推進					●			●								●	●
第3節　まち・ひと・しごと創生の推進			●	●				●	●		●						●
施策 66　まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進			●	●				●	●		●						●

4. 施策の見方

施策1　環境保全の体制の充実

施策番号、名称

施策の目指す姿

施策の推進により、令和7年度末にどのような状態になっているか、理想とする姿として記述しています。

市民、団体、事業者及び市が、それぞれの役割を認め合いながら協働し、環境保全に取り組むことにより、環境に配慮した市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市※1が実現しています。

施策の現状

市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

本市では、狭山市環境基本計画※2を推進するため、市民、団体、事業者及び市が協働して環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。

事業者は、ＩＳＯ１４００１※3やエコアクション21※4などの環境マネジメントシステムを運用しています。また、団体は、それぞれ活動するとともに、複数の団体が連携した取り組みを行っています。

市の事務事業については、市独自の狭山市環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の低減を図っています。

施策の課題

施策の目指す姿と現状を踏まえ、今後5年間を見据え、取り組むべき課題を記述しています。

- 持続可能な環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的な運用が必要です。

解説や補足が必要な本文中の用語に対して、脚注として説明を記載しています。

※1 環境共生都市とは
(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

※2 狭山市環境基本計画とは
狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点をおいた考え方と望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

※3 ＩＳＯ１４００１とは
国際標準化機構が作成した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

※4 エコアクション21とは
事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うための仕組みについて、環境省が策定したガイドラインのこと。

主なとりくみ

施策の課題を解決するための具体的なとりくみ内容を記述しています。

(1)多様な主体とのネットワークの強化
- 市民、団体、事業者など、各主体による環境保全活動の取り組みを支援するとともに、多様な主体をつなぐ交流の機会を提供するなどネットワークの強化を図ります。

(2)環境マネジメントシステムの推進
- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理を徹底するとともに、事業者によるＩＳＯ１４００１やエコアクション21の運用を通じて環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

施策の目標を成果目標で示しています。ただし、適当な成果指標が無い場合は、活動指標で示しています。年度合計、年度平均で表し、累計の場合は年度末までの累計です。(特に記述がある場合を除く)

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
環境保全活動に係る協働事業の実施件数	25件	25件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

施策を推進するために、市民・団体・事業者などの皆さんに期待する行動や役割を記述しています。

- 環境保全のための取り組みに対する理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体をはじめとする多様な主体や地域との連携を更に深め、協働による取り組みを広げましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

SDGsの17のゴールのうち、施策と関連するゴールについて、アイコンを用いて表示しています。

- ゴール11　住み続けられるまちづくりを
- ゴール12　つくる責任　つかう責任
- ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

第1章 環境共生

～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

第1章　環境共生　～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
環境共生　～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～	1	環境保全の総合的な推進	1	環境保全の体制の充実	(1)	多様な主体とのネットワークの強化
					(2)	環境マネジメントシステムの推進
			2	地球環境の保全	(1)	地球温暖化対策の推進
					(2)	エネルギー対策の推進
					(3)	生態系の保全
			3	環境に対する意識の向上	(1)	地域での環境学習の推進
					(2)	学校での環境学習の推進
	2	緑地保全の推進	4	緑地の保全と活用	(1)	緑地の指定や公有地化の推進
					(2)	緑地の活用と保全活動の推進
	3	快適な生活環境の確保	5	環境保全対策の推進	(1)	環境汚染などの未然防止
					(2)	環境調査事業の推進
			6	環境の美化と生活環境の保全	(1)	環境の美化に対する意識啓発と活動の促進
					(2)	良好な生活環境の維持
					(3)	不法投棄防止対策の推進
	4	循環型社会の形成	7	ごみの減量化とリサイクルの推進	(1)	4R の普及啓発・教育の充実
					(2)	ごみの発生抑制の推進
					(3)	廃棄物のリサイクルの推進
			8	廃棄物の適正な処理	(1)	廃棄物収集体制の効率的な運用
					(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新
					(3)	廃棄物処理施設の跡地の適切な管理と有効活用

施策1 環境保全の体制の充実

施策の目指す姿

市民、団体、事業者及び市が、それぞれの役割を認め合いながら協働し、環境保全に取り組むことにより、環境に配慮した市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市※1 が実現しています。

施策の現状

本市では、狭山市環境基本計画※2 を推進するため、市民、団体、事業者及び市が協働して環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。

事業者は、ＩＳＯ１４００１※3 やエコアクション21※4 などの環境マネジメントシステムを運用しています。また、団体は、それぞれ活動するとともに、複数の団体が連携した取り組みを行っています。

市の事務事業については、市独自の狭山市環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の低減を図っています。

施策の課題

●持続可能な環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的な運用が必要です。

※1 環境共生都市とは
(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

※2 狭山市環境基本計画とは
狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点をおいた考え方と望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

※3 ＩＳＯ１４００１とは
国際標準化機構が作成した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

※4 エコアクション21とは
事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うための仕組みについて、環境省が策定したガイドラインのこと。

主なとりくみ

(1)多様な主体とのネットワークの強化

●市民、団体、事業者など、各主体による環境保全活動の取り組みを支援するとともに、多様な主体をつなぐ交流の機会を提供するなどネットワークの強化を図ります。

(2)環境マネジメントシステムの推進

●狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理を徹底するとともに、事業者によるＩＳＯ１４００１やエコアクション21の運用を通じて環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
環境保全活動に係る協働事業の実施件数	**25件**	**25件**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●環境保全のための取り組みに対する理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
●団体をはじめとする多様な主体や地域との連携を更に深め、協働による取り組みを広げましょう。
●事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール12　つくる責任　つかう責任
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策2 地球環境の保全

施策の目指す姿

市民、団体、事業者及び市が協働して、地球温暖化対策や生態系※1の保全に取り組むことにより、地球環境が保全され、持続可能な社会が実現しています。

施策の現状

本市では、地球温暖化対策として、狭山市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス※2排出量の削減目標を掲げ、目標の達成に向けた取り組みを推進しています。令和3年2月には、埼玉県西部地域まちづくり協議会※3の構成市で「ゼロカーボンシティ※4」共同宣言をしました。

エネルギー対策については、住宅用省エネルギーシステムの設置費用を補助し、再生可能エネルギー※5の活用などを促進しています。さらに、市民、団体と協働して市民共同発電所※6を設置し、市民の身近な場所で太陽光発電設備の普及を図っています。

また、生態系を保全するため、特定外来生物の駆除などを実施しています。

施策の課題

●地球温暖化に伴う気候変動を抑制し、地球環境を保全するため、狭山市地球温暖化対策実行計画を見直すとともに、エネルギーの地産地消を進めることが必要です。また、多様な動植物が共生する環境を守り、生態系を保全することが必要です。

※1 生態系とは
ある地域に生息する生物群集(植物、動物、微生物)とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を合わせた、ひとつの統合した系(システム)のこと。

※2 温室効果ガスとは
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

※3 埼玉県西部地域まちづくり協議会とは
県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画(ダイアプラン)を策定している。

※4 ゼロカーボンシティとは
2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長又は地方自治体として表明した地方自治体のこと。

※5 再生可能エネルギーとは
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱やその他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。

※6 市民共同発電所とは
市民から募った寄附や出資、行政の補助金等をもとに、NPO法人や民間会社が設置した太陽光パネルなどの装置のこと。

主なとりくみ

(1)地球温暖化対策の推進

●地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの削減目標量を具体的に設定し、目標の達成に向け、市民、団体、事業者及び市が協働して、排出量の削減に取り組みます。

●健康、防災、農業、生態系など各分野の関連部署や近隣市と連携して、自然的、経済的及び社会的状況に応じた気候変動への適応策を推進します。

(2)エネルギー対策の推進

●省エネルギー機器や創エネルギー機器の導入を促進するとともに、公共施設においても、これらの機器の導入に取り組み、エネルギーの地産地消を推進します。

●クリーンエネルギー推進補助制度を活用し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を促進し、脱炭素社会に向けてＦＣＶ※7などの新たなエネルギーの情報発信をします。

●省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用についての情報を収集し、市民、団体、事業者などへ周知します。

(3)生態系の保全

●緑地や河川における動植物の生息･生育状況に関する情報を収集し、良好な生態系の保全に努めます。

●生態系に影響を及ぼす外来生物などへの注意喚起や情報発信を充実するとともに、防除対策を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
狭山市全体の温室効果ガス排出量 (それぞれの年度に埼玉県から公表された数値)	931.9（千t−CO_2）	846.5（千t−CO_2）

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●温室効果ガスの排出量が少ないライフスタイルへ転換しましょう。

●日々の暮らしのなかで、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用に取り組みましょう。

●動植物の遺棄をやめるとともに、外来生物などの情報提供や駆除に協力しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール7　エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール12　つくる責任　つかう責任
●ゴール13　気候変動に具体的な対策を
●ゴール15　陸の豊かさも守ろう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※7 ＦＣＶとは
水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を搭載し、電気を動力源としてモーターで走行する自動車のこと。

施策3 環境に対する意識の向上

施策の目指す姿

子どもから高齢者まで生涯にわたって環境について学ぶことにより、市民一人一人が環境への理解を深め、日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努め、自ら積極的に環境に配慮して行動しています。

施策の現状

市民生活や事業活動において、市民一人一人が常に環境に配慮して行動するためには、子どもから高齢者まで、幅広い年代にわたる環境学習が重要であり、本市では、公民館などにおいて環境講座を開催し、環境に対する意識の向上に取り組んでいます。また、小中学校での社会科や理科、総合的な学習の時間を中心に、教育活動の様々な機会を捉え、環境学習を進めています。

施策の課題

●市民一人一人が環境に配慮して行動できるよう、地域や学校における啓発活動が必要です。
●環境学習を担う人材の育成を図る必要があります。

主なとりくみ

(1) 地域での環境学習の推進

●公民館などにおいて、地域の自然や特性を活かした体験型活動などの環境学習の機会を確保し、市民の自主的な環境学習を促進します。
●環境に係る講演会やイベント、出前講座などを開催し、市民の環境意識の向上を図ります。

(2) 学校での環境学習の推進

●学校での環境学習において、埼玉県の取り組みであるエコライフＤＡＹ※1 や小中学校に設置している太陽光発電装置などを活用し、自然環境の保全や限りある資源の大切さを学ぶことを通じて、子どもたちの日常生活における環境に対する意識の向上に取り組みます。

※1 エコライフＤＡＹとは
埼玉県が行っている活動の一つで、家庭からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を1日実践し、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりをチェックシートを使って行う取り組みのこと。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
環境講座への参加者数	1,260人	1,300人
エコライフＤＡＹの取り組みの参加者数	32,942人	36,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域ぐるみで環境学習を進め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
●環境について学校で学んだことを日常生活で実践しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール7　エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール12　つくる責任　つかう責任
●ゴール13　気候変動に具体的な対策を
●ゴール14　海の豊かさを守ろう
●ゴール15　陸の豊かさも守ろう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策4 緑地の保全と活用

施策の目指す姿

地域制緑地※1 の指定や公有地化により、広域的に緑地が保全され、市民の憩いの場として活用されています。

施策の現状

近年、開発や相続などの影響により緑地面積は徐々に減少していますが、景観の形成や憩いの場の提供及び二酸化炭素の吸収などの観点から、緑地の適正な保全と活用の重要度は増しており、令和元年度からは森林環境譲与税※2 の譲与が始まり、適切な緑地の整備が求められています。

本市では、市内に残された緑地のうち、約133haを貴重な緑地として地域制緑地に指定するとともに、このうち、まとまった緑地を形成し、保全する必要性が高い稲荷山特別緑地保全地区※3・ふるさとの緑の景観地※4・入間川左岸斜面緑地・狭山市ふれあい緑地※5 の一部など約22haを公有地化しています。特に、堀兼・上赤坂公園周辺は緑のトラスト保全第9号地※6 として約7haを公有地化し、団体の協力のもと、維持管理に取り組んでいます。

また、市街地やその周辺に残された平地林は、借地などにより約2haを狭山市ふれあい緑地に指定し、市民や団体などとの協働による管理のもと、憩いの場として提供しています。

※1 地域制緑地とは
特別緑地保全地区、緑地保全地区など、法令などに基づき保全するために指定した緑地のこと。

※2 森林環境譲与税とは
パリ協定の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害等の防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税のこと。

※3 特別緑地保全地区とは
都市緑地法に基づき、都市計画区域内のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区のこと。

※4 ふるさとの緑の景観地とは
武蔵野の面影を残す雑木林など、県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づいて指定されている樹林地のこと。

※5 狭山市ふれあい緑地とは
市街地に残された貴重な緑地を保全するため、所有者から借り上げ、市民の憩いの場として開放している緑地のこと。

※6 緑のトラスト保全第9号地とは
県が県民から寄附や寄贈、遺贈された埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の財産として保存していこうとする運動をさいたま緑のトラスト運動といい、その第9号地として選ばれた樹林地のこと。

施策の課題

●まとまった緑地の適正な保全や、身近な緑地の管理が必要です。

主なとりくみ

(1)緑地の指定や公有地化の推進

●市街地に残された緑地のうち、まとまった規模で景観を形成している平地林については、緑地の指定などにより保全を図ります。

●緑のトラスト保全第9号地周辺を含む、ふるさとの緑の景観地内などの恒久的な保全が必要な緑地については、公有地化を進めます。

(2)緑地の活用と保全活動の推進

●市街地やその周辺に残された緑地を狭山市ふれあい緑地として借り上げることなどにより、保全を図るとともに、憩いの場を提供します。

●市民や団体などと協働し、地域における緑地保全活動を更に強化するとともに、環境の保全に取り組む団体を支援します。

●森林環境譲与税を活用して森林の保全、整備に係る計画を策定し、適切な緑地の整備を行います。

施策の成果目標

項　目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
緑地の維持	－	**緑地の減少を最小限に留める**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●緑地の指定や公有地化への理解を深め、協力しましょう。

●憩いの場として緑地を活用しましょう。

●身近なみどりの保全のために地域の緑地保全活動に積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール13　気候変動に具体的な対策を

●ゴール15　陸の豊かさも守ろう

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策5 環境保全対策の推進

施策の目指す姿

工場や事業所において水質汚濁や大気汚染などに関する法令が遵守されるとともに、国、県、市において環境への負荷を減らす対策や公害への対策が適切に実施されることにより、環境汚染が未然に防止されています。

施策の現状

工場や事業所に対する各種法令の規制強化とともに、事業者の積極的な取り組みにより、近年、本市では、河川の水質汚濁や大気汚染による大きな被害は発生していません。

入間川、不老川のBOD※1 及び大気中のダイオキシン類※2 については、環境基準を満たしています。

また、航空自衛隊入間基地の航空機による騒音のほか、近隣間での生活騒音や臭気に関する相談が寄せられています。

施策の課題

●環境汚染などを未然に防止し、生活環境を保全するためには、継続的な調査に基づき実態を把握し、工場や事業所に対して規制基準の遵守徹底を指導するとともに、一般家庭等に対して生活排水処理の適正化を指導することが必要です。

※1 BODとは
生物化学的酸素要求量のこと。

※2 ダイオキシン類とは
非常に毒性の強い有機塩素化合物（炭素、水素、酸素、塩素からできている化合物）のこと。

主なとりくみ

(1)環境汚染などの未然防止

●水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法などの環境関連法令に基づき、工場や事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守徹底を指導することにより、環境汚染を未然に防止します。また、生活排水対策については、関係機関と連携して計画的に推進します。

(2)環境調査事業の推進

●道路交通騒音、航空機騒音の実態を把握し、軽減対策につなげるため、騒音測定を継続的に行い、状況に応じて関係機関へ改善を要請します。また、生活騒音などの相談に対しては、適切かつ細やかな対応を図ります。

●ダイオキシン類の発生を抑制するため、野焼き防止パトロールを実施するとともに、大気調査を継続的に行い、経年変化などの実態を把握します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
特定事業場・工場排水の規制基準の達成率	87.8%	100%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●環境関連法令を守り、環境に配慮して行動しましょう。
●近隣に対する生活騒音などに配慮しましょう。
●野焼きをやめましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール6　安全な水とトイレを世界中に
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール14　海の豊かさを守ろう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策6 環境の美化と生活環境の保全

施策の目指す姿

環境への意識が高まり、市民一人一人が率先して環境の美化に取り組むとともに、個人のモラルが向上することにより、ポイ捨てや不法投棄がなくなっています。

また、空き地などが適切に維持管理されることにより、周辺住民の生活環境が良好に保たれ、安全で安心して暮らせる環境が実現しています。

施策の現状

本市では、アダプトプログラム※1 に基づいて道路や水辺などの環境美化活動に取り組む団体、事業者を支援しています。このような環境美化活動には小中学校も参加し、環境美化意識の啓発に役立っています。

また、歩きたばこやポイ捨て等については、防止キャンペーン等の啓発活動を実施しています。

不法投棄監視パトロールや団体、事業者による環境美化活動などの取り組みにより、不法投棄物の撤去重量は減少傾向にありますが、一方で、粗大ごみや処理困難物の撤去重量はここ数年、横ばいで推移しています。

施策の課題

●ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発と美化活動を継続して行うことが必要です。

※1 アダプトプログラムとは

市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のこと。

主なとりくみ

(1) 環境の美化に対する意識啓発と活動の促進

- ●環境の美化に対する市民意識の高揚やモラルの向上を図るため、歩きたばこの防止など、各種キャンペーンを実施します。
- ●アダプトプログラムの参加団体を拡充するとともに、団体、事業者などが主体となる環境美化活動を支援します。
- ●水辺環境の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、不老川クリーン作戦などの水辺環境の美化活動を支援します。

(2) 良好な生活環境の維持

- ●周辺住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている空き地などについて、所有者や管理者に対して適切な管理を促すなど必要な対策を行います。
- ●公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に関する地域の取り組みを支援します。

(3) 不法投棄防止対策の推進

- ●不法投棄を防止し、ごみのないきれいなまちを実現するため、監視パトロールを行うとともに、ごみを早期撤去します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
アダプトプログラムの参加団体数	**42団体**	**43団体**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●ごみのポイ捨てや不法投棄を許さない環境づくりを積極的に進めましょう。
- ●不法投棄の防止に対する取り組みに関心を持ち、発見した際は関係機関へ通報しましょう。
- ●地域の環境美化活動に参加しましょう。
- ●空き地などの所有者は、定期的に除草を行うなど、適切に管理しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール6　安全な水とトイレを世界中に
- ●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール14　海の豊かさを守ろう
- ●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策7 ごみの減量化とリサイクルの推進

施策の目指す姿

4R（Refuse（ごみになるものを断る）、Reduce（ごみを減量する）、Reuse（不用になったものを再利用する）、Recycle（ごみの分別により再資源化する））の意識が定着し、市民、団体、事業者及び市が、それぞれの役割を認め合いながら協働して、ごみの発生を抑制し、分別を徹底することにより、効率的で効果的なリサイクルが行われ、循環型社会が形成されています。

施策の現状

4Rの普及啓発により、もやすごみともやさないごみの排出量は減少傾向にあり、市民一人あたりの排出量も減少しています。

リサイクルの推進により、再生利用率は約32%となり、全国的にみても上位となっていますが、近年は生ごみ、剪定枝などの有機資源や、びん、缶、古紙、古布などの資源ごみの排出量も減少傾向にあることから、再生利用率は横ばいで推移しています。

廃棄物減量等推進員との協働による啓発活動やリサイクルプラザを拠点とした情報発信により、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

国際的な課題となっている食品ロスについては3010（さんまるいちまる）運動※1などに取り組み、また、海洋プラスチックごみについては使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの象徴であるレジ袋削減に向けた「毎日がノーレジ袋デー」の啓発など発生抑制と分別排出の徹底に取り組んでいます。

事業者等に対して、ごみの減量化や適正な分別に関する指導を行うことにより、事業系ごみの排出量は減少しています。

施策の課題

●循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制を最優先するとともに、分別を徹底し、リサイクルを推進することが必要です。

主なとりくみ

(1)4Rの普及啓発・教育の充実

●ごみの減量化やリサイクルを推進するため、あらゆる機会をとらえて、4Rの啓発活動を実施します。

●市民、団体、事業者などによるごみの減量化やリサイクルの取り組みを支援するため、ごみに関する情報をいつでも提供できるようにします。

●ごみ処理施設において、市内の全小学校の社会科見学を受け入れるとともに、公民館等において

出前講座を実施します。

(2) ごみの発生抑制の推進

- ●国際的な課題となっている海洋プラスチック汚染の対策として、「毎日がノーレジ袋デー」の周知など、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を抑制し、分別を徹底します。
- ●生ごみリサイクル事業の推進や生ごみの家庭内処理に対する支援を通じて、ごみの発生を抑制します。
- ●食品ロスの削減に向け、3010（さんまるいちまる）運動や食べきり運動などの啓発、フードバンク活動への支援を進めます。
- ●事業系ごみの更なる減量化を図るため、搬入検査など、ごみの排出状況を把握し、状況に応じた指導を行います。
- ●ごみ収集の有料化など、ごみの発生抑制に関する新たな取り組みの検討を進めます。

(3) 廃棄物のリサイクルの推進

- ●リサイクル情報の発信拠点であるリサイクルプラザの運営を充実します。また、びん・缶、古紙・古布、ペットボトル、プラスチックなどの分別を周知徹底し、適正な処理を推進します。
- ●生ごみや剪定枝などの有機資源のリサイクルをより一層推進します。
- ●羽毛布団や陶磁器など、新たなリサイクル品目について調査研究します。
- ●稲荷山環境センターから発生する焼却灰を資源化し、有効活用します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市民一人あたりのもやすごみ排出量	406g／人・日	380g／人・日
廃棄物の再生利用率 （廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量）	32.2%	33.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●ごみに関心を持ち、ごみに関する情報を活用しましょう。
- ●食品ロスを削減しましょう。
- ●使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を抑制しましょう。
- ●リユース品やリサイクル製品を積極的に使用しましょう。
- ●もやすごみに含まれている雑紙を分別排出するなど、ごみの分別を更に徹底し、リサイクルを推進しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール4　質の高い教育をみんなに
- ●ゴール7　エネルギーをみんなに　そしてクリーンに
- ●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール12　つくる責任　つかう責任
- ●ゴール14　海の豊かさを守ろう
- ●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 3010（さんまるいちまる）運動とは
飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は食事をすることを推奨し、食べ残し（食品ロス）を減らす運動のこと。

施策8 廃棄物の適正な処理

施策の目指す姿

収集から中間処理を経て最終処分に至るまで、廃棄物を安全に効率よく適正に処理することにより、衛生的な生活環境が保たれています。また、廃棄物処理施設の跡地が安全に管理されるとともに、適切に整備され、地域住民の交流の場として活用されています。

施策の現状

平成30年に収集日程を見直したことにより、複数のごみの収集日が重なることがなくなり、収集効率が向上しました。

廃棄物処理施設を安定して稼働するため、日常点検及び定期的な保守点検の実施を徹底しています。

稲荷山環境センターについては、計画的な修繕及び基幹的設備の更新を行い、長寿命化を図るとともに、焼却にともなって発生する熱を利用した発電を行っています。

廃棄物の埋め立てが終了した市内の最終処分場については、現在は、施設の管理と浸透した雨水の浄化処理を行っています。

浄化センターについては、地域住民との合意に基づき、旧施設の跡地の適切な整備を実施しています。

平成31年3月に狭山市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けて、災害時に備えた事前対策を進めています。

施策の課題

●廃棄物を適正に処理するため、収集体制の効率化、処理施設の老朽化対策と安定稼働、跡地の有効活用を推進することが必要です。

主なとりくみ

(1) 廃棄物収集体制の効率的な運用

●ごみの収集回数や収集日などを見直し、より効率的な収集体制の確立に取り組みます。

●ごみの戸別収集については、排出者の負担を軽減するとともに、排出者の責任を明確化することにより、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、調査研究を進めます。

(2) 廃棄物処理施設の適正な管理と更新

●安全で安定した廃棄物処理を実現するため、廃棄物処理施設を適切に管理するとともに、計画的に改修等を行い、施設の長寿命化を図ります。

●廃棄物処理施設の更新に向けて、近隣市町の状況を調査し、施設規模、更新時期、更新費用などについて検討します。

●災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑な災害廃棄物の処理に取り組みます。

(3) 廃棄物処理施設の跡地の適切な管理と有効活用

●廃棄物処理施設の跡地について、安全性に配慮して適切に管理するとともに、有効活用に向けて、計画的に整備を進めます。

●浄化センター敷地内にある旧施設については、計画的に撤去します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量	1,693t	1,676t

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●廃棄物処理施設の安定的な稼動のため、ごみの分別を徹底しましょう。

●ごみ出しを自力で行うことが難しい人を地域で支援しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール7　エネルギーをみんなに　そしてクリーンに

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール12　つくる責任　つかう責任

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

第2章 健康福祉

～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

第2章　健康福祉　～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉　～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～	1	福祉の総合的な推進	9	福祉の総合的推進	(1)	地域福祉の意識啓発
					(2)	地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進
					(3)	トータルサポート体制の推進
					(4)	権利擁護の推進
	2	健康づくりの推進と保健・医療の充実	10	健康づくりの推進	(1)	地域と協働した健康づくり活動の推進
					(2)	こころと体の健康づくりの意識啓発
					(3)	食育の推進
					(4)	感染症対策
			11	保健予防の充実	(1)	親子の健康の推進
					(2)	疾病予防の推進
			12	地域医療体制の充実	(1)	診療体制の充実
	3	高齢者福祉の充実	13	高齢者の生きがいづくりの推進	(1)	高齢者の生きがい活動の充実
					(2)	高齢者自らで地域社会を担うための支援
			14	地域包括ケアの推進	(1)	支援の拠点・ネットワークの充実
					(2)	介護予防・生活支援の推進
					(3)	認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり
					(4)	医療と介護の連携の推進
					(5)	高齢者が安心して暮らせる環境の整備
			15	介護サービスの充実	(1)	介護保険サービス・福祉サービスの充実
					(2)	介護サービスの質の向上と人材の確保
					(3)	給付の適正化と情報の提供

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～	4	障害者福祉の充実	16	障害者の自立支援の促進	(1)	障害福祉サービスの利用促進
					(2)	障害者支援の充実
					(3)	相談支援体制の充実
			17	障害者の社会参加の促進	(1)	障害者の就労の促進
					(2)	障害者の文化・スポーツ活動などの推進
					(3)	公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進
					(4)	障害への理解を深めるための啓発
	5	児童福祉の充実	18	仕事と子育ての両立支援	(1)	保育施設の整備と保育内容の充実
					(2)	基幹型保育所に位置付けた公立保育所の体制整備
					(3)	公立保育所の環境整備
					(4)	学童保育の充実
			19	子育て支援の充実	(1)	子育て支援サービスの充実
					(2)	相談体制の充実
					(3)	子育て支援ネットワークの充実
					(4)	児童館サービスの充実
			20	ひとり親家庭の自立支援の推進	(1)	経済的な支援と相談援助による自立支援の推進
			21	児童虐待防止対策の充実	(1)	児童虐待防止対策の充実
	6	社会保障の推進	22	社会保障制度の円滑な運用	(1)	生活困窮者への自立支援
					(2)	国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営
					(3)	介護保険制度の円滑な運営
					(4)	国民年金制度の啓発

施策9 福祉の総合的な推進

施策の目指す姿

地域福祉への意識が向上し、地域福祉に取り組む担い手が増加するとともに、活発に活動を展開することにより、だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域共生社会が実現されています。また、福祉サービスの総合的な支援体制の整備により、複合的な課題を抱える世帯などへの迅速で適切な対応が行われています。

施策の現状

本市では、地域福祉に関する計画を策定し、社会福祉協議会との連携のもと、地域住民とのつながりを深めた地域福祉活動を促進してきましたが、この間、少子高齢、人口減少が進み、社会的孤立や貧困問題など複合的で複雑化した課題が顕在化してきました。

こうした課題の解決に向けては、地域住民が自ら取り組む自助、近所での支え合いをはじめ、NPO、事業者、社会福祉協議会等が地域で協力して取り組む共助の力を高め、公的福祉サービスなどの公助との連携による福祉の総合的な推進に取り組んでいます。特に、複合的で複雑化した課題を抱える世帯に対しては、総合的に相談を受け付け、関係機関との連携により適切な支援を行えるトータルサポート体制※1を整備し、支援に取り組んでいます。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるように、成年後見制度の普及啓発など、権利擁護の推進に取り組んでいます。

施策の課題

●福祉の総合的な推進のため、地域住民、福祉活動者・団体の継続的な連携を実現し、公的な支援体制とあいまって、地域の課題に取り組む体制が必要です。

※1 トータルサポート体制とは
経済的な困窮、社会的な孤立、障害者と要介護高齢者が同居する複合課題など様々な地域福祉課題を抱える世帯に対し、自助・共助・公助の適切な組み合わせにより、総合的に支援する仕組みのこと。

※2 常設活動拠点とは
多世代の交流ができる地域の居場所であり、地域福祉活動を行う者の拠点となる常設型のサロンで地域住民等が主体となって運営するもの。

主なとりくみ

(1)地域福祉の意識啓発

●講座、シンポジウム、研修会などの開催を通じて、地域福祉に関する意識啓発を行います。

●地域福祉活動団体などの先進的な取り組みが市民に広く認知・理解されるよう、パネル展の開催や公式ホームページによる情報発信を行います。

(2)地域福祉活動団体の育成と活動への支援と促進

●地域住民が主体となって、見守り、社会的な孤立の予防、生活支援などの活動を行う地域福祉活動団体の設立に対する支援を行います。

●地域住民が身近な地域に開設・運営するコミュニティサロンの設立を促進します。

(3)トータルサポート体制の推進

●トータルサポート体制の実施状況を検証し、体制を充実することで、複合的な課題を抱える世帯などに対する総合的な支援に取り組みます。

(4)権利擁護の推進

●成年後見制度の利用を促進するための中核となる機関の設置などにより、成年後見制度の普及啓発や利用の促進など権利擁護の推進に取り組みます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
全世代型の地域住民による常設活動拠点※2 のか所数	3か所	5か所

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●お互い様の気持ちで、身近なところから地域活動に参加しましょう。

●それぞれの地域で、様々な団体（地域福祉活動団体、自治会、学校、民生委員等）や地域の人々がより連携して、だれにでも優しい地域づくりを進めましょう。

●事業者等は、社会貢献の一環としてできるところから地域福祉に参入しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を

●ゴール10　人や国の不平等をなくそう

●ゴール16　平和と公正をすべての人に

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策10 健康づくりの推進

施策の目指す姿

こころと体の健康づくりにより、自分の健康は自分で守るという意識が浸透し、市民一人一人が健康な生活を送っています。

施策の現状

本市では、健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画に基づき、市民一人一人に対する健康づくりの意識啓発を進めるとともに、健康づくりに取り組む団体との連携により、健康づくりを推進してきました。

狭山市民健康意識実態調査（平成27年12月）の結果、健康への留意度については、普段から健康に気をつけている市民の割合は68.6%で、運動不足を感じている市民の割合が77.7%となっています。このような結果を踏まえ、運動するきっかけづくりとして、健康づくりの意識啓発事業を更に充実させるとともに、健康づくりに取り組む団体が活発に活動できるよう支援しています。

社会的関心が高いこころの健康については、健康づくりの意識啓発事業において、その重要性を周知するとともに、精神保健事業を推進しています。

自殺予防対策については、狭山市自殺対策計画に基づき、関係機関と横断的に取り組んでいます。

食育については、朝食欠食や偏った食事などの食習慣の乱れを改善するため、食に関する意識啓発に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症への対応として、マスクの着用や手洗い、手指の消毒の徹底を呼び掛けるなど、新たな生活様式の普及啓発に取り組んでいます。

施策の課題

●心身ともに健康な生活を送るため、地域における健康づくりの取り組みをより一層充実させるとともに食の大切さについての意識啓発が必要です。

※1 すこやかさやま連絡協議会とは
狭山市健康づくり推進協議会、すこやか体操普及指導員連絡会で構成し、食育、運動、研修、健康づくりなどの実践活動を行っている組織のこと。

※2 65歳健康寿命とは
65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のこと。
具体的には介護保険制度上の「要介護2以上」になるまでの期間のこと。

主なとりくみ

(1)地域と協働した健康づくり活動の推進

●すこやかさやま連絡協議会※1 やその構成団体との協働により、地域における健康づくり活動を推進します。また、活動の新たな担い手の育成を推進します。

●健康づくり活動の場として、スポーツ・レクリエーション施設の活用を促進します。

(2)こころと体の健康づくりの意識啓発

●市民自らが健康づくり活動を行えるよう、各種講演会・講座の開催やウォーキングの実践、市内3か所の公園に設置してある健康遊具の利用促進などにより、健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。

●メンタルヘルスとしての精神保健の推進とともに、狭山市自殺対策計画に基づき、自殺対策会議のほか、関係機関との連携による各種事業の実施を通じ、こころの健康づくりに対する意識啓発に取り組みます。

(3)食育の推進

●関係機関と連携し、食育に関する取り組みの情報発信を行い、食の大切さについての意識啓発に取り組み、食育を推進します。

(4)感染症対策

●関係機関と連携し、正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行うとともに、適切な医療の提供体制を確保するなど、感染症の拡大防止に取り組みます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
65歳健康寿命※2 の延伸	**男性 18.21年 女性 20.94年**	**男性 19.75年 女性 24.24年**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●健康づくり活動に参加し、自発的に健康づくりを行いましょう。

●健康づくり活動の担い手として、健康づくりを進めましょう。

●食への関心を持ち、望ましい食生活を実践しましょう。

●食に関する団体や農業生産者、食品の製造・販売者などが連携し、食育に関する取り組みを幅広く展開しましょう。

●事業者は関係機関と連携し、従業員の健康づくりを促進しましょう。

●マスクの着用や手洗い、手指の消毒を徹底するなど、感染症の拡大防止に取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール2　飢餓をゼロに
●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策11 保健予防の充実

施策の目指す姿

市民一人一人がライフステージに応じた健康診査などを活用し、自ら疾病予防、健康の保持・増進に取り組んでいます。

施策の現状

本市では、妊娠期から子育て期までの相談場所として、保健センターと本庁舎１階に保健師・助産師を配置し、妊娠届出の際に妊婦と直接面談し、子育てに関する情報提供や相談を行う利用者支援事業（母子保健型）の実施や、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施、家庭訪問、健康相談、健康教育など、妊娠期から親子の健康の保持・増進、疾病予防と育児支援に係る事業を実施しています。

子どもの疾病予防については、予防接種法に基づく予防接種のほか、学校では、学校保健安全法に基づく健康診断や歯科健診などを実施しています。

成人の疾病予防については、メタボリックシンドローム、糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防に向けて、健康相談・健康教育などを実施するとともに、がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診などを実施しています。

歯科疾患の予防については、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健事業を推進しています。

施策の課題

●市民が健康な生活を営むため、健康診査・健康診断や疾病予防に対するより一層の支援が必要です。

主なとりくみ

(1)親子の健康の推進

●妊婦や乳幼児の健康診査により、疾病の早期発見や予防接種の接種勧奨を進めます。また、健康相談や家庭訪問などによる相談指導を実施します。

●不妊や不育に関する正しい知識の普及を図るため、啓発活動に取り組むとともに、不妊・不育症

検査や不妊治療の経済的負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

(2)疾病予防の推進

●がんや生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、がん検診や健康診査などの受診を勧奨するとともに、精密検査が必要な方には受診を促します。

●メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の予防や介護予防のため、健康教育・健康相談を充実します。

●歯科疾患予防のため、歯科健診や歯みがき指導を充実します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
乳幼児健康診査の受診率	96.8%	100%
大腸がん検診の受診率	6.4%	8.5%
肺検診の受診率	8.3%	10.0%
乳がん検診の受診率	18.0%	22.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●乳児の健全な育成のため、民生委員・児童委員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を活用しましょう。

●各種健康診査や検診を受診するとともに、健康相談などを有効に活用しましょう。

●疾病を予防するため、生活習慣を改善しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策12 地域医療体制の充実

施策の目指す姿

かかりつけ医、薬剤師（医科・歯科・薬局）の普及や休日・夜間においても身近で安心して診療を受けることができる地域医療体制が確保され、緊急的な疾病や事故に対応する体制が整備されています。

施策の現状

本市では、救急医療体制を充実するため、急患センターにおける休日の診療体制を確保するとともに、入間市と共同で一週間を通じた夜間における初期救急医療体制を確保しています。

また、二次救急医療体制においては、狭山保健所を中心に所沢地区を圏域として、所沢市、狭山市及び入間市で協定を結び、広域的な休日・夜間における救急医療体制の確保に努めています。

地域医療体制の確立を図るため、一人一人の体質や病歴を把握し、身近で安心して受診や相談が受けられるかかりつけ医及びかかりつけ薬剤師・薬局の普及、定着を促進するとともに、協力体制をとっています。

施策の課題

●休日・夜間に関わらず、身近で、いつでも受診できる医療体制の安定的な確保が必要です。

主なとりくみ

(1)診療体制の充実

●医師会など関係機関と連携し、かかりつけ医及びかかりつけ薬剤師・薬局の普及、定着を促進します。

●急患センターを中心にして、休日・夜間の初期救急医療体制を充実するとともに、所沢地区医療圏3市（所沢市、狭山市及び入間市）及び西部医療圏5市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）における二次救急の病院群輪番体制の充実・強化を推進します。

●地域医療体制の整備のため、小児科医の確保について、所沢地区医療圏3市で引き続き、保健所を通じて県に要望します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
小児科救急医療病院群輪番制病院において診療することができない時間数	**122時間／月**	**0時間／月**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●気軽に相談できる身近なかかりつけ医、かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう。
●＃7119（埼玉県救急電話相談）、＃8000（小児救急電話相談）を積極的に利用し、病気の症状や程度に応じて、適切な医療機関で受診しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

狭山市急患センター

施策13 高齢者の生きがいづくりの推進

施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域において、地域活動の担い手となり、生きがいを持って生き生きと暮らしています。

施策の現状

本市では、高齢者団体による生きがいづくり活動を支援しています。老人クラブのほか、地域の高齢者を会員とし、高齢者の健康づくり、仲間づくりを目的とし、健康体操やレクリエーションなどの活動に取り組んでいる団体を支援するなど、高齢者の自主的な活動を通じて、生きがいづくり活動への参加を促進しています。

高齢者は毎年増加し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに地域とのつながりも薄れてきており、また、価値観の多様化などにもより、老人クラブへ加入する高齢者は、令和元年度では2,464人で、ピーク時の平成11年度の5,008人と比較すると51%減少しています。加入率を見ると、令和元年度では5.3%と、平成11年度の28% から大きく減少しています。なお、高齢者の就労の機会を提供するシルバー人材センターの会員数も減少傾向ですが、生産年齢人口の減少に伴い、社会の担い手としての高齢者の役割が高まっていることもあり、受託件数は増加傾向にあります。

施策の課題

●高齢者の豊富な知識や経験を活かした地域での活動を促進し、高齢者の生きがいづくりを促進することが必要です。

主なとりくみ

(1)高齢者の生きがい活動の充実

●高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って充実して暮らせるよう、健康づくり、仲間づくりなどを目的とする「生きがいづくり事業（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業及び青空サロン事業)」への参加を促進します。

●高齢者のニーズを的確に把握し、活動団体を支援することにより、高齢者の自主的な活動を促進します。

(2)高齢者自らで地域社会を担うための支援

●高齢者が持つ豊富な知識や経験を地域社会で活かすため、ボランティア活動や世代間交流の一層の活性化を図り、高齢者の社会参加を促進します。
●高齢者自身が主たる担い手となって地域の課題を解決するための活動を行う団体を支援します。
●高齢者が就労を通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターの運営を支援します。

施策の成果目標

項　目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「生きがいづくり事業（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業及び青空サロン事業）」の参加者数	6,475人	6,864人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●生きがい活動や生涯学習などへ参加しましょう。
●高齢者の豊富な知識や経験を社会に還元しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

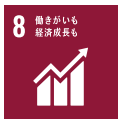

施策14 地域包括ケアの推進

施策の目指す姿

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策の現状

住み慣れた自宅や地域で高齢者の生活を支えるため、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目途に地域包括ケアシステム※1を構築することが必要とされています。本市においても、地域包括ケアシステムの構築を施策の中心に据え取り組んでおり、これまでに、地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターの担当する日常生活圏域※2の分割・細分化や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療と介護の連携、生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置などに取り組んできました。

今後も、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加することが予想されていることから、これまでの取り組みをより一層充実させていくことが求められています。

施策の課題

●高齢者が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステム体制の構築が必要です。

主なとりくみ

(1)支援の拠点・ネットワークの充実

●高齢者の多様なニーズに応じて、相談体制や必要な支援が行われるよう、高齢者支援の地域の身近な拠点である地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉の関係機関や団体とのネットワークを充実します。

●地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画との連携を図りつつ、地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などと連携して取り組むことで、支え合いのネットワークを充実します。

(2)介護予防・生活支援の推進

●地域課題の分析、高齢者ニーズの的確な把握を踏まえ、NPOやボランティア団体などと連携し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

●認知症予防のための講座や講演会、また、認知症相談会の開催などにより、認知症予防を推進します。
●身近な場所で介護予防の体操を行い、通いの場※3でもある「いきいき百歳体操」の自主グループの活動を支援します。
●後期高齢者医療制度等と連携し、介護予防事業と高齢者保健事業の一体的な取り組みを推進します。

(3)認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり

●自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などへの研修の実施などによる認知症ケアの向上と、認知症サポーターの養成などによる認知症を支える地域づくりを推進します。

(4)医療と介護の連携の推進

●医学的管理の必要性の高い在宅の高齢者などに対する、医療と介護の連携を推進します。

(5)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

●高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスを更に推進するとともに、相談体制を充実します。
●成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、高齢者への虐待の防止や早期発見に取り組みます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
地域の通いの場（いきいき百歳体操）の自主活動グループ数（平成29年度以降の累計）	27グループ	95グループ
認知症サポーターの養成数(平成20年度以降の累計)	11,492人	17,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●自立した生活が送れるよう、介護予防事業に積極的に参加しましょう。
●地域住民の力を活用し、介護予防を進めましょう。
●地域で要援護高齢者を見守りましょう
●認知症への正しい理解を広め、適切に対応しましょう。
●各種福祉サービスを適切に利用しましょう。
●成年後見制度を理解し、有効に活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 地域包括ケアシステムとは
地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、各人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

※2 日常生活圏域とは
市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

※3 通いの場とは
住民が主体となり、体操や趣味活動等を月1回以上行い、介護予防に資すると市が判断する場のこと。その運営については、市が財政的支援を行っているものに限らない。

施策15 介護サービスの充実

施策の目指す姿

介護保険サービスが適切に受けられるよう、サービスを提供する事業所などの基盤整備と質の確保などにより、社会全体で要介護者が支えられ、要介護者とその家族が安心して暮らしています。

施策の現状

令和元年8月末現在の要支援･要介護認定者数は6,280人で、毎年約4%増加しています。このように、要介護認定者が増加するなかで、保険給付の状況や介護ニーズなどを勘案して高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画的に介護保険サービスの基盤を整備しています。

介護保険サービス事業所や施設では、職員の確保と定着が大きな課題となっており、職員の処遇改善等に向けた取り組みを県や市、事業者と協働で実施しています。

施策の課題

●要介護等認定者の増加に見合った介護サービスの基盤の整備や介護人材の確保を図るとともに、制度改正に伴う新たなサービス体制について、地域住民の理解と協力が必要です。

主なとりくみ

(1)介護保険サービス･福祉サービスの充実

●地域支援事業など、他のサービス体系との関連性を踏まえつつ、効果的な福祉サービスを提供します。

●ニーズ調査を実施し、市民のニーズに応じた適切な介護基盤の整備を図ります。

(2)介護サービスの質の向上と人材の確保

●国、県などによる研修などを通じて介護施設職員の質を高めるとともに、狭山市介護保険サービス事業者協議会※1 や埼玉県社会福祉協議会等の関係機関と連携し、人材の育成や確保、職員の処遇改善に向けた支援に取り組みます。

※1 狭山市介護保険サービス事業者協議会とは
提供サービスの質の向上及び地域ケア体制の確立に貢献することを目的として設立された介護保険サービス事業者の団体のこと。

(3)給付の適正化と情報の提供

●介護サービス利用者に過不足なくサービスが提供され、本人の状態に応じたケアが受けられるよう、給付内容の分析や事業所への指導監督の実施など介護保険給付の適正化に取り組みます。

●広報紙、公式ホームページなどにより、介護保険制度に関する情報発信を充実します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの市内在住待機者数の割合　(8月1日時点)	4.47%	4.00%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●介護保険制度を理解し、制度の普及に協力しましょう。

●事業者は長期的視点に立ち、職員のスキルアップを進めましょう。

●事業者は給付のルールを遵守し、高齢者の自立を促すサービスを提供しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策16 障害者の自立支援の促進

施策の目指す姿

障害の特性や障害者の生活状況に応じた適切なサービスが提供されることにより、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしています。

施策の現状

障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体として障害者福祉プランを策定しています。サービス等利用計画をもとに障害福祉サービスを提供していますが、障害福祉サービスの利用者は年々増加し、高齢化が進んでいます。これまで、障害の種別に応じて相談支援事業を実施してきましたが、障害のある方やその家族を総合的に支援していくため、障害者基幹相談支援センターを設置し、また、指導助言を行う総合支援コーディネーターにより相談支援体制の強化を図っています。

また、障害の特性に応じて、障害福祉サービスを提供しており、利用者が適切なサービスを利用しやすいよう、より一層情報提供の充実に努めています。

さらに、就労や生産活動の機会を提供する就労支援施設※1 や生活の場であるグループホームの整備を促進しています。

施策の課題

●障害の特性に応じて必要とされるサービスを適切に利用できるよう、きめ細かな情報提供が求められるとともに、障害の重度化や障害者の高齢化に対応するため、相談支援事業所や介護保険事業者などとの連携強化が必要です。また、地域生活を支援する通所施設やグループホームの拡充が必要です。

※1 就労支援施設とは
就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設のことで、一般企業への就労を希望する方を対象とした就労移行支援施設と一般就労への就労が困難な方を対象とした就労継続支援施設がある。

主なとりくみ

(1)障害福祉サービスの利用促進

- ●障害の種別に関わらず、障害者自らの意思で適切なサービスが選択できるよう、サービス内容に関する情報提供に努めます。また、相談支援事業所との連携により、適正な障害福祉サービスの利用を促進します。
- ●幼少期から高齢期までのライフステージに応じて、複数のサービスを適正に結びつけることや切れ目ない支援を行うためのケアマネジメント※2 の取り組みを強化します。

(2)障害者支援の充実

- ●障害者のニーズを的確に把握し、グループホームや通所施設などの施設整備を促進します。
- ●障害のある児童生徒の放課後や夏休みなどの居場所を確保し、必要な訓練や療育を行う放課後等デイサービスの質の向上を促進します。
- ●就学前児童を対象とする青い実学園では、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業により児童と家族への支援を充実します。
- ●福祉的就労の場で作られた製品を紹介するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）※3 に基づき、物品などを積極的に調達します。

(3)相談支援体制の充実

- ●障害種別にとらわれることなく、多様な相談を総合的に受けられる障害者基幹相談支援センターを充実します。また、総合支援コーディネーターの指導・助言により、相談支援専門員の資質向上を図ります。
- ●相談支援専門員によるサービス利用計画の作成とモニタリングを実施し、総合的かつ継続的な相談支援を充実します。
- ●就学前の児童を対象とする相談に応じる職員の専門性を向上します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
障害福祉サービス（訪問系）の利用者数	317人	431人
障害児通所支援サービスの利用者数	410人	631人
障害福祉サービス(日中活動系)の利用者数	757人	1,030人

※2 ケアマネジメントとは
障害者の地域における生活を支援するために、障害者の意向をふまえて、保険・医療・福祉サービスなどを適正に利用できるよう調整する援助方法のこと。

※3「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)とは
障害者が自立した生活を送るためには経済的基盤の確立が必要であり、国や地方公共団体などが率先して障害者就労施設から物品の調達を行うよう定める法律のこと。

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●一人一人の障害の特性に応じ、適切に障害福祉サービスを利用しましょう。
●障害福祉サービスの利用の際は、地域の相談支援事業所を活用しましょう。
●事業者は、障害者のニーズに合った施設を整備しましょう。
●事業者は、関係者との連携により地域での相談体制を充実しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール10　人や国の不平等をなくそう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

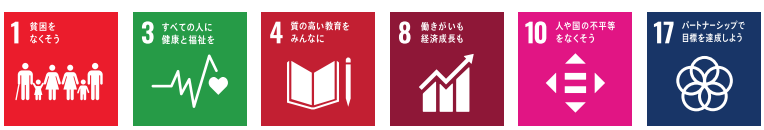

就学前児童を対象とした児童発達支援事業（青い実学園）

障害者基幹相談支援センター

施策17 障害者の社会参加の促進

施策の目指す姿

障害者が就労や文化・スポーツ活動などを通じ、社会に参加できる環境が整備されるとともに、公共施設などのバリアフリー化が進むことにより、障害者の活動範囲が広がっています。

施策の現状

障害者が地域で生活し、様々な分野の活動に参加できるよう、権利擁護や合理的配慮※1を進めるため、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※2が制定されました。本市においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領により、不当な差別の禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、相談体制の整備、研修や啓発について定めています。また、障害種別による配慮等事例集を作成し、差別の解消を進めています。さらに、平成30年7月から障害への理解促進に向けた事業「あいサポート運動※3」を実施し、だれもが暮らしやすい共生社会の実現を目指しています。

社会参加と自立支援を推進するため、障害者の就労支援の拠点である障害者就労支援センターを障害者基幹相談支援センター内に移設し、横断的な生活相談と就労相談を可能としました。

障害者の文化・スポーツ活動としては、障害者が制作した作品を、市役所などで紹介するほか、全国障害者スポーツ大会などへの参加の勧奨を行っています。

公共施設などのバリアフリー化については、障害者に優しい建物になるよう、狭山市福祉環境整備要綱に基づき、福祉環境の整備及び改善を推進しています。

※1 合理的配慮とは
障害があるために、その場に参加できなかったり、サービスの享受がなされない場合に、障害者の社会参加に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

※2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）とは
全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された法律のこと。

※3 あいサポート運動とは
様々な障害の特性や障害者が実際に困っていることを理解した上で、少しの手助けや配慮を実践することにより、障害者が暮らしやすい共生社会をともに作っていこうという活動のこと。

施策の課題

●障害者がより充実した地域生活を送るには、障害者の権利擁護や生活のしづらさを解消するための合理的配慮が必要です。また、就労機会の拡充や文化・スポーツ活動を充実させ、さらには公共施設などのバリアフリー化を進めることが必要です。

主なとりくみ

(1)障害者の就労の促進

●障害者就労支援センターを拠点として、関係機関と連携し、技術トレーニングや職場生活におけるソーシャルスキルを学ぶ機会を創出し、就労移行支援事業を充実します。

●障害者の就労について、事業主や市民の理解を深め、就労の機会を拡大します。

●障害者就労支援センターの支援員による継続的な職場訪問や相談を通じて、職場定着を促進します。

(2)障害者の文化･スポーツ活動などの推進

●障害者が文化・スポーツ活動を通じて、様々な人との交流や社会参加ができるよう、文化・スポーツ活動の周知とともに参加を促進します。

●障害者の作品展を開催し、障害者が制作した絵画や陶芸などの作品を広く紹介します。

(3)公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザイン※4の推進

●障害者が利用しやすいよう、公共施設や地域コミュニティ施設などのバリアフリー化を推進します。

●ユニバーサルデザインに基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が生活しやすい環境づくりを促進します。

(4)障害への理解を深めるための啓発

●障害者の社会参加を促進するため、障害への正しい理解と権利擁護や合理的配慮などについて広く理解が深まるよう、様々な機会を捉えて周知します。

●あいサポート運動を展開し、障害に対する理解と配慮ができるまちづくりを推進します。

●障害者週間にＷｅｌｌ ｂｅｉｎｇ※5 を開催し、障害者の福祉についての関心や理解を深めてもらうためのパネル展や、障害者自身の活動・活躍にスポットをあてたパネル展や発表会を行い、障害への理解を深めるための啓発活動を推進します。

※4 ユニバーサルデザインとは
障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

※5 Ｗｅｌｌ ｂｅｉｎｇとは
平成21年度から毎年テーマを決めて開催している障害者福祉への向上と理解促進を目的とした啓発イベントのこと。地域における障害者福祉の関係団体で組織されている狭山市自立支援協議会が中心となり企画・運営をしている。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
障害者就労支援センターの支援による就職人数	51人	69人
あいサポート研修を受講したあいサポーター※6 の人数	690人	814人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●企業は、障害者の雇用や職場環境の整備を進めるとともに、職場の仲間の理解を促進しましょう。
●障害者との相互理解を図るとともに、交流の機会を確保しましょう。
●障害者は、積極的に文化・スポーツ活動に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール10　人や国の不平等をなくそう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※6 あいサポーターとは
様々な障害の特性があることや障害者が実際に困っていること、それに対する必要な配慮などを理解し、日常生活においてその配慮などを実践し、活動をしていく人のこと。

あいサポート研修

Well being

施策18 仕事と子育ての両立支援

施策の目指す姿

認定こども園、保育所、地域型保育事業所の整備により待機児童が解消されていることに加え、時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの提供体制の確保や、学童保育室の対象児童の拡大や整備により、保護者が安心して仕事と子育てができる環境のなかで、子どもが健やかに育っています。

施策の現状

就学前人口は減少傾向にあるなかでも、保育の申し込み件数は増加しています。このため、平成28年度から令和2年度までに保育所2か所、認定こども園（保育部分）1か所、地域型保育事業所5か所を新規に開設しましたが、待機児童数は令和2年4月時点で38人となっており、減少傾向ではありますが解消にはいたっていません。

公立保育所については、施設の老朽化が進んでおり、保育環境を維持するため、計画的に改修などを実施しています。

入曽地区の子育て支援の中心的役割を担い、子育てに関する包括的な支援を行うため、入間中学校跡地に保育所及び児童館機能を有する複合施設として、入曽地区子育て支援拠点施設の整備を進めています。

このような中、第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画のなかで、就学前の教育・保育や時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の量を見込み、提供体制を確保するための施策を展開しています。

学童保育室については、予想を超える入室希望児童の増加に伴い、待機児童数は令和2年4月時点で63人となっており、待機児童解消のため、小学校敷地内に限らず敷地外にも施設を新たに整備し、定員の拡大を図っています。また、管理運営の充実を図るため、一部の学童保育室に指定管理者制度を導入しています。

施策の課題

- ●待機児童解消への取り組みや多様化する保育ニーズへの対応が必要です。
- ●公立保育所では、入所している子どもの保育だけでなく、保護者への支援や地域の子育て支援を行うために蓄積してきた専門知識やノウハウ等を更に充実させ、本市全体の保育及び子育て支援の質の向上を図ることが必要です。併せて、老朽化した施設の環境整備が必要です。
- ●学童保育室では、施設の整備拡充と安全・安心で効率的な運営が必要ですが、学校の余裕教室や職員のなり手が不足しています。

主なとりくみ

(1)保育施設の整備と保育内容の充実

●待機児童の解消を図るため、認可保育所、認定こども園などを整備します。
●多様化する保育ニーズに適切に対応するため、保育時間の延長など、必要な保育メニューの充実を図ります。

(2)基幹型保育所※1に位置付けた公立保育所の体制整備

●地域の子育て支援の中核としての役割を担う基幹型保育所に位置付けた公立保育所の保育体制の充実を図ります。
●令和5年4月1日に移転開所する水野保育所を基幹型保育所に位置づけ、相談・支援機能等の充実を図ります。

(3)公立保育所の環境整備

●公立保育所は、公共施設再編計画に基づき水野保育所の移転を行うとともに、安全・安心な保育環境を維持・向上させるため、老朽化の度合い等により優先順位を見極め個別計画を策定し、改修工事や修繕等を実施します。

(4)学童保育の充実

●学童保育室の安定的な運営と保育の質を確保するため、放課後児童支援員の確保を図ります。
●入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室を整備拡充します。
●保護者のニーズに対応して、学童保育室の保育時間を拡大します。
●学童保育室への指定管理者制度の導入を計画的に進めます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	42人	0人
学童保育室の待機児童数（4月1日時点）	59人	0人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●保育施設や学童保育室の利用により、仕事と子育てを両立しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール10　人や国の不平等をなくそう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 基幹型保育所とは
地域の他の子育て支援施設（児童館や子育てプレイス等）との複合化を念頭に、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所のこと。

施策19 子育て支援の充実

施策の目指す姿

地域ぐるみの子育て支援の環境が整備されることにより、子育て家庭とその子どもが地域の人に支えられ、安心して子育て・子育ち※1 ができています。

施策の現状

本市では、地域における子育て支援の拠点として、総合子育て支援センターと5か所の子育てプレイスでつどいの広場事業を展開しています。

また、核家族化が進むなか、社会全体で次代を担う子どもを育むという観点から、児童館では地域に密着した子どもの居場所づくりと地域との交流の場として事業内容を工夫し利用促進に努めています。

子育て家庭からの相談については、複数の機関が関係する複雑多様化した内容が増えており、家庭児童相談室のほか、相談機関相互の連携が必要な場合が生じています。一方、支援は必要であるものの、相談に至らない家庭も見受けられます。

子育て支援の情報は、狭山市子育てサイト「Home Ciao（ほめちゃお）」、市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」※2 などを通じて発信しています。

また、総合子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援活動団体などの把握に努め、組織活性化へ向けての支援を行う一方で、さやま子育て支援ネットワークを組織し、各団体が横のつながりを持ち、継続して活動できるよう連携を図っています。

施策の課題

●複雑多様化・増加する相談への対応、子育て情報の収集と的確な提供、子どもの居場所づくりと地域との交流の場としての児童館の活用など、子育て世帯を支援する総合的な取り組みが必要です。

※1 子育ちとは
子ども自身が育っていく力を身につけ、自らの力で心身ともに成長すること。

※2 市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」とは
市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

※3 利用者支援事業（基本型）とは
利用者に対し、子育て支援の情報提供や相談・助言を行い、関係機関と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施すること。また、地域の子育て資源の開発や育成を行うこと。

※4 基幹型保育所とは
地域の他の子育て支援施設（児童館や子育てプレイス等）との複合化を念頭に、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所のこと。

主なとりくみ

(1)子育て支援サービスの充実

- ●子育てする親と子どもが気軽に集い、子育ての相談や情報収集、仲間づくりなどができる、総合子育て支援センターと5か所の子育てプレイスで地域における子育て支援の拠点となるつどいの広場事業の充実を図ります
- ●多様化する保育ニーズに対応するための一時預かり保育の充実を図ります。
- ●魅力ある児童館事業を実施するとともに、子どもが気軽に利用できる環境を整備し、利用の促進を図ります。
- ●子育てを地域で支えることができるように、地域で子育てサポートを行う人たちの人材育成等を図ります。

(2)相談体制の充実

- ●総合子育て支援センターは、子育て支援の拠点として親子で交流できる場の提供とともに、「利用者支援事業（基本型）※3」を実施し子育て家庭からの相談を受け、適切な支援につなげていきます。
- ●地域の子育て支援の中核としての役割を担う基幹型保育所※4で、子育てに関する相談に応じていきます。
- ●地域からの情報提供により、支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援が受けられるよう、相談等を実施します。

(3)子育て支援ネットワークの充実

- ●地域の子育て支援団体の活動を支援する一方、さやま子育て支援ネットワークを組織し、団体間の横の連携を強め、活動の広がりにつながるよう支援します。また、さやま子育て支援ネットワークに属さない子育て団体の把握に努め、必要に応じて情報提供を行い、団体運営を支援します。

(4)児童館サービスの充実

- ●子どもが遊びによって心身の健康を増進し、情操を豊かにするよう児童館事業の充実を図ります。また、安心して利用できる居場所づくりや、地域との交流の場としての児童館サービスの充実を図ります。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
つどいの広場事業 （総合子育て支援センター・子育てプレイス）の利用者数	45,004人	48,000人
利用者支援事業（基本型）の利用者数	−	121人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●身近な地域の子育て支援の場に、積極的に参加しましょう。
- ●子育ての困りごとは、身近な相談場所に相談しましょう。
- ●事業者は子育て支援のネットワークづくりに参画しましょう。
- ●中学生・高校生は児童館活動に積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール5　ジェンダー平等を実現しよう
- ●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策20 ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の目指す姿

ひとり親家庭に対する適切な支援により、ひとり親家庭が安心して暮らしています。

施策の現状

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度による経済面での支援、母子・父子自立支援員による生活面・就労面等の相談対応や安定的・継続的な就労のための就労支援プログラムの作成による就労支援、就職に有利な資格取得を後押しする高等職業訓練促進給付金の支給等により、自立を促進する支援を行っています。しかし、ひとり親家庭が安心して暮らすためには、更なる自立支援策の推進が求められています。

施策の課題

- ●非正規雇用で働くひとり親家庭の経済的な安定が必要です。
- ●安心して就労するために、子どもたちの居場所が必要です。
- ●仕事と子育てで多忙となり地域とのつながりが持ちにくくなることから、地域での見守りと支援が必要です。

主なとりくみ

(1)経済的な支援と相談援助による自立支援の推進

- ●児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給などにより、ひとり親家庭などへの経済的な支援を引き続き実施します。
- ●ひとり親家庭が就労を継続するために、子どもが安心して過ごせる場所（保育所、学童保育室など）や制度（一時保育、トワイライトステイ※1 など）を充実します。
- ●安定した収入が得られるよう母子・父子自立支援員により、就労支援や養育費取得のための支援を行います。
- ●必要な情報を提供し、自立に向けた総合的な支援を実施します。

※1 トワイライトステイとは
平日の夜や休日に子どもを預かる事業のこと。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
母子・父子自立支援員が就労相談対応をした件数	118件	130件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●ひとり親家庭が孤立しないように、地域で支えましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール10　人や国の不平等をなくそう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

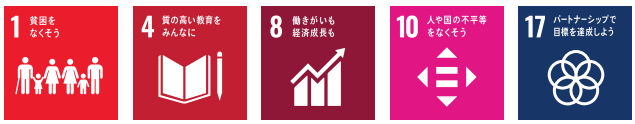

施策21 児童虐待防止対策の充実

施策の目指す姿

子育て家庭が、地域や関係する機関に見守られ、支援を受けながら安全に暮らし、児童虐待のない地域になっています。

施策の現状

社会的な関心が高まっている児童虐待については、支援の必要な世帯が増えています。

そのため、支援の必要な家庭の見守りと支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、民生委員・児童委員などの35機関で情報を共有し、見守りや支援の方針を協議し、児童虐待の未然防止、早期対応に努めています。

また、虐待防止に関する知識を高めるため、オレンジリボンキャンペーンの実施や各種講座、講演会を開催し、市民に向けて啓発活動を実施しています。

さらに、支援の必要な世帯が居住地を移動した場合に確実に情報を共有できるように所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の近隣5市間で、児童虐待防止に関する連携協定を締結しています。

施策の課題

- ●児童虐待に対する正しい知識の普及と早期発見・早期対応が必要です。
- ●支援が必要な家庭への見守りと支援の充実が必要です。

主なとりくみ

(1)児童虐待防止対策の充実

- ●要保護児童対策地域協議会を中心に、地域の関係機関が連携し、支援の必要な家庭への支援方針等の情報を共有し、児童虐待の発生予防に努めていきます。
- ●児童虐待防止の啓発活動を引き続き実施します。
- ●児童虐待防止に関する連携協定を締結した5市による連携を強化し、近隣5市間以外でも、情報共有・情報連携に努めていきます。
- ●地域の全ての子どもや家庭の相談に対応する狭山市子ども家庭総合支援拠点を整備し、家庭児童相談を児童虐待防止に向けて実施していきます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
家庭児童相談の件数	4,044件	4,050件
支援の必要な家庭に対する関係機関連携会議（個別ケース会議）の開催数	79回	100回

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 泣き声や怒鳴り声など、児童虐待の疑いがあるときは、迷わず、市や児童相談所、警察などの関係機関へ通報しましょう。
- 「しつけ」と称した子どもへの暴力はやめましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1　貧困をなくそう
- ゴール3　すべての人に健康と福祉を
- ゴール4　質の高い教育をみんなに
- ゴール16　平和と公正をすべての人に
- ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策22 社会保障制度の円滑な運用

施策の目指す姿

生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金などの社会保障制度が適正かつ健全に運営されることにより、社会の安定に寄与しています。

また、自助・共助・公助が一体となった地域共生社会を実現するための過程の中で、生活困窮世帯の自立促進と複合的課題を抱えた世帯への支援が充実しています。

施策の現状

近年、全国的に生活保護受給者の増加傾向は続いており、より適正な生活保護の制度運営と受給者に対する自立支援を重視して取り組んでいます。また、生活困窮者への支援として、生活困窮者自立支援制度が実施され、経済的な側面だけでなく、複合的な課題を抱える世帯への包括的な相談・支援を展開しているほか、困窮世帯の児童生徒に対する学習支援を実施しています。

国民健康保険制度については、高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加などにより、厳しい運営状況にあります。このため、平成30年度から広域化された新しい国民健康保険制度のもと、給付と負担の公平性を高め、医療費の適正化を図るとともに、保険税収納率の向上や効率的で安定した運営に努めています。

介護保険制度については、要支援・要介護認定者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、介護予防の推進や給付の適正化など、健全で持続可能な制度を運営しています。

国民年金制度や後期高齢者医療制度については、円滑な運営のために継続して制度を周知しています。

施策の課題

●社会情勢の変化に伴い、各種社会保障制度の適正かつ円滑な運営が必要です。

主なとりくみ

(1)生活困窮者への自立支援

●生活に困窮した世帯が抱える様々な問題に対処するために、トータルサポート推進室を中心として、適切な相談・支援により、就労準備の支援、家計改善の支援及び困窮世帯の児童生徒に対する学習支援を推進します。

●民間団体等が実施している子ども食堂※1 などの活動とのマッチングを図り、生活困窮者と地域社会とのつながりを深めます。

●生活保護制度を適正に運営するとともに、生活保護・生活困窮世帯の自立に向けた就労支援を行います。

(2)国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営

●診療報酬明細書などの点検による給付の適正化やジェネリック医薬品の利用促進による医療費の縮減を推進します。

●特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上及び生活習慣病の重症化予防事業の推進に向けて、受診の勧奨、保健指導の促進、医療機関等の関係団体への協力依頼を行い、給付の適正化を図ります。

●埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を円滑に運営します。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、健康診査の結果をもとに関係部署が連携して重症化予防、介護予防につながる取り組みを行います。

(3)介護保険制度の円滑な運営

●介護保険サービス事業者協議会を通じて事業者を支援することにより、円滑な介護サービス体制を構築するとともに、介護保険給付費適正化の実施などにより、良質な介護サービスを提供します。また、介護予防に向けた取り組みを実施します。

●制度の周知に努めるとともに、公正・公平な要介護認定を引き続き実施します。

(4)国民年金制度の啓発

●国民年金制度への理解を深めるため、広報紙や公式ホームページなどを通じて、制度の周知・啓発に取り組みます。

※1 子ども食堂とは
地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みのこと。子どもに限らず、広く地域住民を対象としており、地域交流の場でもある。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
生活保護受給者就労支援事業によって支援した件数のうち、就労につながった件数の割合	31.0%	31.0%
生活保護制度の就労支援事業における支援件数	106件	110件
国民健康保険特定健康診査の勧奨に対する受診率（前年度新規受診者に対する勧奨通知後の受診率）	44.0%	69.0%
国民健康保険特定保健指導の新規対象者の利用率（特定健診の結果、新たに特定保健指導対象者となった方の利用率）	21.7%	44.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●各種社会保障制度を理解し、適切に利用しましょう。
●疾病治療において、ジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
●日常的に健康管理を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導を活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール2　飢餓をゼロに
●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール10　人や国の不平等をなくそう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

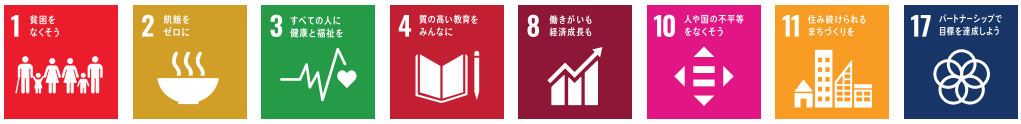

第3章 都市基盤

～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

第3章　都市基盤　～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
都市基盤　～快適な都市空間を形成するまちをめざして～	1	地域の拠点を核としたまちづくりの推進	23	都市機能の向上	(1)	中枢拠点の整備
					(2)	地域拠点の整備
					(3)	各地域の整備
			24	道路ネットワークの構築	(1)	都市計画道路の整備
					(2)	都市計画道路などを補完する一般市道の整備
			25	公共交通の充実	(1)	鉄道輸送の利便性の向上
					(2)	バス輸送の利便性の向上
					(3)	新たな公共交通等の推進
			26	計画的な土地利用転換	(1)	中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進
					(2)	工業系の土地利用転換の推進
	2	安全で快適なまちづくりの推進	27	住みよいまちづくりの推進	(1)	市民や事業者などと進める都市（まち）づくり
					(2)	住宅団地などの適正管理の促進
					(3)	都市景観の形成、保全
					(4)	良質な宅地開発・建築の誘導
			28	安全で快適な道路環境の保全	(1)	道路の安全性の確保
					(2)	歩行者や自転車の通行空間の確保
					(3)	放置自転車対策の推進
			29	雨水対策の推進	(1)	雨水の流出抑制と有効活用
					(2)	河川などのいっ水防止
			30	公園整備・都市緑化の推進	(1)	公園の整備と管理の充実
					(2)	河川敷の有効活用
					(3)	市街地の適切な緑化の推進
	3	水道・下水道の整備	31	水道水の安定供給	(1)	安全で良質な水の供給
					(2)	安定的な給水体制の確立
					(3)	経営基盤の強化
			32	公共下水道の整備	(1)	汚水管、雨水管整備の推進
					(2)	持続的な施設機能の維持
					(3)	経営基盤の強化

施策23 都市機能の向上

施策の目指す姿

駅の周辺地区に、住宅や商業・業務機能などが集積することにより、まちが活性化し、市民が安全で利便性のよい生活を送っています。また、各地域では、人口減少や高齢化が進行するなかにあっても、地域コミュニティ機能が持続するとともに、日常の商業・福祉などの生活サービスが提供されています。

施策の現状

本市では、狭山市駅周辺地区を市の中枢拠点とし、また、入曽駅、新狭山駅、稲荷山公園駅の周辺地区を地域拠点として位置付け、それぞれの地域にふさわしい基盤整備や地域環境の向上に取り組んでいます。

狭山市駅西口周辺地区については、市街地再開発事業などの整備により、駅前広場や市民広場などが完成し、狭山市駅周辺の活性化とにぎわいづくりに寄与しています。

狭山市駅東口地区については、土地区画整理事業が完了し、新たな土地利用により駅周辺の更なる活性化が進んでいます。

入曽駅周辺地区については、入間小学校跡地及び取得した土地等の有効利用を図りながら、入曽駅周辺における交通対策などの地域課題を解決していくため、平成30年4月に入曽駅周辺整備事業の基本計画を策定し、駅周辺の整備に取り組んでいます。

稲荷山公園駅周辺地区については、博物館などの公共施設が整備されていますが、残された国有地についても、稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、検討を進めており、平成29年度に稲荷山公園東側の留保地の一部（1.2ha）を取得しました。

新狭山駅周辺地区については、土地区画整理事業や都市計画道路整備などにより市街地の基盤が整っています。

また、駅周辺以外の地域においては、各地区センター等が地域住民の交流などの場になっており、各種店舗などの立地により、地区住民の日常生活における利便性の向上が図られています。

施策の課題

●人口減少や高齢社会に対応したまちづくりを進めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1)中枢拠点の整備

●狭山市駅西口周辺地区については、更に安全で利便性が高くにぎわいのある中心市街地の形成を実現するため、狭山市駅周辺地区から入間川に至る空間を連続的に捉え、回遊性のある都市空間の形成を推進します。

●狭山市駅周辺の土地利用転換構想地区については、駅から徒歩圏内である立地を活かして、本市の中枢拠点整備を拡充していく上での土地利用転換を推進します。

(2)地域拠点の整備

●入曽駅周辺地区については、現在進めている入曽駅周辺整備事業を完成させ、市南部の地域拠点として安全で利便性の高いまちづくりを推進します。

●稲荷山公園駅周辺については、稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、基地跡地の有効活用や道路整備などを進め、都市機能を高めます。

●新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全に努めます。

(3)各地域の整備

●駅周辺以外の各地域については、地域の特性を活かしながら、そこに居住する市民の日常生活が健全に営まれるように、コミュニティの維持保全に努めます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
狭山市駅周辺における5階建て以上の建築物の着工件数（入間川1・2・3丁目、祇園における着工件数）（平成26年度以降の累計）	**12件**	**24件**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●狭山市駅周辺地区の公共公益施設を有効に活用しましょう。

●駅を中心としたまちづくりへの理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策24 道路ネットワークの構築

施策の目指す姿

駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの構築により、本市の拠点間の交通の利便性の向上と安全性が確保されています。

施策の現状

本市の都市計画道路については、平成29年度に狭山市駅上諏訪線が開通したことにより、鵜ノ木方面から狭山市駅へのアクセスが向上しています。これに続く都市計画道路として、狭山市駅加佐志線、笹井柏原線の整備が進められており、さらに、狭山市駅東口土地区画整理事業による整備効果を高めるため、狭山市駅加佐志線に繋がる路線の整備についても、事業化に向けて取り組んでいます。

その他の都市計画道路では、令和元年度に東京狭山線が全線開通し、道路ネットワークを形成する主要な幹線道路の整備が推進されています。

施策の課題

●道路ネットワークを構築するため、都市計画道路などの整備の推進が必要です。また、都市計画道路や拠点へのアクセスを向上させるため、一般市道の整備も必要です。

主なとりくみ

(1)都市計画道路の整備

●狭山都市計画道路整備計画に基づき、狭山市駅加佐志線、笹井柏原線の整備を推進して周辺地域の土地区画整理事業の整備効果を高めるとともに、同計画の見直しを見据え、土地利用転換構想の推進に寄与する路線の更なる整備に取り組み、道路ネットワークの構築を推進します。

●県が整備の主体となる都市計画道路については、市が整備する都市計画道路の施行に併せた道路ネットワークの形成について連携して取り組んでいきます。

(2)都市計画道路などを補完する一般市道の整備

●都市計画道路を補完する一般市道や駅などの拠点に繋がる路線については、拡幅などの整備を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
都市計画道路の整備率 （規格整備延長÷計画延長 63,525m）（累計）	69.7%	73.4%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●道路整備の効果への理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

狭山市駅上諏訪線の開通（平成30年3月）

施策25 公共交通の充実

施策の目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通の充実により、だれもが移動しやすい交通手段が確保され、交通の利便性が向上しています。

施策の現状

本市の鉄道輸送については、西武新宿線及び西武池袋線の2路線が運行しており、一部の区間で未整備となっている複線化の整備や他線への乗り継ぎ改善による利用者の利便性の向上について、関係機関に要請しています。

他方、市内の移動は、路線バスと、それを補完する市内循環バスが運行していますが、一部にバス路線の不便な地域が残されています。

路線バスについては、路線の新設や既存路線の増便、運行時間の延長などを関係機関に要請しています。

市内循環バスについては、利用動向の調査や地域住民の意向などを踏まえつつ、地域公共交通会議※1で協議しながら、運行形態やルートの見直しを行っており、現在、入間市への乗り入れを実施していますが、更なる近隣市への乗り入れについて、検討を進めています。

さらに、地域の交通事情等を調査･分析し、それぞれの地域の実態や住民ニーズを踏まえた地域コミュニティ交通としての新たな手法や交通手段等についての調査・検討を進めています。

施策の課題

●市民の円滑な交通移動手段の向上のため、公共交通の充実が必要です。

※1 地域公共交通会議とは

地域住民、運送事業者、運送事業者が組織する団体、運転者の団体、関東運輸局の代表者などで構成され、狭山市が主宰する道路運送法の規定に基づく会議のこと。地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる市内循環バス等の運行形態、運行ルートや新たな公共交通等の導入について協議する。

主なとりくみ

(1)鉄道輸送の利便性の向上

●関係機関に対し、鉄道輸送力の強化、他線への乗り継ぎ改善や駅施設の改善を引き続き要請します。

(2)バス輸送の利便性の向上

●関係機関に対し、道路整備等によるバス路線の新設や既存バス路線の適正な運行について要請します。

●市内循環バスについては、定期的に利用者動向などを調査しながら、地域公共交通会議の協議を経て、地域の実情に即した運行形態の実現に向けて取り組みます。また、近隣自治体との相互乗り入れなどの更なる広域連携についても推進します。

(3)新たな公共交通等の推進

●既存の交通事業者と連携し、地域の特性に応じた利便性が高く効果的な公共交通等の導入を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市内循環バスの利用者数	69,493人	72,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●公共交通を積極的に利用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策26 計画的な土地利用転換

施策の目指す姿

土地利用転換構想地区においては、都市基盤の整備により、企業の立地が進んでいます。また、企業の立地などに向けた開発への取り組みが具体的に進んでいます。

施策の現状

企業立地を促進するため、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域などについては、狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づいて、産業系の区域を指定するとともに、狭山工業団地を東西に拡張した柏原鳥之上地区と上広瀬西久保地区については、市街化区域への編入が行われ、新たな工業・流通拠点の整備が進んでいます。

狭山市駅東口土地区画整理事業区域に隣接する入間川地区については、狭山市駅から徒歩圏内であることから、都市計画道路の整備とともに、本市の中枢拠点にふさわしい土地利用が期待されています。また、国道16号及び中心市街地に隣接する地区についても同様に、本市の中枢拠点にふさわしい土地利用が期待されており、平成29年11月には地域医療支援病院が立地しました。

施策の課題

- 市街化調整区域の見直しなどにより、商業や医療をはじめとする都市機能や産業系機能への土地利用の転換が必要です。

主なとりくみ

(1)中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進

- 中枢拠点の一部である狭山市駅東口土地区画整理事業区域及び国道16号に隣接する入間川地区では、その立地特性を活かし、都市計画道路の整備に併せ、農地や自然環境にも配慮しながら、主に、商業、医療、福祉などの都市機能の立地による中枢拠点の拡充形成を推進します。
- 中枢拠点の東側に隣接する入間川地区では、都市計画道路の整備に併せ産業系機能などを視野に入れた土地利用転換を推進します。

(2) 工業系の土地利用の転換の推進

●首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域は、その立地特性を活かし、狭山工業団地の東西への拡張に続き、更なる工業系の土地利用転換を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
土地利用転換構想地区における整備面積 （平成26年度以降の累計）	24ha	34ha

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域のまちづくりや土地利用のあり方などへの理解を深めましょう。
●本市への新規企業立地及び市内企業の市内での既存施設の拡張を検討しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

上広瀬西久保地区（市街化区域への編入）

施策27 住みよいまちづくりの推進

施策の目指す姿

市民や事業者などの理解と協力により、安全で利便性の高い、良好な景観を備えたまちづくりが進んでいます。

また、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が減少し、市民が安全で安心して暮らせる環境が保たれています。

施策の現状

本市では、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や第2次狭山市都市計画マスタープランに基づき、快適で活力のあるまちづくりを進めています。

昭和40年代から50年代に開発された住宅団地などでは、住宅の老朽化が進むとともに核家族化や人口減少などに伴い、適切に管理されていない空き家が増え、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市内の実態把握を行うとともに、関係部局が連携し、空き家の所有者に対して適切な管理を促しています。

良好な景観を保全するため、埼玉県景観条例により、一定規模を超える建築物に係る色彩などについて、市内全域が届出の必要な地域になっています。

施策の課題

●まちづくりへの市民の理解と協力とともに、良好な都市環境の形成が必要です。

主なとりくみ

(1)市民や事業者などと進める都市(まち)づくり

●第2次狭山市都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進します。

(2)住宅団地などの適正管理の促進

●周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家について、狭山市空家等対策計画に基づき、特定空家等の発生を未然に防止する対策を行うとともに、不動産関係団体などの協力を得て、空き家の適正管理や利活用を促進します。

●マンション管理相談会やマンション管理セミナーなどの実施により老朽マンションの適正な管理を促進します。

(3)都市景観の形成、保全

●駅前広場や大規模公園、公共施設などは、景観に配慮し、良好な都市景観を形成します。

●市民と行政が協働して、地域景観に配慮した屋外広告物の設置などを適正に誘導します。

(4)良質な宅地開発・建築の誘導

●地域の特性に応じた環境、景観の形成に向けて、市民の理解と協力のもとに、地区計画や建築協定などの活用により、良好な環境の整備や保全を促進します。

●都市計画法や狭山市宅地等の開発に関する指導要綱に基づき、開発行為の適正な指導や誘導を行い、良好な環境の備った市街地の形成を促進します。

●長期優良住宅などの、耐久性や省エネルギー性能を持つ住宅建設の促進に向けた啓発を行います。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
地区計画の指定地区数（平成6年度以降の累計）	6地区	8地区
このまま放置すると特定空家等※1となりうる可能性が高い空き家等の解消件数	5件	7件
空き家の発生を予防する市民啓発活動の参加者数	46人	60人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域のまちづくりに関する理解を深めましょう。

●空き家の所有者は、空き家を適正に管理しましょう。

●近隣の空き家に関する情報を市に連絡しましょう。

●良好な市街地の形成に向け、地区計画や建築協定などを活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール7　エネルギーをみんなに　そしてクリーンに

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 特定空家等とは
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

施策28 安全で快適な道路環境の保全

施策の目指す姿

道路の効率的な維持管理により、車両や歩行者の通行の安全性や快適性が向上しています。また、放置自転車対策などにより、良好な道路環境が確保されています。

施策の現状

道路の保全については、安全性や利便性の向上を目的として取り組んでおり、そのなかで、歩行空間を確保するため、交差点の改良に併せ、通学路などに指定されている歩道を整備しています。

市民生活に欠くことのできない道路や橋りょうの維持修繕については、今後、老朽化が進むことにより多額の費用を必要とするため、予防保全型工事により長期的なコストを抑えた計画的な運用に努めています。

道路環境については、道路パトロールを実施し、不具合箇所の早期発見・早期修繕に努めるとともに、電柱などに貼られている違反広告物を除却し、景観の美化にも努めています。

放置自転車対策については、市内4駅周辺に市営自転車駐車場を設置するとともに、各駅周辺に指導員を配置し、自転車の駐車指導や誘導を実施しています。

施策の課題

●道路の安全性の確保や道路環境の保全、歩行者や自転車の通行空間の確保、放置自転車対策とともに、老朽化が進む道路の効率的な維持管理が必要です。

主なとりくみ

(1)道路の安全性の確保

●歩道の整備や交差点の改良工事を推進します。

●都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を推進します。また、橋りょうの長寿命化事業を推進します。

●生活道路の不具合箇所について、市民からの情報提供や日常的なパトロールの実施より、早期修繕を行うとともに、良好な道路環境の保全と通行者などの危険防止のため、違反広告物を除却します。

(2) 歩行者や自転車の通行空間の確保

●歩行者や自転車の通行の安全性及び利便性を確保するため、歩道や歩行者のたまり空間などを整備するとともに、自転車通行空間の整備を推進します。また、都市景観に配慮し、歩道における緑の保全を図ります。

(3) 放置自転車対策の推進

●自転車の放置に対する駐車指導や誘導の実施により、市営自転車駐車場の環境を保全し、放置自転車対策を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
舗装の修繕工事の延長	12,121m （平成28年度から令和元年度の累計）	16,000m （令和3年度から令和7年度の累計）

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●生活道路や歩道の破損・不具合箇所を発見したときは関係機関へ連絡しましょう。

●道路の清掃活動に協力しましょう。

●自転車駐車場の有効利用などにより、自転車を放置しないようにしましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策29 雨水対策の推進

施策の目指す姿

河川や水路の改修や雨水の流出抑制により、いっ水被害が解消され、安全で快適な環境が確保されています。

施策の現状

本市では、近年の気候変動に伴う、集中豪雨や大型台風などによるいっ水被害を抑止するため、入間川や不老川においては、河川管理者である県に改修の要望をするとともに、市で管理する河川や水路の改修を進めています。

また、宅地化に伴う雨水の浸透能力の低下により、河川や水路への負担が増大し、冠水被害もみられることから、雨水の貯留・浸透施設の普及を進めています。

施策の課題

●宅地化の進展により雨水の浸透能力が低下しているため、貯留や浸透施設の普及が必要です。また、降雨時の河川などのいっ水防止のため、河川や水路の流下能力の向上が必要です。

主なとりくみ

(1)雨水の流出抑制と有効活用

●民間開発にあたっては、雨水の流出抑制に関する指導を実施します。

●雨水の有効活用を実現するためにも、雨水の貯留・浸透施設の設置を促進します。

(2)河川などのいっ水防止

●市で管理する河川や水路の改修を実施するとともに、調整池などの整備を推進します。

●県で管理する入間川や不老川の改修や調節機能の向上については、流域市町と連携し、関係機関へ要請します。また、関係部局と連携していっ水被害などの緩和を目指します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
雨水貯留施設の設置数（平成12年度以降の累計）	**285基**	**428基**
雨水浸透施設の設置数（平成12年度以降の累計）	**503基**	**651基**
水路の改修済延長（累計）	**2,113m**	**2,323m**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●事業者などは雨水流出抑制への理解を深め、協力しましょう。
●雨水を宅地で処理するため、雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール13　気候変動に具体的な対策を
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策30 公園整備・都市緑化の推進

施策の目指す姿

市民のだれもが安全に利用できる公園が適正に配置され、また、魅力ある緑地が形成されています。

施策の現状

本市では、都市公園のうち智光山公園をはじめとする比較的規模の大きな総合公園※1や入間川河川敷を有効活用した公園などを整備し、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用されています。

公園については、地域に応じた適正配置が求められています。既存公園では遊具や外柵、トイレなど、公園施設の多くが老朽化による更新時期を迎えています。

河川敷については、有効活用や治水の安全を推進するため、低水護岸の未整備箇所の整備促進を管理者である県に働きかけています。

都市緑化については、樹木の保全や生け垣に対する補助金などにより、宅地の緑化を促進するとともに、開発事業においては、適切な緑地の確保促進に努めています。

施策の課題

●公園の適正な配置や緑地の適切な確保とともに、既存公園においては遊具などの適切な管理が必要です。また、貴重な自然資源である入間川の河川敷を市民の憩いの場として有効活用するための更なる取り組みが必要です。

※1 総合公園とは
都市公園のうち、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園のことで、本市においては、智光山公園、堀兼・上赤坂公園、狭山稲荷山公園が該当する。

※2 アダプトプログラムとは
市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のこと。

※3 生態系とは
ある地域に生息する生物群集(植物、動物、微生物)とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を合わせた、ひとつの統合した系(システム)のこと。

主なとりくみ

(1)公園の整備と管理の充実

●市民の身近な憩いの場や、子どもの安全な遊び場、また、災害時には緊急避難場所となる公園の整備を図ります。

●公園遊具やトイレなどのリニューアルにより、公園の適正な管理を進めます。また、アダプトプログラム※2 の導入をはじめとした、市民や団体等との協働による公園の維持管理手法についても検討します。

(2)河川敷の有効活用

●入間川の河川敷は、都市に残された貴重な自然資源であり、生態系※3 に配慮し多くの市民が憩える利用環境の整備を進めます。

(3)市街地の適切な緑化の推進

●樹木の保全、生け垣の設置補助金などにより、市街地における緑化を推進します。さらには、開発事業による新たな土地利用に際しては、緑化を指導します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
智光山公園こども動物園の入園者数	236,200人	260,000人
団体などによって管理されている公園緑地のか所数	114か所	119か所

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●自治会や団体による公園管理に協力しましょう。

●公園は、多くの市民の憩いの場であるため、利用ルールを守りましょう。

●緑化などの活動に携わるとともに、生け垣の設置を促進しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール15　陸の豊かさも守ろう

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策31 水道水の安定供給

施策の目指す姿

災害に強い給水体制が整備され、安全で安心な水がいつでも供給されています。

施策の現状

本市の水道事業においては、市民生活に欠くことのできない水道水の安全性を確保するため、水質管理体制を整備し、安全で良質な水道水を供給しています。

人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入が減少傾向にあるなかで、サービスの提供を安定的に継続できるようにした中長期的な計画の策定や業務の効率化による支出の削減に努めるとともに、お客様サービスセンターの開設などにより、利用者サービスの向上を図っています。

浄水場、配水場及び管路などについては、耐震化及び更新、改修を計画的に推進しています。

浄水場、配水場は、稲荷山配水場の更新工事を実施し、耐震化を図りました。引き続き、鵜ノ木浄水場等の耐震改修工事を実施し、耐震化を推進します。

施策の課題

●水道施設の更新・耐震化を進めるとともに、災害などへ対応するための危機管理体制の強化が必要です。また、将来にわたり事業を安定的に継続するため、業務の効率化や計画的な財源確保による経営基盤の強化が必要です。

主なとりくみ

(1)安全で良質な水の供給

●適切な浄水処理と水質検査を通じて、水道水の安全性を確保していきます。

(2)安定的な給水体制の確立

●水需要の動向を見極めながら、水道施設の適切な能力を確保します。

●県営水道に対して安定した県水の供給を要請するとともに、自己水源の確保に努めます。

●重要な施設である浄水場や配水場、基幹管路の耐震化や老朽化した管路などの更新・改修を計画的に推進します。

●災害などに備え、応急給水用の施設や機械器具の適正な管理を行うとともに、市民との協働による応急給水訓練などの防災訓練を実施します。

(3)経営基盤の強化

●漏水調査や老朽管の更新を推進し、有収率※1の向上を図るとともに、料金収納率を高め、安定かつ健全な経営に努めます。

施策の成果目標

項　目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
配水池の耐震化率（耐震化されている配水池の有効容量÷全ての配水池の有効容量）	78.4%	100%
有収率（年間有収水量÷年間配水量）	92.4%	95.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●水資源に限りがあることを理解し、適切な節水を心がけましょう。

●災害時には、地域で協働して応急給水体制を推進しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール6　安全な水とトイレを世界中に

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 **有収率とは**
配水場から送られた水量と、各家庭や工場で実際に使用され、水道料金収入の対象となった水量との比率のこと。

施策32 公共下水道の整備

施策の目指す姿

公共下水道の整備と適切な維持管理により、快適で安全・安心な生活環境が形成されるとともに、河川などの水質が保全されています。

施策の現状

本市の公共下水道は、平成27年度から市街化調整区域第4期整備事業に着手し、汚水管整備を推進するとともに、令和元年度から不老川雨水管整備事業に着手し、入曽駅周辺区域の雨水管整備を推進しています。未水洗化世帯に対しては、個別指導を行うなど、水洗化促進の強化に取り組んでいます。

老朽化が進む下水道施設については、管路の更生等により地下水の侵入を防ぐとともに、長寿命化及び地震対策を推進しています。

人口減少などによる水需要の減少から、十分な収益が確保できないなか、中長期的な計画の策定による事業費の平準化や受益者負担の適正化を図るなど、経営基盤の強化に取り組んでいます。

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時に施設機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることから、下水道事業の業務継続計画※1（下水道BCP）を策定しています。

また、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を埼玉県内の関係団体と締結し、災害に備えた危機管理体制の強化に取り組んでいます。

施策の課題

●公共下水道の計画的な整備と下水道施設の老朽化対策及び地震対策を講じるとともに、災害などへの危機管理体制を強化する必要があります。また、将来にわたり下水道事業を安定的に継続するため、収支の均衡に向けた財源確保や人口減少社会に向けたまちづくりの動向を見据えた下水道事業の運営を展開することが必要です。

※1 業務継続計画とは
災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

※2 有収率とは
下水処理場で処理された汚水量と、各家庭や工場から実際に排水され、下水道使用料収入の対象となった汚水量との比率のこと。

主なとりくみ

(1)汚水管、雨水管整備の推進

●河川などの水質を保全するため、市街化調整区域第4期整備事業として、市街化調整区域における汚水管整備を推進します。

●浸水被害の軽減と解消を目指して、入曽駅周辺区域の雨水管の整備を推進します。

(2)持続的な施設機能の維持

●老朽化した下水道施設の更生等を計画的に実施し、長寿命化及び耐震化を図ります。

●災害に備え、業務を継続していく訓練等を実施し、危機管理体制の強化を図ります。

(3)経営基盤の強化

●不明水対策を推進し有収率※2の向上を図るとともに、未接続世帯に対する個別指導などにより水洗化の促進を図ります。

●将来にわたり持続可能な下水道事業を運営するために、受益者負担の適正化や人口減少社会等を見据えた計画区域の見直しを図り、安定かつ健全な経営に取り組みます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市街化調整区域第4期整備事業の普及率 （第4期整備事業の供用開始区域内人口÷計画区域内人口）（累計）	59.3%	100%
有収率（年間有収水量÷年間汚水処理量）	77.5%	85.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール6　安全な水とトイレを世界中に

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

第4章 産業経済

～活力のある産業を育てるまちをめざして～

第4章　産業経済　～活力のある産業を育てるまちをめざして～

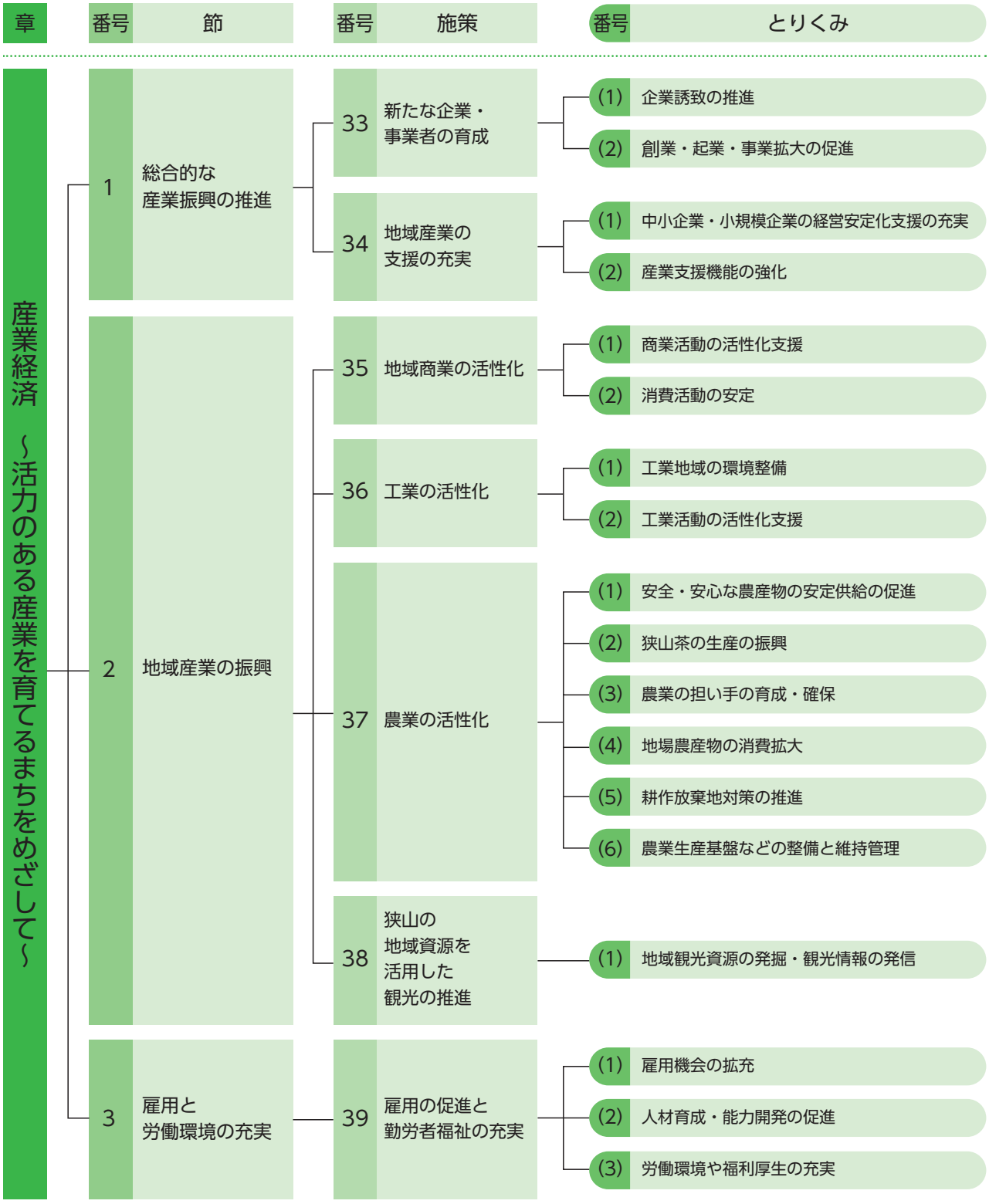

施策33 新たな企業・事業者の育成

施策の目指す姿

企業の立地による産業集積が進むとともに、新製品の開発などにより、企業活動が活発化し、雇用の機会が確保されています。

施策の現状

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域などにおいて企業誘致を進め、製造業や流通業などの企業の立地が進んでいます。

本市は優れた技術を有する企業や大学が多数存在している県西部地域にあり、人的資本も豊富であることから、各企業の互いの強みを生かした共同開発などの潜在的な能力は高いものとなっています。

新たに市内へ進出しようとする企業に対しては立地を促進し、新たな分野の開拓等に取り組む起業家等に対しては各種セミナーの開催などを通じて、支援を行っていきます。

市の財政や市民生活の安定には産業振興が重要であり、まち・ひと・しごと創生法※1 に基づく、しごとづくりが求められています。

施策の課題

●一層の産業集積を図るためには、積極的な企業誘致を推進するとともに、研究開発や創業・起業の促進に取り組むことが必要です。

※1 まち・ひと・しごと創生法とは
少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として制定された法律のこと。

※2 狭山市ビジネスサポートセンター（Ｓａｙａ－Ｂｉｚ）とは
狭山市を中心とした中小企業・小規模事業者等の抱える様々な経営課題解決と売り上げ拡大に向けた支援を行うビジネスコンサルティングセンターのこと。

主なとりくみ

(1)企業誘致の推進

●地域経済の発展と雇用機会の拡充を図るため、計画的な土地利用転換の推進及び企業立地奨励金の活用により、企業の誘致に積極的に取り組むとともに、企業の新規立地や既存施設の拡張に対する支援を実施します。

(2)創業・起業・事業拡大の促進

●関係機関と連携した各種セミナーの開催等により、新たな製品またはサービスの研究、開発に取り組む起業家等の育成を促進します。

●中小企業・小規模企業・起業家による新たな製品開発のための施設の提供や課題解決のための指導など、総合的な支援を実施します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
企業立地奨励金の活用件数（新規立地分） （平成20年度以降の累計）	19件	26件
創業件数（令和元年度以降の累計）	3件	15件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●企業の新設や施設拡張にあたっては、市内での立地を検討しましょう。

●創業・起業を検討しましょう。

●狭山市ビジネスサポートセンター（Ｓａｙａ－Ｂｉｚ）※2 を活用しましょう。

●市内立地企業などの商品やサービスを積極的に利用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策34 地域産業の支援の充実

施策の目指す姿

中小企業・小規模企業の経営が安定し、業種間の枠を越えた交流などが進み、地域経済が活性化しています。

施策の現状

人口減少・少子高齢化などによる需要の縮小や就業構造の変化、急激な為替変動などが中小企業・小規模企業の経営や資金繰りに多大な影響を及ぼしています。

中小企業・小規模企業の経営は様々な外的要因に影響されやすいことから、国においては中小企業関連法の改正などが行われ、中小企業･小規模企業に対する国や県の支援メニューが整備されています。

本市では、中小企業・小規模企業の経営安定化と発展に資するため、制度融資のあっせんをはじめ、中小企業・小規模企業を対象とした経営相談や人材育成などの支援を実施しています。

また、経営相談の強化を図るため、平成31年4月から中小企業等が抱える経営上の課題を解決し売上高の向上等を図ることを目的に、産業労働センターの機能を拡充して狭山市ビジネスサポートセンター（Ｓａｙａ－Ｂｉｚ）※1 業務を開始しています。

施策の課題

●地域経済を活性化するためには、中小企業・小規模企業が抱える課題の解決に必要な支援制度の活用を促進するとともに、産業労働センターを拠点とした交流・連携の場づくりが必要です。

※1 狭山市ビジネスサポートセンター（Ｓａｙａ－Ｂｉｚ）とは
狭山市を中心とした中小企業･小規模事業者等の抱える様々な経営課題解決と売り上げ拡大に向けた支援を行うビジネスコンサルティングセンターのこと。

主なとりくみ

(1)中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実

●関係機関や狭山市ビジネスサポートセンター（Ｓａｙａ－Ｂｉｚ）と連携し、中小企業・小規模企業への有益な情報の提供や経営相談、人材の育成、各種融資制度の利用促進などの支援を行います。

●中小企業庁などが発信する支援メニューの利用促進に向けて、中小企業・小規模企業が情報を取得しやすい環境づくりを行います。

(2)産業支援機能の強化

●中小企業・小規模企業が、業種間の枠を越え、新たな価値を創造できるよう、産業労働センターを中心に、異業種間交流などを推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
融資利用件数（設備資金分） （平成22年度以降の累計）	172件	247件
狭山市ビジネスサポートセンター業務の延べ相談件数及び相談者のリピーター割合	相談件数　1,312件 リピーター割合 82.0%	相談件数　1,320件 リピーター割合 82.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●企業は、狭山市ビジネスサポートセンター（Ｓａｙａ－Ｂｉｚ）や各種制度融資などを活用しましょう。

●企業は、異業種間交流の場や機会などに参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策35 地域商業の活性化

施策の目指す姿

商業者に対し、必要な支援策を実施することで、消費が喚起され、地域商業が活性化し、消費活動も安定しています。

施策の現状

少子高齢化や経済環境の変化による消費の低迷が続く中、消費者のライフスタイルも多様化し、インターネットによる通信販売などが一般化するなど、消費購買手段は大きく変化しています。本市の地域商業は、地域経済の発展や雇用の創出に限らず、市民の交流の場として、消費活動を支える役割を担ってきましたが、郊外型大型小売店舗の進出による商圏の変化や、市民のライフスタイルの変化などにより、活性化への道筋が見えにくくなっています。

このような中、近年は狭山市駅周辺を中心市街地として捉え、市街地の整備改善を経て地域商業の活性化を進めており、併せて、商店街の共同施設維持管理や、活性化に向けたイベントなどの活動を支援しています。

今後は、少子高齢化による地域社会の変化に対応し、地域が必要とするサービスを提供できるよう、更なる地域商業の活性化が求められています。

施策の課題

- 少子高齢化が進行する中、消費者が生活必需品を地元で購入できるように各個店の充実を図るとともに、駐車場の整備やバリアフリー化など、消費者が安心して買い物を楽しめる環境づくりが必要です。
- 地域商業が活性化し、市民の消費活動が安定していくためには、商業活性化に向けた施策の検討に加え、地域も一体となって商業者を支える仕組みづくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 商業活動の活性化支援

- ●地域の実情に応じ、商業者や商店街自身の取り組みを一体的に支援できるよう、狭山商工会議所と連携し、国や県の支援制度の活用を促進します。
- ●狭山商工会議所と連携し、商業者を対象に経営診断や経営相談の活用を促すとともに、新規出店を希望する者に対し、必要な支援策を提供します。

(2) 消費活動の安定

- ●大型店の立地に際して、地域の消費活動を支えつつ地域貢献が促進されるよう、ガイドラインに基づき協議します。
- ●地域ニーズや消費者ニーズに応えるサービスを提供する商業者や地域活動団体の活動を促進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
マルシェ※1 や、まちゼミ※2 などの商業者等の自主的な活動の実施件数	3件	6件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●商業者が地域経済を支える一翼を担い、地域社会において重要な役割を果たしていることを理解しましょう。
- ●商店街は地域の生活を支える基盤となっていることから、地域住民・商店街・市が一体となった取り組みを行うとともに、地元商店街での買い物を進めましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール8　働きがいも経済成長も
- ●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
- ●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
- ●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 マルシェとは
その地域において自ら生産した農作物、水産物、畜産物、加工品及び工芸品などを持ち寄って販売する市場のこと。

※2 まちゼミとは
そのまちの企業やお店の人が講師となって、各専門分野の知識や情報などを無料で受講者に講習する少人数制のゼミのこと。

施策36 工業の活性化

施策の目指す姿

工業地域の環境整備や活動への支援により、円滑な事業承継が実現し優れた技術が次世代に引き継がれ、企業活動が活性化するとともに、企業の研究開発力が向上し、競争力が高まっています。

施策の現状

市内の川越狭山工業団地や狭山工業団地、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域などにおいて、多くの製造業や流通業などの企業が立地しており、地域経済の発展や雇用機会の確保において重要な役割を果たしています。

このようななか、企業活動が円滑に行えるよう、企業立地奨励金制度や工場立地法地域準則条例を活用するとともに、中小企業・小規模企業が抱えている様々な課題の解決のため、狭山商工会議所や一般社団法人首都圏産業活性化協会の専門相談員による経営支援相談業務を実施しています。

施策の課題

●工業が活性化するためには、周辺環境との調和に加え、人材の確保や施設・設備の確保、資金の確保など経営環境の整備とともに、競争力向上に向けた研究開発の支援が必要です。

主なとりくみ

(1)工業地域の環境整備

●既存の工業地区やその周辺で工業地としての立地条件を備えた地区について、工業会などと連携し、企業活動が円滑に行えるよう環境整備を図ります。

(2)工業活動の活性化支援

●産業労働センターを産業情報の発信・交換の場として活用し、地域産業に関する情報提供や異業種間交流などにより、工業活動の活性化を支援します。

●人材の確保や建物の老朽化など、企業が抱える課題を解決し、安定した経営を持続できるよう、専門相談員による適切な指導や情報提供、資金的支援などを実施します。また、中小企業・小規模企業の研究開発力や競争力の向上のため、企業間や産学官の交流を促進します。

●中小企業に蓄積されたノウハウや技術を次世代に引き継ぎ、更なる活性化を図るため、埼玉県よろず支援拠点※1 など関係機関と連携し、円滑な事業承継を支援します。
●モノづくり企業ＰＲサイト「本物づくりのまち狭山」※2 の運営を通じて、市内企業の製品及び技術の周知、人材の確保を図ります。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
企業立地奨励金活用件数（増設企業分） （平成20年度以降の累計）	21件	29件
モノづくり企業ＰＲサイト「本物づくりのまち狭山」閲覧件数	32,197件	32,000件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●企業は、国、県、市の企業活動支援策を活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 埼玉県よろず支援拠点とは
経済産業省・中小企業庁が、全国47都道府県に設置する経営に関する無料相談所のこと。

※2 モノづくり企業ＰＲサイト「本物づくりのまち狭山」とは
「本物づくりのまち狭山」というブランドの構築や市内企業の人材確保を目的に、市内企業の優れた製品や技術を紹介するウェブサイトのこと。

施策37 農業の活性化

施策の目指す姿

農業の担い手の確保や農業生産基盤の整備などによって、農業経営が安定し、高品質で安全・安心な農産物が生産され、地産地消が進んでいます。

施策の現状

本市では、東京都心から約40kmという立地条件のもと、大消費地に隣接した地理的優位性を活かした野菜栽培中心の農業経営が展開されています。

近年は、食育や食の安全に対する意識の高まりから、地産地消や安全・安心な農産物が求められており、環境保全型農業※1、特別栽培農産物認証制度※2 の推進などに取り組んでいます。

本市の地場農産物である里芋、ほうれん草、枝豆などは、首都圏の市場から高い評価を受けており、農産物に付加価値をつけて販売する取り組みも行われています。古くからの特産物である狭山茶については、商品開発やPRを積極的に行い、消費の拡大に努めています。

また、認定農業者※3 を中心に、農用地の利用集積や先進的技術の導入などを含む生産方式、経営管理の合理化を推進しています。

農業施設については、その整備により農業生産性の向上や経営の近代化を促進していますが、農業就業者の高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少により、遊休農地が増加傾向にあります。

※1 環境保全型農業とは
農林水産省の「環境保全型農業の基本的な考え方」に基づく、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

※2 特別栽培農産物認証制度とは
農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、より安全・安心な農産物を消費者に提供するため、県が定めた慣行基準と比較して、節減対象農薬と化学肥料の双方を5割以下に減らして栽培された農産物について県が認証する制度のこと。

※3 認定農業者とは
農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村から認定された農業者のこと。

施策の課題

●農業の安定化に向け、地産地消、安全・安心な農産物の供給、生産性や品質の向上、製品開発への支援や情報提供を進めるとともに、農地の集約化や共同営農など、地域での取り組み並びに農業基盤施設の適正な維持管理と老朽化への対策が必要です。

主なとりくみ

(1)安全・安心な農産物の安定供給の促進

●特別栽培農作物認証制度などの活用を通じて、農薬や化学肥料の使用を抑えた特別栽培農作物の増産と有機肥料を使用する環境に優しい農業を推進します。また、JAいるま野が運営する里芋等選果施設を通じて、市の代表的な農産物である里芋等の出荷の省力化と選別作業の高度化を促進し、ブランド力の向上を目指します。

(2)狭山茶の生産の振興

●優良品種茶樹への改植を支援するなど、茶の生産性の向上と高品質化を促進します。また、茶を利用した商品開発の促進によって、特産品である狭山茶ブランドの一層の確立と消費の拡大に取り組みます。

(3)農業の担い手の育成・確保

●農業経営を安定させるため、農用地の利用集積などにより効率的な利用を促進します。また、就農相談の機会の拡充などにより、農業後継者や新規就農者の確保を促進します。

●認定農業者に対して、農業用機械の導入など、総合的な支援を実施します。

(4)地場農産物の消費拡大

●各種イベントやJAいるま野が運営する農産物直売施設である「あぐれっしゅげんき村」などにおいて、安全で安心な地場農産物のPR や地産地消による利用拡大を通じ、販路や消費の拡大を促進します。

●観光農業事業などを通じ、農業や農産物をはじめとする自然の恵みの大切さに対する理解の向上に努めます。

(5)耕作放棄地対策の推進

●県など関係機関と連携し、農用地の利用集積を推進するとともに、新規就農者や後継者の育成を推進し、耕作放棄地の解消に取り組みます。また、農業経営に意欲的な企業などの農業参入を促進します。

(6)農業生産基盤などの整備と維持管理

●ほ場整備※4 や畑地灌漑(かんがい)施設などの整備を進めるとともに、農業施設機能保全計画に沿って、土地改良施設などの適正な維持管理と老朽化への対策に取り組みます。

※4 ほ場整備とは

狭小・不整形な農地を一定の大きさと形状に整理する区画整理を主体に、併せて用排水路、農道などの整備を総合的に行う事業のこと。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
JAいるま野の里芋等選果施設における里芋の取扱量	−	4,880t
農用地の利用集積面積	46.8ha	54ha
認定農業者の人数	123人	123人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●農業者は、安全・安心な農産物を生産しましょう。
●茶農家は、狭山茶の生産性の向上と高品質化に努めましょう。
●安全・安心な有機栽培などによる農産物への関心を持ち、地場農産物を積極的に消費しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール2　飢餓をゼロに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール15　陸の豊かさも守ろう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

JA いるま野の里芋等選果施設

新茶の製造

施策38 狭山の地域資源を活用した観光の推進

施策の目指す姿

観光資源が活用され、市民が狭山を深く理解し、誇りを持ち、情報発信することで、人の交流が生まれ、観光客が増加しています。

施策の現状

観光については、見て楽しむ観光から体験型・参加型観光へと変化しており、地域の人、文化、暮らしなどが観光資源として注目されています。また、外国人観光客の増加やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによる情報発信、趣味の多様化、ワーク・ライフ・バランスの推進など、観光を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、本市では、観光事業を総合的に推進する狭山市観光協会を支援するとともに、市や観光協会の公式ホームページをはじめ、様々な宣伝媒体を活用し、本市の観光資源である智光山公園や県営狭山稲荷山公園、入間川などの豊かな自然、毎年8月に開催される狭山市入間川七夕まつりなどのイベント、特産品として名高い狭山茶などについて情報を発信しています。

また、市民の自主的な活動により観光マップの作成や身近な観光資源をめぐるウォーキングが実施されるなど、市民が狭山についてもっと深く知りたいという機運も高まっており、市民、企業、行政などが一体となって、新たな視点で狭山の魅力を発掘し、市内外へ発信しようとする動きがあります。

施策の課題

●地域の資源を活かした新たな観光の開発と情報の発信が必要です。

主なとりくみ

(1)地域観光資源の発掘・観光情報の発信

●文化財や豊かな自然などの様々な地域資源が、新たな観光資源として活用されるよう、狭山市観光協会などと連携して、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、観光マップなどを活用した観光情報を発信します。

●企業や農業者、団体などによる活動で、観光資源となるものについては、狭山の魅力の発信・伝達に向けた取り組みとして支援します。

●狭山市入間川七夕まつりは、市民との協働を進めつつ、更なるにぎわいの創出を推進します。

●智光山公園の利活用の促進を図るとともに、入間川河川敷（河川敷中央公園の一部）においては、水辺と地域をつなぐ観光拠点として、官民連携を図りながら、更なる交流人口の増加や恒常的なにぎわいの創出を図ります。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
観光入込客数	3,316,102人	3,500,000人
公式フェイスブックの観光記事閲覧件数	882,552件	1,000,000件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●観光資源を発掘・再確認し、情報を発信しましょう。

●「見る」から「参加・体験」へ、狭山市入間川七夕まつりなどのイベントに積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策39 雇用の促進と勤労者福祉の充実

施策の目指す姿

就労を希望する市民が等しく勤労の機会を得ることにより、生活基盤が確立するとともに、中小企業・小規模企業で働く勤労者の福利厚生が充実しているほか、ワーク・ライフ・バランスの実現などが図られています。

施策の現状

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するため、平成31年4月から働き方改革関連法が施行され、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することとされました。

このため、企業は生産性の向上や従業員満足度の向上を実現する環境づくりが求められています。

このような中、本市では、産業労働センターにおいて、若年者向けの就職相談や内職相談など、就労に関する様々な相談業務を実施するとともに、TOEICや簿記など、就労に係る基礎知識を学ぶための講座や各種の資格取得検定を実施しており、センター内のふるさとハローワークで就労相談を行っています。

また、中小企業・小規模企業で働く勤労者や事業主の福利厚生の充実に向けて、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの活動を支援しています。

施策の課題

●雇用の促進と勤労者福祉の充実を図るためには、関係機関と連携を図りながら、各種就労講座の実施や勤労者の福利厚生事業の充実が必要であるほか、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などが必要です。

主なとりくみ

(1)雇用機会の拡充

●産業労働センターのインターンシップによる就業体験やふるさとハローワークとの合同就職面接会の開催などにより、若年者から中高年者まで、幅広い求職者の雇用機会の拡充を図ります。また、産業労働センターを中心に、女性や中高年者などの就職相談を充実します。

●モノづくり企業ＰＲサイト「本物づくりのまち狭山」※1の求人情報「茶レンジＪ〇Ｂさやま※2」を活用し、地域の雇用情報を効果的に提供するとともに、人材を広域的に確保するため、市外にも積極的に情報を発信します。

(2) 人材育成・能力開発の促進

●各種労働講座や技能習得のための講習会などの開催情報を適切に提供します。また、若年の未就労者や子育て中の母親、中高年の求職者などを対象とした講座を産業労働センターで開催し、就労に向けた人材育成や能力開発を促進します。

(3) 労働環境や福利厚生の充実

●事業所における労働環境の整備を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向けた情報提供・啓発を行います。

●中小企業・小規模企業勤労者の福利厚生の向上を目的とした一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、会員の加入を促進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
茶レンジＪ〇Ｂさやまの登録企業数	212社	242社
一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの会員数	2,506人	2,500人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●企業は、インターンシップの学生の受入れや職場体験を推進しましょう。

●就労に向けた能力開発のための労働講座や講習会を活用しましょう。

●企業は、労働環境の整備やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを実施しましょう。

●中小企業・小規模企業は、福利厚生の充実に向け、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターへの従業員の加入を促進しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール10　人や国の不平等をなくそう
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

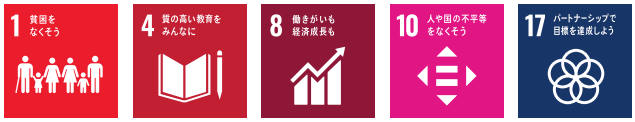

※1 モノづくり企業ＰＲサイト「本物づくりのまち狭山」とは
「本物づくりのまち狭山」というブランドの構築や市内企業の人材確保を目的に、市内企業の優れた製品や技術を紹介するウェブサイトのこと。

※2 茶レンジＪ〇Ｂさやまとは
狭山市内及び狭山市近隣の事業所等のインターネットによる求人・雇用情報提供サイトのこと。

第5章 教育文化

～人を育み文化を創造するまちをめざして～

第5章　教育文化　～人を育み文化を創造するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化　～人を育み文化を創造するまちをめざして～	1	生涯学習の促進	40	生涯学習の促進	(1)	生涯学習活動の支援体制の充実
					(2)	生涯学習の機会や場の充実
					(3)	生涯学習の成果の活用
			41	生涯スポーツの促進	(1)	市民のスポーツ活動の促進
					(2)	競技スポーツの振興
					(3)	スポーツ施設の充実
	2	学校教育の充実	42	教育の内容と支援の充実	(1)	教育指導の充実
					(2)	特別支援教育の充実
					(3)	幼児教育の充実
					(4)	連携教育の推進
					(5)	教職員の資質の向上
					(6)	教育活動の支援の充実
					(7)	就学支援の充実
					(8)	学校評価の充実
			43	教育環境の充実	(1)	校舎などの改修の推進
					(2)	学校図書館の充実
					(3)	学校給食の充実
					(4)	学校ＩＣＴ環境の充実
					(5)	学校の規模と配置の適正化
			44	家庭や地域との連携	(1)	学校公開などの推進
					(2)	学校運営への参加の促進
					(3)	地域による学校支援の充実
					(4)	家庭教育の啓発活動の充実
					(5)	地域における教育活動の充実

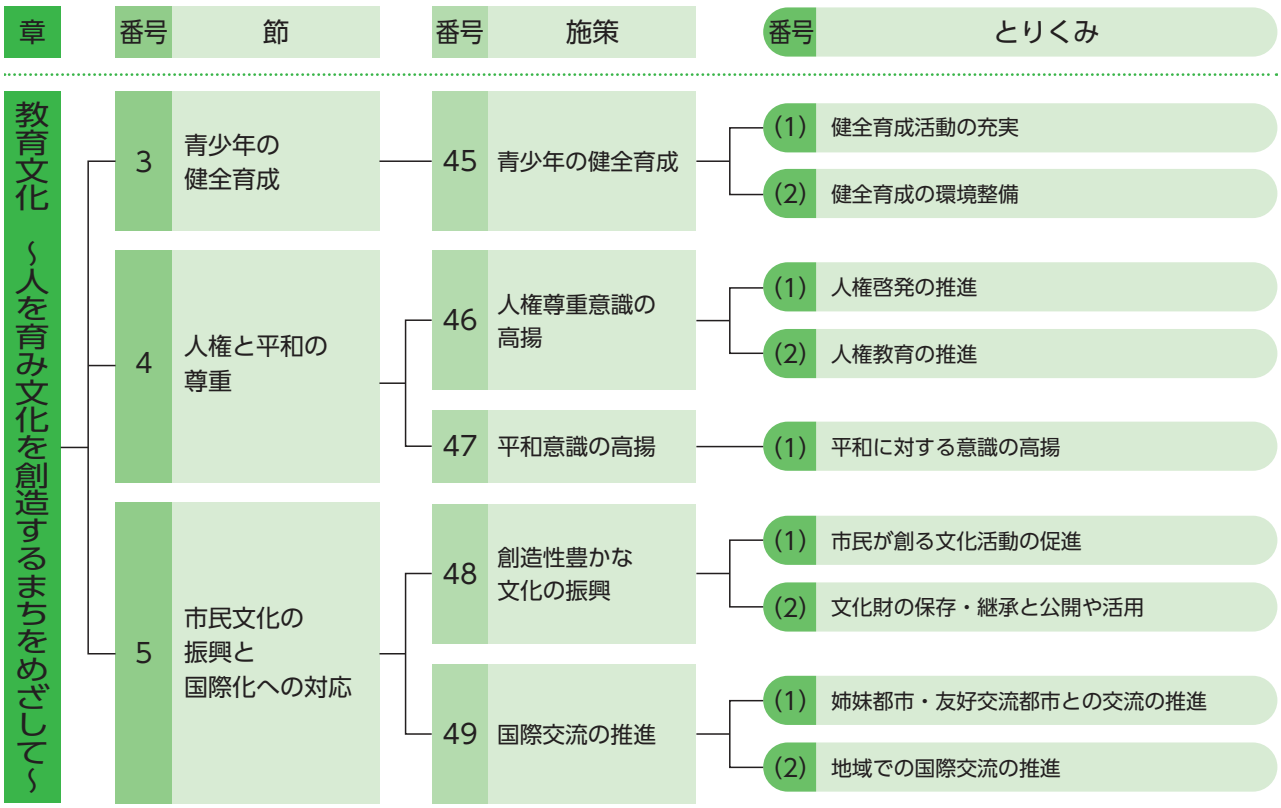
章
番号
節
番号
施策
番号
とりくみ
教育文化　～人を育み文化を創造するまちをめざして～
3
青少年の健全育成
45
青少年の健全育成
(1)
健全育成活動の充実
(2)
健全育成の環境整備
4
人権と平和の尊重
46
人権尊重意識の高揚
(1)
人権啓発の推進
(2)
人権教育の推進
47
平和意識の高揚
(1)
平和に対する意識の高揚
5
市民文化の振興と国際化への対応
48
創造性豊かな文化の振興
(1)
市民が創る文化活動の促進
(2)
文化財の保存・継承と公開や活用
49
国際交流の推進
(1)
姉妹都市・友好交流都市との交流の推進
(2)
地域での国際交流の推進

施策40 生涯学習の促進

施策の目指す姿

だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる環境が整備され、多くの市民が学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに活かしています。

施策の現状

第5次生涯学習基本計画に基づき、「自己を磨き 社会を支える 豊かな学びの振興」を基本目標に掲げ、生涯学習に関する各種施策を推進しています。

このうち、生涯学習に関する情報の提供については、市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」※1内に開設した「さやまなびぃネット」において、生涯学習に取り組むサークルやボランティアなどに関する情報を提供するとともに、市民交流センター内の生涯学習情報コーナーにおいても、情報提供や相談業務などを行い、市民の学習活動を支援しています。生涯学習の機会や場の提供については、公民館などにおいて青少年期から高齢期にわたるライフステージに応じた講座、教育機関や地域団体などと連携した講座など各種事業を実施するとともに、学習の成果を発表する場としては、市民文化祭を毎年開催しているほか、公民館サークルが主体となり講座などを開催しています。

また、公民館などでは、社会教育を振興する観点から、人権、環境、高齢化、子育て等の現代的課題や地域課題の解決に向けた事業に積極的に取り組んでいます。

なお、地域の学習拠点の整備として、平成29年6月に新狭山公民館、令和2年4月に入曽地域交流センター（入曽公民館）の更新が完了しました。

図書館では、資料やレファレンスサービス※2などの充実を通じて、市民の学習・調査研究や課題解決のための情報収集活動を支援するとともに、第2次子ども読書活動推進計画に基づき、学校などと連携して子供の読書活動を推進しています。また、平成30年度には、利用者サービスの向上を図るため、蔵書検索速度を改善するとともに、新たな機能を追加するなど、図書館蔵書検索システムの更新を行いました。

指定管理者制度を導入している博物館では、企画展や各種講座などの企画により、独自性に富んだ運営を行っています。

※1 市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」とは
市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

※2 レファレンスサービスとは
利用者からの資料や情報の求めに応じ、資料検索の支援や資料提供を行うサービスのこと。

施策の課題

●学校、NPO、事業者等の多様な主体と連携・協働し、生涯学習に関する情報提供と機会や場の充実や、学習の成果の活用を促進する取り組みを一層進める必要があります。

主なとりくみ

(1)生涯学習活動の支援体制の充実

●生涯学習に関する情報提供や相談などの体制を充実して、市民の学習活動を支援します。

●生涯学習に関わる人や団体のネットワークを構築し、交流を促進することにより、市民の学習活動の裾野を拡大します。

(2)生涯学習の機会や場の充実

●公民館などにおいて教育機関や公民館サークル等と連携して、幅広い世代の利用を促進するとともに、生涯学習に関するニーズに応えて各種の講座を開催するなどして、学習の機会や場を充実します。また、学習の成果を発表する場を充実します。

●市民の学習活動を促進するなかでは、現代的課題や地域課題に関する学習を強化することにより、社会教育を充実します。

●青少年期から高齢期にわたってだれもが主体的に学び、活動し、様々な交流を通じて生きがいを実感できるようライフステージに応じた公民館事業を充実します。

●教育機関、地域団体及び公民館サークル等と連携して、市民の多様な学習ニーズに対応する公民館事業を充実するとともに、公民館サークル活動の活性化を図ります。

●地域に伝わる伝統文化の継承、郷土を愛する意識の高揚を図る公民館事業を推進し、地域の教育力を培い、まちづくりにつながる公民館事業を推進します。

●図書館の資料やレファレンスサービスなどを充実するなかで、市民の学習意欲に応える情報提供などの学習支援を行います。また、学校などの関係施設と連携して、人生をより深く生きる力を養うために欠かせない子供の読書活動を促進します。さらに、資料などの管理を充実し、ＩＣＴ※3化を推進します。

●博物館では、本市の歴史や文化の一端に触れるものや利用者の興味や関心を高めるものなど、独自性に富んだ事業を実施します。

●市内大学との連携により、さやま子ども大学など各種事業の開催や、公開講座の情報提供などを通じて、市民の生涯学習の機会を拡充します。

(3)生涯学習の成果の活用

●さやま市民大学をはじめ、地区センターや地域交流センターなどと連携して、生涯学習の成果をまちづくりなどに活かす取り組みを促進します。

●学校支援ボランティアセンターや学校応援団と連携して、生涯学習の成果を学校支援に活かす取り組みを促進します。

※3 ＩＣＴとは
Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているＩＴ(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	31.0%	40.0%
生涯学習の成果を自分以外のために活かしたいと思う市民の割合	54.4%	60.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	214,092人	223,000 人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●生涯学習に関心を持ち、学習活動を通じて自己を磨くとともに、学びを通じて、人とのつながりを育みましょう。
●生涯学習で培った成果を、地域のまちづくりや学校支援などに活かしましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

子ども大学さやま・いるま

公民館サークルの活動発表

施策41 生涯スポーツの促進

施策の目指す姿

いつでも、どこでも、いつまでも、だれもがスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行っています。

施策の現状

スポーツ推進計画に基づき、週1回以上スポーツをする市民の割合を50%以上にすることを目標に、各種の取り組みを実施しています。

このような中、令和2年2月に実施した調査では、週1回以上スポーツを実施している市民の割合は32.4%という結果でした。

これまでの取り組みのうち、市民のスポーツ活動の促進については、ライフスタイルやニーズに応じた各種スポーツ教室などを開催するほか、各地区で毎年開催される市民体育祭の支援を行っています。また、スポーツ推進委員が地域においてスポーツの指導や普及に取り組むとともに、レクリエーション協会が、様々なスポーツを親しむ機会を提供しています。

競技スポーツの振興については、体育協会の加盟団体が各種大会を通じて競技力の向上に取り組むとともに、体育協会の主催事業として、市民ゴルフ大会やクロスカントリー大会をはじめとした、各種スポーツ行事を開催するほか、成績優秀者の表彰も行っています。スポーツ少年団では、加盟している各単位団で、団員の健全育成に主眼を置いて技術の向上に取り組むとともに、指導者を対象とした研修を行っています。また、本市には、競技スポーツのトップレベルで活躍する企業チームやクラブチームがあることから、各種スポーツイベントの開催やアスリートの招へいにより、一流のスポーツ技術に接する機会を充実させるなどして、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を市民に広く伝える取り組みを推進しています。

スポーツ施設については、市民総合体育館及びプールを併設した地域スポーツ施設、県内屈指のテニスコート、入間川河川敷の多くの多目的グラウンドに加え、武道の新たな拠点施設の整備を推進しています。

施策の課題

- 市民のスポーツ活動を促進するためには、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、だれもがスポーツに親しむことのできる場や機会を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1)市民のスポーツ活動の促進

- ●スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページなどを通じて、広く発信するとともに、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事などを充実します。
- ●スポーツ・レクリエーション関係団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談などを充実します。
- ●市民のスポーツ活動を支える人材を確保し、活動の活性化を推進します。

(2)競技スポーツの振興

- ●競技スポーツ関係団体の活動を支援するとともに、アスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実します。
- ●青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者を確保します。

(3)スポーツ施設の充実

- ●既存スポーツ施設や学校体育施設の有効利用を推進するとともに、企業や大学などが保有する施設の市民への開放を促進します。
- ●公式規格を有するスポーツ施設の整備に向けて推進を図ります。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
週1回以上スポーツを実施する市民の割合	32.4%	50.0%
公共スポーツ施設の利用者数	879,733人	880,000人
スポーツ教室・行事への参加者数	19,874人	20,700人
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	397人	800人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●スポーツ活動に積極的に取り組み、健康寿命の延伸や共生社会の実現を図り、スポーツを通じて培った人とのつながりを地域活動などに活かしましょう。
- ●競技スポーツに取り組み、各種の大会などで優秀な成績を収めることにより、本市を広くアピールしましょう。また、競技スポーツを通じて、次の時代を担う青少年を健全に育成しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
- ●ゴール4　質の高い教育をみんなに
- ●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策42 教育の内容と支援の充実

施策の目指す姿

個に応じたきめ細やかな教育活動の推進により、児童生徒は生き生きと学校生活を送り、生きる力が育成されています。

施策の現状

次代を担う子供たちに生きる力を育むために、学習指導要領及び狭山市教育振興基本計画に基づき、知・徳・体のバランスのとれた力を養う教育を推進するとともに、各学校の実態を踏まえて、特色ある教育活動に取り組んでいます。

情報化や国際化の進展に対応して、プログラミング教育をはじめとするＩＣＴ※1に関する理解や活用能力を高める教育を推進するとともに、小学校からの英語教育に早くから取り組み、英語によるコミュニケーション能力の素地を養っています。

また、多文化共生の視点から、国際理解教育への取り組みや日本語指導が必要な外国人児童生徒等への支援を行っています。

狭山市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止対策を推進したり、様々な相談体制や関係機関と連携して不登校防止対策を推進したりして、教職員は子供たちと向き合い、生徒指導の充実を図り、生命を尊重し、規律正しく、心豊かな児童生徒を育成しています。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室において、個に応じた適切な指導を行っています。

市立幼稚園では、家庭と連携して、生きる力の基礎を育む教育を推進しています。

幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を進めるため、関係する幼稚園及び保育所（園）と小学校との間で交流を行うとともに、関係する小学校と中学校との間で、教育課程をはじめとして様々な分野で連携を推進しています。

教職員の資質の向上のため、各種研修を計画的に実施するとともに、教育委員会からの研究委嘱などを通じて、指導方法などに関する研鑽を深めています。

各種の支援員や相談員を配置し、教職員と連携して、学習指導の支援のほか、様々な相談にあたっています。また、教職員とともに、部活動支援員や地域の協力のもと、児童生徒の文化・スポーツ等の校外活動が活発に行われています。

特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒が、適切に就学できるように、専門家による巡回相談や就学支援委員などによる支援を行っています。

経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助金の交付や奨学金の貸付などにより就学を支援して

います。

ＰＤＣＡマネジメントサイクル※2に基づき、学校運営について、各学校が自己評価するとともに、学校関係者による外部評価を行っています。

ＥＳＤ※3 の推進を図り、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開します。

施策の課題

●次代を担う子供たちに生きる力を育むとともに、子供たちが生き生きと充実した学校生活を送るためには、知・徳・体の面から教育内容を充実するとともに、学習指導や生徒指導などの面から教育活動を支援していく必要があります。

主なとりくみ

(1)教育指導の充実

●国や県の学力調査の結果を分析し、指導方法を改善するとともに、ＩＣＴを効果的に活用して、学習指導を充実します。

●ユニバーサルデザイン※4 や主体的・対話的で深い学びを意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。

●小・中学生学習支援事業の実施により、学力の向上に取り組みます。

●家庭と連携し、家庭学習の励行を促進することにより、確かな学力の定着を図ります。

●道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育への保護者や地域からの参画推進と家庭教育への波及を図ります。

●新体力テストの結果の分析を踏まえて、体力向上の具体的方策を研究し、指導に活かします。

●プログラミング教育をはじめとするＩＣＴに関する理解や活用能力を高める教育をより一層推進します。

●オンライン学習システムの活用により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。

●市と各学校で定めた、いじめの防止などのための基本方針に基づき、いじめのない学校づくりにより一層取り組みます。また、不登校や非行・問題行動などの防止にもより一層取り組みます。

●インターネットなどを通じて、児童生徒が事件や事故に巻き込まれないように、家庭と連携して、情報モラルを徹底します。

※1 ＩＣＴとは
Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているＩＴ(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※2 ＰＤＣＡマネジメントサイクルとは
Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

※3 ＥＳＤとは
Education for Sustainable Development の略で、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

※4 ユニバーサルデザインとは
障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

●小学校への英語活動支援員や語学指導助手（ALT）の配置などにより、英語教育における小中一貫性を強化し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
●公費による英語検定の受験を通じて、英語に対する学習意欲及び英語能力の向上を図ります。
●日本語指導や学校生活の相談活動などを通じて、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実します。
●中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的として、いのちの授業を開催します。

(2) 特別支援教育の充実

●特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた適切な指導を行うとともに、インクルーシブ教育※5 の構築を目指した取り組みを充実します。

(3) 幼児教育の充実

●様々な遊びや体験を通じて、園児に生きる力の基礎が育まれるよう、また、特別な教育的支援が必要な園児に適切な支援が行われるように、教育指導を充実します。

(4) 連携教育の推進

●関係する幼稚園及び保育所（園）と小学校で組織する連携協議会が中心となって、幼保小連携を推進し、小1プロブレム※6 の解消に取り組みます。
●関係する小学校と中学校で組織する推進協議会が中心となって、小中一貫教育を推進します。
●公民館などの社会教育施設において、児童生徒を対象とした事業を充実するとともに、社会教育の成果を学校教育に活かすなどして、学社連携をより一層推進します。

(5) 教職員の資質の向上

●教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導にあたることができるよう、研修や研究委嘱などを通じて、指導方法の向上に取り組みます。
●教育内容の多様化やＩＣＴの普及に対応して、必要な環境の整備とこれらに関わる研修を計画的に実施し、時代の変化に即応できる資質を備えた教職員を養成します。

(6) 教育活動の支援の充実

●各学校に、各種の支援員及び特別支援学級介助員や学校図書館司書を配置し、これらを有効に活用するなかで、各学校の教育活動に対する支援を充実します。
●各中学校に相談員及び相談支援員を配置するとともに、教育センターにも教育相談員を配置するなどし、これらを有効に活用するなかで、児童生徒や保護者及び教職員からのいじめや不登校などの相談などに応じる体制を充実します。
●児童生徒の文化・スポーツ活動の促進のため、学校または市の代表として参加した校外活動に対し交通費等を助成し、多くの大会等に参加することができるように支援します。

(7) 就学支援の充実

●経済的な支援が必要な家庭に対して、小中学校就学援助金の交付、高等学校や大学などの修学者に対する奨学金の貸与について周知し、活用を促進します。

(8) 学校評価の充実

●ＰＤＣＡマネジメントサイクルに基づき実施している、学校運営に対する自己評価及び学校関係者による外部評価を充実します。

※5 インクルーシブ教育とは
障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ仕組みのこと。

※6 小1プロブレムとは
小学校へ入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中、椅子に座っていられないなど、小学校の生活になかなか馴染めない状態が数カ月継続する状態のこと。

施策の成果目標

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr>
<tr><th>令和元年度</th><th>令和7年度</th></tr>
<tr><td>埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">科目</th><th colspan="2">小学校</th><th colspan="2">中学校</th></tr>
<tr><th>狭山市</th><th>埼玉県</th><th>狭山市</th><th>埼玉県</th></tr>
<tr><td>国語</td><td>55.5</td><td>56.9</td><td>58.4</td><td>58.7</td></tr>
<tr><td>算数</td><td>66.1</td><td>66.6</td><td>ー</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>数学</td><td>ー</td><td>ー</td><td>59.6</td><td>59.3</td></tr>
<tr><td>英語</td><td>ー</td><td>ー</td><td>56.6</td><td>56.1</td></tr>
</table>
</td><td>全科目で県平均正答率を上回る。</td></tr>
<tr><td>埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度</td><td>
<table>
<tr><th>内容</th><th colspan="2">項目</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr>
<tr><td rowspan="2">けじめのある生活ができる</td><td rowspan="2">時刻を守る</td><td>登校時間</td><td>94.1</td><td>98.1</td></tr>
<tr><td>授業開始時間</td><td>95.4</td><td>97.3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">身の回りの整理整頓をする</td><td>靴そろえ</td><td>88.1</td><td>92.5</td></tr>
<tr><td>整理整頓</td><td>86.6</td><td>86.9</td></tr>
<tr><td rowspan="2">礼儀正しく人と接することができる</td><td rowspan="2">進んであいさつや返事をする</td><td>あいさつ</td><td>77.1</td><td>81.4</td></tr>
<tr><td>返事</td><td>89.0</td><td>89.3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ていねいな言葉づかいを身につける</td><td>ていねいな言葉づかい</td><td>87.0</td><td>92.5</td></tr>
<tr><td>やさしい言葉づかい</td><td>84.9</td><td>88.0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">約束やきまりを守ることができる</td><td rowspan="2">学習のきまりを守る</td><td>学習準備</td><td>85.1</td><td>90.0</td></tr>
<tr><td>話を聞き発表する</td><td>77.0</td><td>73.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活のきまりを守る</td><td>集団の場での態度</td><td>85.3</td><td>94.3</td></tr>
<tr><td>掃除・美化活動</td><td>89.3</td><td>86.7</td></tr>
</table>
</td><td>全項目80%以上</td></tr>
</table>

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
新体力テストの5段階総合評価のうち上位3ランク（A・B・C）の児童の割合	**小学校 81.8% 中学校 83.9%**	**小学校、中学校ともに県の目標値を上回る。**
いじめの解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率	**解消率 81.8% 学校復帰率 19.7%**	**解消率 100% 学校復帰率 33.3%**
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	**小学校 87.2% 中学校 82.4%**	**県、全国平均を上回る。**
ＣＥＦＲ（セファール）のA1相当レベル※7 以上の英語力をもった生徒の割合	**55.0%**	**全国の目標値を上回る。**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●家庭や地域で、基本的な生活習慣の体得や家庭学習の励行について指導しましょう。
●日頃から子供に接し、子供の様子に異変を察知したら、学校に相談しましょう。
●非常勤講師、支援員、介助員、相談員などとして、学校を支援しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

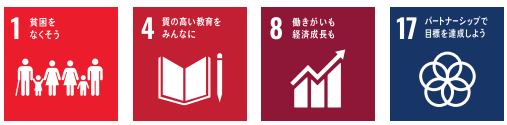

※7 ＣＥＦＲ（セファール）のA1相当レベルとは
実用英語技能検定3級、TOEIC スコア320 ～620、GTEC スコア270 ～689、ケンブリッジ英語検定スコア110 ～119 に相当する英語力のこと。

英語指導助手（ALT）による小学生への英語教育

パソコンを活用した体育の授業

施策43 教育環境の充実

施策の目指す姿

校舎などの長寿命化や機能向上を図った改修による、安全で快適な教育環境のなかで、児童生徒が学校生活を送っています。また、学校ＩＣＴ※1 環境が整備され、ＩＣＴに関する理解や活用能力を高める教育が行われています。

施策の現状

快適な学習環境を確保するため、冷暖房設備を順次改修しており、平成29年度までに市内小中学校23校全ての改修が完了しています。また、小学校15校のトイレ1系統の洋式化の改修を令和2年度までに完了しました。また、学校施設については、建設から30年以上が経過した建物が増え、建物の老朽化や施設の機能劣化が進んでいることから、学校施設の計画的な保全と機能向上を図るため、学校施設の長寿命化計画の策定を進めています。

学校図書館に図書館司書を段階的に配置するとともに、蔵書管理のＩＣＴ化の準備を進めています。

入間川学校給食センター、柏原学校給食センター及び堀兼学校給食センターでは、ＰＦＩ※2 事業方式を導入し、学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしい給食を提供するとともに、食物アレルギー対応食を提供しています。

学校ＩＣＴ環境として、全校に整備された校務用の情報端末、児童生徒に1人1台整備された情報端末及び校内無線LAN・高速大容量通信ネットワークの活用を推進しています。

学校規模により生じる課題を解消し、子供たちのより良い教育環境を目指して、平成30年3月に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」を改訂しました。

施策の課題

- 児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実させる必要があります。
- 児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校が存在するなど、学校の小規模化に伴う学習面、生活面、学校運営面等の影響が懸念されます。少子化の進行により今後も児童生徒数の減少が見込まれる中では、小規模の学校を解消していく方策を計画的に講じるなどして、活力ある学校づくりを推進していく必要があります。
- 入間川学校給食センター、柏原学校給食センターについては、令和5年度をもってＰＦＩ事業期間が終了となるため、その後の運営手法について検討する必要があります。

主なとりくみ

(1)校舎などの改修の推進

●快適な教育環境を確保するため、各中学校生徒用1系統のトイレ及び教職員用トイレの洋式化への改修を計画的に行います。

●小中学校の校舎などの保全及び機能の向上を図るため、学校施設の長寿命化計画に基づき、改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保します。

(2)学校図書館の充実

●学校図書館司書を各校に配置するとともに、蔵書管理を効率化し、学校図書館の利用を促進します。

(3)学校給食の充実

●栄養のバランスを考慮した安全でおいしい給食を提供するとともに、食物アレルギーに適切に対応した給食を提供します。また、栄養教諭や学校栄養職員等と、学校給食を生きた教材として活用し、各家庭と連携して正しい食生活、食習慣を身に付けるための食育を推進するとともに、栄養バランスを考慮した献立、旬の食材や地場産物の積極的な採用、行事食を充実させることにより、学校給食の更なる充実を図ります。

●入間川及び柏原学校給食センターのＰＦＩ事業期間終了後の当該施設の維持管理等については、引き続き効率的かつ効果的に運営が図られるよう、その手法について検討します。

(4)学校ＩＣＴ環境の充実

●デジタル教科書をはじめとするデジタル教材を活用するためのＩＣＴ環境を整備します。また、授業におけるデジタル教材の活用に向け、サポート体制を充実します。

●ＧＩＧＡスクール構想※3 に基づき、小中学校の児童生徒に1人1台整備された情報端末の活用を推進します。

(5)学校の規模と配置の適正化

●「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、既に複数の学年で単学級が生じている小学校において、小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、小学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。

●児童生徒数の減少による学校規模の小規模化や学校施設の老朽化度を踏まえ、小中学校の再編について検討します。

※1 ＩＣＴとは
Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているＩＴ(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※2 ＰＦＩとは
プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative)の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

※3 ＧＩＧＡスクール構想とは
教育におけるＩＣＴを基盤にした先端技術等の効果的な活用を目指し、1人1台情報端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のこと。

施策の成果目標

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr>
<tr><th>令和元年度</th><th>令和7年度</th></tr>
<tr><td>小中学校の校舎などの長寿命化改修の実施校数（平成26年度以降の累計）</td><td>0校</td><td>1校</td></tr>
<tr><td>小中学校のトイレ環境整備の達成割合</td><td>43.5%</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>児童生徒の情報端末の整備率</td><td>小学校 8.9%　中学校 18.9%</td><td>小学校 100%
中学校 100%</td></tr>
<tr><td>不足しがちな栄養素の充足率</td><td><table><tr><th></th><th>カルシウム</th><th>鉄</th><th>ビタミンC</th><th>食物繊維</th></tr><tr><td>小学校</td><td>101%</td><td>102%</td><td>137%</td><td>86%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>94%</td><td>99%</td><td>100%</td><td>86%</td></tr></table></td><td>各種栄養素の充足率を95%以上にする</td></tr>
</table>

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●幼稚園や小中学校の環境美化などに協力しましょう。
●学校給食センターの運営に関心を持ち、食育の推進に協力しましょう。
●子供たちのより良い教育環境を目指した学校の規模と配置の適正化に対する理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール2　飢餓をゼロに
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

改修を行った小学校のトイレ

学校 ICT 環境の整備

施策44 家庭や地域との連携

施策の目指す姿

保護者や地域住民が、様々な形で学校に関わり、教職員と連携して、学校を支えるとともに、家庭や地域においても、大人と子供が様々な活動を通じて交流を深め、子供が大人から多くのことを学んでいます。

施策の現状

各学校では、学校だよりやホームページなどを通じて、学校に関する情報を発信するとともに、11月の第二土曜日の「さやまっ子教育の日」に一斉に学校公開を実施し、また、平成23年度からは、4月と8月を除いた、毎月の第二土曜日を授業日とし、当日は、学校の教育活動を公開しています。また、国や県の学力調査の結果や学校評価の結果についても、ホームページなどを通じて分かりやすく公開しています。

学校運営協議委員や学校評議員からの意見などを学校運営に活かすとともに、PTAが様々な面で学校運営に協力しており、また、学校支援ボランティアセンターでは、各学校にボランティアを派遣し、学習の支援を行っています。さらに、各学校に設置されている学校応援団では、学習支援のほか、校内の環境整備、登下校時の安全見守り、部活動の指導など、様々な面で学校を支援しています。また、スクールガードリーダー※1 や地域防犯ネットワーク（アポック）※2 をはじめとして、多くの地域住民が、登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。

家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携して、啓発活動に取り組むとともに、各地区で、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級を開催しています。

また、都市化、核家族化、地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭でのしつけや子育てに悩む親も増加していることから、家庭の教育力の向上に取り組んでいく必要があり、成長発達段階の子供を持つ親を対象とした子供に対する親の接し方や、子供を持つ親の悩みや不安などへの対処方法を学ぶ機会を提供しています。

各地区では、放課後や週末における児童の安全な活動場所を確保するため、地域の教育力を活かして、地域子ども教室が開催され、地域の大人と子供が様々な体験を通じて交流を深めています。

※1 スクールガードリーダーとは
教育委員会から委嘱され、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して指導を行う警察OBなどの専門家のこと。

※2 地域防犯ネットワーク（アポック）とは
自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

施策の課題

●学校としての説明責任を果たし、学校に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、学校運営への保護者や地域住民の参加を促進し、地域による学校支援を充実して行く必要があります。また、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

主なとりくみ

(1)学校公開などの推進

●学校だよりやホームページなどを通じての情報発信を充実するとともに、「さやまっ子教育の日」や第二土曜日における学校公開への保護者の参加を促進し、また、学力調査などの結果についても積極的に公開し、これらを通じて、学校としての説明責任を果たすとともに、学校に対する保護者や地域住民の関心や理解を醸成します。

(2)学校運営への参加の促進

●学校運営協議委員や学校評議員、PTAの活動を促進するとともに、コミュニティスクール制度（学校運営協議会制度）※3 を推進し、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進します。

(3)地域による学校支援の充実

●学校応援団の仕組みを発展させた形態として、PTAや学校支援ボランティアセンター、公民館など、学校支援に関わる団体、個人が行う活動を地域学校協働活動※4 として位置づけ、これらを一つにまとめた地域学校協働本部を確立することにより、地域における学校支援を充実します。

●学校の授業による学習を補完し、学力の向上に寄与するため、地域の人材などを活用した学習支援事業を実施します。

●スクールガードリーダーや地域防犯ネットワークをはじめとして、地域住民による児童生徒の安全見守りを促進します。

(4)家庭教育の啓発活動の充実

●家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携し、啓発活動に取り組むとともに、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級の内容を充実します。

●小学校が、次年度新入学児の保護者を対象に行う、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉え、家庭教育・子育てに関するすこやか子育て講座を実施します。

(5)地域における教育活動の充実

●地域の教育力を活かす取り組みとして、地域子ども教室を拡充するとともに、地域における年少指導者として活動できるよう、ジュニア・リーダーの養成を推進します。

※3 コミュニティスクール制度（学校運営協議会制度）とは
教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組みのこと。

※4 地域学校協働活動とは
地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
学校支援ボランティアの派遣人数	319人	335人
地域学校協働活動への参加者数	73,632人	75,000人
地域子ども教室への参加人数	8,066人	8,250人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●学校が発信する情報に関心を持ち、学校に対する理解を深めましょう。
●さやまっ子教育の日や第二土曜日の学校公開に積極的に参加しましょう。
●学校支援ボランティアセンターや学校応援団に参加し、学校を支援しましょう。
●家庭や地域における教育の必要性を理解し、子供の健全育成のための地域活動に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

地域住民による児童の見守り活動

ジュニア・リーダー養成事業

施策45 青少年の健全育成

施策の目指す姿

市民が主体となって青少年の健全育成活動が活発に行われ、青少年が健全に育っています。

施策の現状

次代を担う青少年を健全に育成し、青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、青少年を育てる狭山市民会議を中心に、健全育成活動の充実に努めています。しかし、育成活動に携わる人材は固定化と高齢化が進んでおり、また、近年では、家庭や地域社会の変容によるつながりの希薄化や、情報化の進展による有害情報の氾濫などの健全育成を阻害する要因もあることから、今後も継続した取り組みが求められています。

施策の課題

●青少年の健全育成活動の更なる推進を図るための環境整備や人材の育成が必要です。

主なとりくみ

(1)健全育成活動の充実

●地域ぐるみの健全育成活動の充実により、青少年の非行や犯罪の防止に取り組みます。

●青少年の健全育成の重要性を周知することにより、市民の関心を高め、健全育成団体への協力や参加を促進し、人材の確保に努めます。

●健全育成団体の活動を促進するため、様々な支援方法を検討します。

(2)健全育成の環境整備

●青少年の非行や犯罪の防止に向けて、地域ぐるみで青少年を取り巻く社会環境の浄化に取り組みます。

●青少年が気軽に集い交流できる環境を整備します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,052人	2,200人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●青少年の健全育成活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール16　平和と公正をすべての人に
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策46 人権尊重意識の高揚

施策の目指す姿

人権に関する啓発活動や人権教育の推進により、市民一人一人の人権意識が高まり、互いの人権を尊重しています。

施策の現状

本市では、毎年、狭山市人権教育推進協議会と連携して、市民を対象とした人権に関する講演会や、企業及び学校教育や社会教育などの関係者を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、PTAと連携して、保護者などを対象とした人権教育学級を開催しています。平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※1、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）※2、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）※3 のいわゆる人権三法が施行されたことからも、これらの法律の趣旨を踏まえ、差別や偏見のない社会を実現するために様々な事業を展開しています。

また、近年では、インターネットを悪用した人権侵害の解消に向けた取り組みや性的少数者への理解を深める取り組みも行っています。

富士見集会所においては、小中学生対象の人権学習から高齢者対象の寿大学まで、各年代に応じた講座や研修会を開催しています。また、公民館や男女共同参画センターなどと連携して人権教育推進事業を行い、人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

学校においては、人権感覚育成プログラム※4 などを活用して、児童生徒の人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）とは
全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された法律のこと。

※2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）とは
日本に住む日本以外の国の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消を推進することを目的として制定された法律のこと。

※3 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）とは
今なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと部落差別のない社会を実現することを目的として制定された法律のこと。

※4 人権感覚育成プログラムとは
児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラムのこと。

施策の課題

●人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、人権に関する啓発活動や教育の更なる推進が必要です。

主なとりくみ

(1)人権啓発の推進

●多様な人権問題に対する意識の高揚を図り、だれもが自分らしく生きられる社会の実現を目指して、人権三法の趣旨等も踏まえながら、様々な機会を捉えて啓発活動を推進します。

(2)人権教育の推進

●市民や企業の従業員等を対象とした社会教育の場において、人権教育を推進します。

●学校において、人権感覚育成プログラムに基づき人権教育を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
人権啓発に関する事業への参加者数	240人	360人
人権教育に関する事業への参加者数	4,238人	4,800人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●研修会や講演会などに積極的に参加しましょう。

●人権尊重社会の実現を目指し、一人一人が人権意識を高めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに

●ゴール5　ジェンダー平等を実現しよう

●ゴール10　人や国の不平等をなくそう

●ゴール16　平和と公正をすべての人に

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策47 平和意識の高揚

施策の目指す姿

平和に関する啓発活動により、平和への関心が高まり、日々の暮らしのなかで、平和の尊さが意識されています。

施策の現状

本市では、平成元年に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現に向けて、平和関連事業に取り組んでいます。

平和の尊さや大切さを市民に伝えるため、戦争体験者などを講師に招き、平和祈念講演会を毎年開催しています。

中央図書館では、夏休み期間中に平和関連資料コーナーを開設し、また、各公民館や富士見集会所では、現代的課題への取り組みの一環として、平和の尊さや大切さに触れる講座などを開催し、市民の平和意識の高揚に取り組んでいます。

小中学校では、児童生徒を対象とした戦争体験者の語り部などによる講演会を実施し、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えています。

施策の課題

●戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝える取り組みの更なる充実が必要です。

主なとりくみ

(1)平和に対する意識の高揚

●公民館等において、幅広い世代を対象とした平和に関する講座や資料展示を行い、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることにより、市民の平和に対する意識の高揚に取り組みます。

●小中学校において、講演会等の平和学習を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
平和関連事業への参加者数	3,154 人	3,430 人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●平和に関する講演会などに積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール16　平和と公正をすべての人に
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

平和祈念講演会

施策48 創造性豊かな文化の振興

施策の目指す姿

多くの市民が自主的に文化活動に取り組むとともに、地域の文化財等と触れ合う機会を増やすことにより、その価値を知り地域への愛着と誇りを深め、地域が一体となって文化財の適切な保存と活用が行われるなど、豊かな市民文化が育まれています。

施策の現状

狭山市文化団体連合会に加盟する団体をはじめとして、各種の文化団体が自主的に文化活動を行っています。また、各公民館や図書館及び市民会館では、毎年、利用団体が参加して狭山市市民文化祭が開催されるとともに、中央公民館では市民からの応募による狭山市民展が開催され、市民の文化活動の発表の場となっています。さらに、自主的に文化活動に取り組む団体などに対して、公民館のロビーなどを展示発表の場として提供し、これらを通じて地域に根ざした文化の振興に取り組んでいます。

日本の伝統文化に触れる機会として、狭山市茶道連盟と連携を図り、実行委員会形式によるさやま大茶会を開催するとともに、市民交流センターや市民会館などで音楽会や演劇会などを開催し、市民が芸術文化に触れ親しむ機会を提供しています。また、狭山市文化団体連合会と連携を図り、狭山市ゆかりの文化人を紹介する事業に取り組み、その中で、入曽にゆかりのある文化人の作品等を入曽地域交流センターに展示しています。また、文化の振興に取り組んでいる団体が行う文化事業に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

文化財については、県や本市の指定を受けた文化財の保護に取り組むとともに、市内に所在する文化財関係資料の収集・保存・調査研究を実施し、文化財関係資料の公開や、郷土の歴史・文化財に関する講演会、講習会、出前講座などを行っています。また、指定文化財の修繕事業や民俗芸能の後継者育成事業に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

少子高齢化や都市化などの社会状況の変化や多発する災害などにより、民俗芸能の担い手不足や一部の文化財の保存の危機など文化財の継承に懸念が生じています。

施策の課題

- 市民の自主的な文化活動を促進するとともに、それらの活動を結び付け地域課題を解決し、また、芸術文化活動を通じて、他者とつながる機会を創出する必要があります。
- 多様なニーズに応じた学びや体験、まちづくりや観光振興など、今までと違った観点から文化財を価値づけすることで、活用の範囲を大きく広げていくことが求められています。

主なとりくみ

(1)市民が創る文化活動の促進

●文化活動に取り組む団体の活動支援や市内の文化施設などで市民の文化活動の発表の場の拡充などを通じて、市民の自主的な文化活動を促進します。また、本市にゆかりのある文化人を発掘し、特色のある芸術文化の振興に取り組みます。

●市民の文化活動への参加の機会の拡充に向けて、公民館などで活動する文化団体に関する情報や様々な文化事業に関する情報の提供を充実します。

(2)文化財の保存・継承と公開や活用

●郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、文化財の愛護意識を高めるために、指定文化財の保護・継承と文化財関係資料の収集・保存・調査研究に取り組むとともに、これらの公開や歴史文化講座や文化財講習会等での活用を進めます。

●貴重な文化財を後世に残すために、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市民文化祭への参加団体数	646団体	650団体
文化財活用事業参加者の満足度	75.0%	80.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●自主的な文化活動を実践しましょう。

●郷土の歴史や伝統文化に関心を持ちましょう。

●文化財保護への理解を深め、保護・継承に協力しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策49 国際交流の推進

施策の目指す姿

姉妹都市・友好交流都市を中心に、幅広い分野で活発に国際交流が行われることにより、国際感覚が身に付き、国際理解が深まっています。

施策の現状

姉妹都市である大韓民国統營市、アメリカ合衆国ワージントン市及び友好交流都市である中華人民共和国杭州市とは、様々な分野において、友好的な国際交流関係を維持しています。

全国的に市町村の国際交流事業が行政主導から市民主体へと移行していくなか、本市においても、毎年実施している姉妹都市・友好交流都市との市民の相互訪問などの交流事業においては、狭山市国際交流協会が中心的な役割を果たしています。

また、狭山市国際交流協会では、日本語教室や日本での生活相談のほか、新狭山公民館や新狭山地区の自治会などとの共催による「あじさい祭り並びに国際交流の集い」などの在住外国人と地域住民との文化交流を図るイベントや、在住外国人による日本語発表会なども開催しています。

近年、外国人労働者や留学生等が増加したことにより、様々な場面で外国人と接する機会が増えています。

施策の課題

- 姉妹都市・友好交流都市との交流を通じて相互理解を深めるとともに、地域における市民の身近な国際交流の機会が必要です。
- 国際交流の推進を担う人材の確保及び育成が必要です。

主なとりくみ

(1)姉妹都市・友好交流都市との交流の推進

●市民の国際感覚を育み、相互理解を深めるため、姉妹都市・友好交流都市との文化、スポーツ、教育など様々な分野の交流を推進します。

(2)地域での国際交流の推進

●市民の国際意識・国際理解を高めるため、身近な国際交流として、市内在住・在勤・在学外国人との交流を狭山市国際交流協会と連携して実施し、外国人が参加できる場や機会を増やします。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市内在住外国人との交流事業への参加者数	2,179人	3,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●姉妹都市・友好交流都市との交流活動に積極的に参加しましょう。

●身近な国際交流に積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール4　質の高い教育をみんなに

●ゴール10　人や国の不平等をなくそう

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

第6章 市民生活

～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

第6章　市民生活　～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
市民生活　～安全で安心して暮らせるまちをめざして～	1	自立した地域社会の実現	50	地域コミュニティの活性化	(1)	市民の主体的なまちづくり活動の促進
					(2)	地域コミュニティ施設整備の支援
					(3)	地域コミュニティ推進体制の検討
			51	男女共同参画の推進	(1)	男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり
					(2)	男女共同参画の推進体制の充実
			52	安全・安心な消費生活の実現	(1)	消費生活向上に向けた取り組みの推進
	2	情報化の推進	53	地域情報化の推進	(1)	ICT の活用と促進
					(2)	市民の情報活用力の向上
	3	住宅・建築物の充実	54	建築物の適切な管理の推進	(1)	市営住宅の長寿命化と住宅ニーズへの対応
					(2)	安全で良好な住環境の充実
	4	防災・消防体制の充実	55	危機管理防災体制の充実	(1)	個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化
					(2)	自助・共助による地域防災力の向上
					(3)	災害応急対策の充実
					(4)	感染症に対する危機管理体制の充実
			56	消防・救急体制の充実	(1)	埼玉西部消防組合との連携の推進
					(2)	消防団の充実強化
	5	交通安全・防犯対策の充実	57	交通安全対策の充実	(1)	関係機関と連携した交通安全意識の高揚
					(2)	事故多発地点などへの交通安全施設の整備
					(3)	自転車保険加入の促進
					(4)	高齢運転者への安全対策
			58	地域防犯対策の推進	(1)	地域防犯活動の推進
					(2)	防犯設備の充実
	6	基地対策の充実	59	基地周辺環境の整備の推進	(1)	要望活動の推進
					(2)	基地対策事業の推進
					(3)	基地対策の周知

施策50 地域コミュニティの活性化

施策の目指す姿

地域の課題を市民自らが考え、解決するなど、地域コミュニティへの参加意識が高まり、地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいます。

施策の現状

個人の価値観の多様化や自治会への参加意識の希薄化に伴い、地域コミュニティが衰退傾向にある一方で、地区センター及び地域交流センターにおいては、地区まちづくり推進会議等を中心に、地域課題の解決に向けた活動や市民参画によるイベントの開催などに積極的に取り組んでいます。

さらに、地域では、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」を合言葉に、まちづくりを担う団体やテーマ別に活動する団体が組織され、安全で住み良い地域にするための取り組みが進んでおり、こうした団体と、自治会や社会福祉協議会、PTA、消防団などの多様な主体が対話を通じて、地域の課題について共通の認識をもつための会議等が進んでいます。

施策の課題

●地域のつながりや地域力を向上させるためには、自治会など地域の住民同士が互いに支え合うコミュニティの形成が必要です。そのために、地域の住民同士が活動するための拠点が必要です。

主なとりくみ

(1)市民の主体的なまちづくり活動の促進

●地域住民がお互いに助け合い、地域の様々な課題解決のために取り組んでいる自治会活動を支援するとともに、自治会への加入を促進します。

●自治会と、社会福祉協議会、PTA、消防団などや市民活動団体との連携による地域コミュニティの形成を促進します。

●地域での住民同士のつながりを強化し、地域の課題を解決するため、地区センター及び地域交流センターが拠点となり、地区まちづくり推進会議等を中心として、まちづくりに主体的に取り組む市民の育成や地域の特色を活かしたまちづくり活動を促進します。

●地域の課題について共通の認識をもつために、地域住民がワークショップ形式で話し合う「対話の場」を提供します。

(2)地域コミュニティ施設整備の支援

●集会所の建築や改修、借り上げなどへの助成を行い、地域コミュニティ施設の整備に対する支援をします。

(3)地域コミュニティ推進体制の検討

●自治会を中心とした地域の多様な団体が、ゆるやかに繋がり情報共有できる仕組みを構築します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
自治会加入世帯数（4月1日時点）	**46,991世帯**	**47,000世帯**
自治会と市民活動団体の数（合計）	**170団体**	**173団体**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域コミュニティの活性化のため、自治会や市民活動団体などの活動に参加しましょう。

●地域の集会所等を活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策51 男女共同参画の推進

施策の目指す姿

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分発揮できる社会が実現しています。

施策の現状

男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」※1 が施行され、社会においても女性を取り巻く格差や差別、性的少数者への理解など、人権に関する意識に高まりが見られます。

本市では、狭山市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画センターを中心に男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。性別による固定的な役割分担意識や、男女の格差の解消に向けた講座やセミナーを開催しています。

また、配偶者などからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）防止の啓発や相談業務など、人権が尊重される社会への取り組みを実施しています。

施策の課題

●男女が対等なパートナーとして、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

※1 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律とは
衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むことなどを定めた法律のこと。

主なとりくみ

(1)男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- ●男女が認め合い、互いの人権を尊重するための啓発活動を推進します。
- ●男女が支え合い、仕事も家庭もともに担う環境づくりに取り組みます。
- ●DVなどを防止する啓発活動を推進し、相談支援体制の連携を強化します。

(2)男女共同参画の推進体制の充実

- ●国や県などの関係機関との連携を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制の充実に取り組みます。
- ●女性があらゆる分野の政策決定過程から参画できる機会を拡充します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
審議会などにおける女性委員の割合（4月1日時点）	29.2%	40.0%
男女共同参画セミナーや講座などへの参加者数	530人	770人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ●家庭や職場における男女の固定的な役割分担を見直しましょう。
- ●事業者はワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを促進し、男女共同参画の推進に努めましょう。

関連するSDGsのゴール

- ●ゴール5　ジェンダー平等を実現しよう
- ●ゴール16　平和と公正をすべての人に
- ●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策52 安全・安心な消費生活の実現

施策の目指す姿

商品やサービスなどに関する適切な情報の提供や、商品購入・契約トラブル、架空請求、マルチ取引、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）トラブルなどに関する的確な助言・指導により、安全で健全な消費活動が実践されています。

施策の現状

情報化社会の進展により、消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法は更に巧妙化するなど消費者から寄せられる相談内容は、日々、複雑さを増しています。本市では、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談にあたるとともに、法律的な対応が必要な場合は、弁護士による相談を実施しています。

また、消費者被害を未然に防止するため、広報紙や公式ホームページなどを活用した情報提供を行うとともに、消費生活講演会やくらしの移動教室を開催し、消費者の意識啓発や情報提供に取り組んでいます。

また、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることから、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。

施策の課題

●複雑多様化する消費者被害を未然に防止するため、適切な情報提供を行うとともに、消費者の意識啓発に努め、併せて被害にあった消費者に対する権利や利益を擁護することが必要です。

主なとりくみ

(1)消費生活向上に向けた取り組みの推進

●消費者が的確な判断ができるよう、様々な商品やサービスに関する情報を迅速に提供します。
●複雑多様化する消費者被害に適切に対応するとともに、消費者の権利や利益を擁護するため、専門の相談員による消費生活相談を推進します。
●若年者から高齢者までの幅広い層に対応した講座や講演会を開催し、消費者トラブルに対する新しい情報や対処方法を周知するなど、消費生活に関する啓発活動に取り組みます。
●市民の消費生活に関する知識が深まるよう、消費生活に係わる問題などに自主的に取り組む消費者団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
相談事案の救済率（救済件数÷相談受付件数）	98.3%	100%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●消費者被害を未然に防止するため消費生活・商品販売に関する知識の向上に努めましょう。
●消費者団体は、消費者の意識啓発を図る取り組みを更に広げましょう。
●消費者トラブルに巻き込まれたら、関係機関に相談しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール16　平和と公正をすべての人に
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策53 地域情報化の推進

施策の目指す姿

様々な分野におけるＩＣＴ※1 の利活用が進み、双方向性を備えたプッシュ型の情報提供※2 が行われることにより、市民の利便性が向上しています。

施策の現状

本市では、情報化基本計画に基づき、ＩＣＴの利点を最大限に活用し、市民の利便性の向上及び効率的な行政運営、地域情報化の推進に取り組んでいます。

市民の利便性の向上のための電子化の推進については、公共施設予約システムや埼玉県及び県内の市町村が、共同で構築した電子申請・届出サービスを運用しており、インターネットを利用した公共施設の予約や住民票の請求や水道使用開始届など、様々な行政サービスの申請手続きを自宅や出先から行うことができます。さらに、マイナンバーカードを持っていれば、住民票の写しや印鑑登録証明書、納税証明書などのコンビニ交付サービスを利用できます。また、これらのシステムを市民が安心して利用できるよう、情報セキュリティ対策を進めるとともに、更なる市民の利便性の向上に取り組んでいます。

また、双方向性を備えた市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」※3 により、市民生活に関する行政情報や地域情報を発信しています。

施策の課題

●地域情報化を推進するため、情報セキュリティ対策を強化し、市民が利用できるシステムの構築及び充実に努めるとともに、より利便性の高いサービスを適切に提供することが必要です。

※1 ＩＣＴとは
Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているＩＴ(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※2 プッシュ型の情報提供とは
受け手の意思に関係なく情報を自動的に提供すること。プッシュ型の反対語として、受け手の意思で選択的に情報を取りにいくプル型情報提供がある。

※3 市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」とは
市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

主なとりくみ

(1)ＩＣＴの活用と促進

●電子申請・届出サービスの対象業務の拡充や継続的なコンビニ交付サービスの提供により市民の利便性の向上を図ることでマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。

●市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」で扱う地域情報を充実させるとともに、ＩＣＴを活用した情報連携を進め、地域の活性化の推進に取り組みます。

(2)市民の情報活用力の向上

●市民が電子自治体の目的と効果を理解し、各種情報サービスを正しく利用できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組むとともに情報活用力の向上に努めます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」の閲覧件数	61,318件／月	120,000件／月
住民票等の証明書のコンビニ交付発行枚数	2,844枚	6,846枚

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域の情報を提供し、共有しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策54 建築物の適切な管理の推進

施策の目指す姿

狭山市市営住宅長寿命化計画による市営住宅の適切な管理、また、民間建築物の耐震化や建築物の適切な維持管理などにより、安全な建築物が増加し、災害への備えが進んでいます。

施策の現状

本市の市営住宅16団地については、平成30年度に策定した第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改善事業の実施により、適切な管理に努めており、市営住宅の管理代行制度※1 の導入については、自治体が直接運営する以上に委託費が増加している事例もあることから、引き続き検討をしています。

現在の民間建築物の耐震化率は、住宅が約92%、病院、店舗などの多数の方が利用する一定規模以上の建築物※2 が約95%であり、民間住宅の耐震化促進のために無料相談会の開催や補助制度について周知を行っています。また、危険なブロック塀や適切な維持管理を行っていない建築物の所有者などに対しては、助言・指導を行い、安全で安心な建築物を増やす取り組みをしています。

施策の課題

●市営住宅の適正な管理を推進するとともに、安全で良好な住環境を保全するため、民間建築物の耐震化や危険なブロック塀の改修及び建築物の適切な維持管理を推進することが必要です。

※1 管理代行制度とは
公営住宅法に定められた制度で、地方住宅供給公社などが地方公共団体の同意を得て、公営住宅の管理を代わって行うもの。単なる事務委託ではなく市の立場を代行するもので、入居者の募集・決定、入居者の承継・同居者の承認、高額所得者への明渡し請求、模様替え・増築の承認、入居者に収入状況報告請求などを行うことができるもの。

※2 多数の方が利用する一定規模以上の建築物とは
建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる、階数3以上かつ延床面積1,000m^2 以上の病院、店舗や、階数2以上かつ延床面積1,000m^2 以上の社会福祉施設などの建築物のこと。

※3 建築物等の定期報告制度とは
建築基準法で定められている制度で、危険を未然に防止するために建築物、建築設備及び昇降機などについて、適切な維持管理がされているかどうかを専門家の目で調査または検査を行うこと。

主なとりくみ

(1)市営住宅の長寿命化と住宅ニーズへの対応

●第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画に基づき、建物の適切な改修・改善事業の実施により長寿命化を図ります。

●住宅セーフティーネットとして、適切な住宅戸数の確保と供給に取り組みます。

(2)安全で良好な住環境の充実

●耐震性の不足する民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物については、無料相談会の開催や補助制度の活用などにより、耐震化を促進するとともに、大規模災害による建築物やブロック塀の倒壊などの被害の軽減に努めます。

●建築物の適切な維持管理のための建築物等の定期報告制度※3 などについて周知し、安全で安心な建築物になるよう改善指導を行います。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画に基づく社会資本総合交付金交付対象事業の進捗率	28.0%	100.0%
民間住宅や多数の方が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率（累計）	92.0%	95.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地震等の災害に対する備えについて、家庭や地域ぐるみで考えましょう。

●建築物の適切な維持管理のため、建築物等の定期報告を行いましょう。

●民間建築物の耐震化への理解を深め、耐震診断や耐震改修工事などに取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール13　気候変動に具体的な対策を

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策55 危機管理防災体制の充実

施策の目指す姿

頻発、激甚化する災害や、複雑多様化する危機に対応した危機管理防災体制が整備され、災害や不測の事態が発生した時に迅速かつ的確な対応が図られ、市民生活の安全が確保されています。

施策の現状

様々な災害に対応するため、防災設備の更新等や、備蓄品の安定確保のほか、市民や行政、事業者、地域などによる主体的な防災体制の整備が求められています。

本市では、災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、情報伝達手段の多重化を図るとともに、老朽化した防災設備の更新と適切な維持管理を行っており、備蓄品については、適正な管理を行い必要な備蓄数量を安定的に確保しています。

また、狭山市防災基本条例に基づき、市民、事業者及び市それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組み、地域防災の充実及び強化を図っています。

市民生活を脅かす事態への対策として、危機管理体制の整備・強化の重要性も増しており、市民生活を脅かす事態に備え、「国民保護に関する狭山市計画」※1に基づき、様々な危機に迅速に対応ができるよう危機管理体制の充実に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、市民の日常生活に大きな影響を及ぼす事態についても、迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の充実に取り組んでいます。

施策の課題

- ●頻発、激甚化する災害や複雑多様化する市民生活を脅かす事態に迅速かつ的確に対応するため、地域防災力の向上と総合的な危機管理防災体制の強化が必要です。
- ●防災対策において必要な、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があります。

主なとりくみ

(1)個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化

- ●地域防災計画※2、業務継続計画※3、国民保護計画に基づく個別行動マニュアルを整備するとともに、ＰＤＣＡマネジメントサイクル※4に基づいた見直しを随時行い、各種訓練を実施し、自主防災組織や防災関係機関・各種関係団体などとの連携を強化します。また、災害時における初動体制の強化に取り組むとともに、自衛隊や警察との協力体制を強固なものとし、総合的な危機管理

防災体制の構築を推進します。

(2)自助・共助による地域防災力の向上

●自治会などを基本とした自助・共助による地域防災力の向上に努め、避難行動要支援者※5避難支援体制の強化を推進します。

●市全域にわたり自主防災組織を育成し、災害用資機材の配備を充実するとともに、自主防災組織の連合体を構築し、地域全体での被害の拡大を防ぎます。

●自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等が、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画を作成する取り組みに積極的な支援及び協力を行います。

(3)災害応急対策の充実

●災害時の物資や資機材の備蓄を拡充させるとともに、防災行政無線設備や災害用給水設備などの維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実に取り組みます。

(4)感染症に対する危機管理体制の充実

●関係機関と連携し、感染症の感染拡大によって生じる危機に対し、総合的に対策を推進できるよう危機管理体制の充実に取り組みます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定の締結件数（累計）	68件	74件
自治会における自主防災組織の結成率 （自主防災組織数÷自治会数）	78.33%	83.33%
自主防災組織リーダー養成講座の参加者数（累計）	254人	632人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域防災リーダーを育成し、地域防災力を強化しましょう。

●日頃から災害や危機に備えるとともに、非常時には自ら行動できるようにしましょう。

●自治会等が実施する防災訓練に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール1　貧困をなくそう
●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール13　気候変動に具体的な対策を
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 **国民保護に関する狭山市計画とは**
国が定めた国民の保護に関する基本指針及び県計画に基づき、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、市民の安全な避難や救援、武力攻撃災害の最小化などの措置が取れるよう、狭山市国民保護協議会が作成する計画のこと。

※2 **地域防災計画とは**
災害対策基本法第42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など（地震、風水害など）に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。

※3 **業務継続計画とは**
災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

※4 **PDCAマネジメントサイクルとは**
Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

※5 **避難行動要支援者とは**
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のこと。

施策56 消防・救急体制の充実

施策の目指す姿

市民の生命、身体、財産を守るため、埼玉西部消防組合との連携と消防団の充実強化が図られ、頻発、激甚化する災害などへの対応が迅速かつ的確に行われています。

施策の現状

本市と所沢市、飯能市、入間市、日高市とで構成する埼玉西部消防組合の設立により、消防・救急機能が広域化され、市域に捉われない対応による初動体制の強化や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤強化が図られました。

同時に、同組合と構成5市の消防団の連携も強化され、災害情報を即時に配信し、速やかな参集につながる体制が構築されています。

また、「狭山市消防団の組織の再編と施設等の整備に関する基本方針」を策定し、地域防災体制の再編と、計画的な施設整備も進めており、さらに、女性消防団員による火災予防や応急手当指導、地域での訓練指導などの活動も積極的に行っています。

施策の課題

●市民の生命、身体、財産の保護及び頻発、激甚化する災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合との連携を強化するとともに、消防団員が減少しているなか、組織を再編するなど地域の防災体制を充実強化することが必要です。

主なとりくみ

(1)埼玉西部消防組合との連携の推進

●市民の生命、身体、財産の保護及び様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合との連携を推進するとともに、消防・救急業務を円滑に遂行できるよう支援します。

(2)消防団の充実強化

●様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を目指します。

●地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進します。
●火災予防・広報団員、ＯＢ団員など、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の活動や役割のみに参加する機能別消防団員制度※1 の導入を検討します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
消防団員数（4月1日時点）	279人	298人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●消防団への入団や活動への支援により、地域の防災力を向上させましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

消防団員の活動（狭山市総合防災訓練）

※1 機能別消防団員制度とは
全ての消防団活動に参加できない人が、市町村等で定めている特定の活動・役割に従事する制度のこと。

施策57 交通安全対策の充実

施策の目指す姿

市民一人一人が交通ルールとマナーを遵守し、また、交通安全施設の適切な整備により、市内の交通事故が減少しています。

施策の現状

市内での交通事故（物件、人身、死亡）の総件数は、減少傾向にありますが、自転車及び高齢者に関する事故の割合が高くなっています。また、運転中にスマートフォン画面を注視するなどの「ながら運転」や高齢運転者の運転操作ミスに起因する交通事故が増加傾向にあり、社会問題となっています。

こうした中、高齢者をはじめ、未就学児、小中学生など年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携し街頭啓発活動や交通事故の防止活動を実施し、交通安全意識の高揚に努めております。

また、令和2年7月からは、高齢運転者の事故防止を目的に、運転免許証の自主返納や安全運転支援装置の設置に対する促進策を実施しています。

交通安全施設については、路面標示、道路反射鏡及び道路照明灯などの整備やスクールゾーンやキッズゾーン、ゾーン３０※1 に指定された区域内における歩行者などの安全対策を進めています。

施策の課題

- 交通事故の発生を防ぐため、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めることが必要です。
- 高齢運転者による交通事故が多発しているため、高齢運転者を対象とした交通安全対策が必要です。

※1 ゾーン３０とは
生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30ｋｍ／hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。

主なとりくみ

(1)関係機関と連携した交通安全意識の高揚

●交通事故の被害者にも加害者にもならないために、幼児から高齢者までの年齢層に応じて、警察や学校、自治会などと連携して自転車の安全利用を含む交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

●関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携して交通事故の防止活動を推進します。

(2)事故多発地点などへの交通安全施設の整備

●交通の安全を確保するため、事故多発地点や危険箇所に、道路反射鏡、道路照明灯、路面標示などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、老朽化した交通安全施設の維持管理及び更新を計画的に実施します。

(3)自転車保険加入の促進

●自転車による重大な交通事故により、多額の賠償請求が発生した場合に備え、全ての人が自転車保険に加入するよう、引き続き周知・啓発します。

(4)高齢運転者への安全対策

●高齢運転者の事故防止の観点から、運転免許証の自主返納や安全運転支援装置の設置に対する支援などの安全対策を推進していきます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市内で発生した人身事故件数	363件 (令和元年1月から12月の合計)	193件 (令和7年1月から12月の合計)

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●交通安全の意識を持ち、地域の交通安全活動に参加しましょう。

●交通安全施設や道路などの破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

●自転車保険に加入しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策58 地域防犯対策の推進

施策の目指す姿

市民、警察、関係団体と連携した地域ぐるみの防犯活動の実施や防犯設備の充実により、市民の防犯意識が高まるとともに、市内での犯罪の発生が減少しています。

施策の現状

本市における、犯罪発生件数は減少傾向にありますが、社会経済情勢の変化に伴い、犯罪の手口や種類が多様化する傾向にあるため、地域防犯パトロールなどの防犯活動を実施するとともに、公式ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して防犯に関する情報提供を行い、市民の防犯意識の高揚に努めています。

こうしたな中、安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携して、防犯に関する意識の啓発や防犯活動に取り組んでいるほか、自主防犯組織として地域防犯ネットワーク（アポック）※1が組織され、地域で活発な防犯活動が展開されています。

また、夜間の犯罪発生を防止するため、LED防犯灯の整備を進めています。

施策の課題

●安全で住み良い地域環境を確保するため、地域ぐるみの防犯活動の実施と防犯設備の整備を進めることが必要です。

※1 地域防犯ネットワーク（アポック）とは
自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

主なとりくみ

(1)地域防犯活動の推進

●安全で住み良い地域環境を確保するため、警察などの関係機関と連携した防犯活動を実施するとともに、地域防犯ネットワーク（アポック）を中心とした地域住民や事業者による防犯活動や見守り活動を支援し、防犯体制の強化を図ります。また、小学生の下校の際には、通学路での青色回転灯装着車両によるパトロールや地域と連携した見守りを実施します。

●公式ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した防犯に関する情報提供を行うとともに、関係機関や防犯関係団体、自治会などと連携した街頭啓発活動などを実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

(2)防犯設備の充実

●犯罪を誘発するおそれのある環境を改善するため、地域からの要望箇所や危険性の高い箇所に防犯灯を整備するとともに、防犯カメラの適正な設置及び運用を推進します。

●防犯灯の適正な維持管理を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市内の犯罪率 （人口1,000人あたりの刑法犯認知件数）	**7.2件 （令和元年1月から 12月の合計）**	**5.4件 （令和7年1月から 12月の合計）**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●日頃から防犯意識を持ち、地域の防犯活動へ参加しましょう。

●防犯設備の破損箇所を発見した際は、すぐに関係機関へ連絡しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール16　平和と公正を全ての人に

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策59 基地周辺環境の整備の推進

施策の目指す姿

基地に起因する障害が軽減されるとともに、周辺の生活環境が適切に整備され、基地周辺で暮らす市民が安心かつ安定した生活を過ごしています。

施策の現状

本市では、航空機などによる騒音、振動等の被害や電波受信の障害等の基地に起因する障害について、国や入間基地に対し、その解消、軽減のための対策を実施するよう要望しています。また、防衛施設が所在する他の自治体と、様々な機会を通じて積極的な情報交換を行っています。

一方で、国の補助事業を活用し、小中学校などの防音・空調工事や道路や消防・防災施設などの整備を実施しており、基地に起因する障害の軽減対策を推進しています。なお、これらの事業に関する情報は、公式ホームページなどに掲載し、市民に周知しています。

施策の課題

●基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上に取り組むことが必要です。また、市民の要望を国や基地に伝えるとともに、基地対策に関する情報を提供することにより市民の理解を深めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1)要望活動の推進

●航空機の離発着回数の削減や安全飛行の徹底、基地の運用に関する十分な情報提供などについて、国や基地に要望します。

●住宅防音工事の対象区域の拡大や工事内容の拡充、補助事業の対象範囲の拡大、補助金の増額などについて、様々な機会を捉え、国に要望します。

(2)基地対策事業の推進

●公共施設における防音対策が維持できるよう、計画的に施設などの更新を行います。

●基地周辺の住民の生活環境の向上に取り組みます。

●道路や消防・防災施設などの整備を推進します。
●基地に起因する障害を解消するため、関係機関と連携して周辺住民の生活環境の改善に取り組みます。

(3)基地対策の周知

●周辺住民が安心して生活できるよう、引き続き、基地に起因する障害やその防止対策、国の補助事業などの情報を、公式ホームページなどで周知します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
国の関係諸機関への要望活動の実施回数	8回	8回

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●基地対策事業を有効に活用し、生活環境等の向上に取り組みましょう。
●基地の存在や役割と基地対策について関心を持ちましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

第7章 計画推進

～構想実現のために～

第7章　計画推進　～構想実現のために～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
計画推進　～構想実現のために～	1	協働による まちづくりの 推進	60	協働の推進	(1)	協働によるまちづくりを推進する仕組みの整備
					(2)	協働によるまちづくりに関する情報提供の推進
					(3)	協働によるまちづくりを担う人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進
			61	積極的な情報発信 と情報活用の促進	(1)	積極的な情報発信の推進
					(2)	シティプロモーション活動の推進
					(3)	オープンデータ化の推進
					(4)	効果的な広聴活動の推進
	2	健全な 行財政運営の 推進	62	効率的・効果的な 行政運営の推進	(1)	計画行政の推進
					(2)	広域連携の推進
					(3)	民間活力の導入
					(4)	電子自治体の推進
					(5)	情報セキュリティ対策の推進
					(6)	行政情報システムの最適化
			63	健全な財政運営の 推進	(1)	計画的な財政運営
					(2)	市税収入の確保
					(3)	財源の確保
					(4)	財政の「見える化」
			64	公共施設等の 計画的な管理と 統合・廃止	(1)	公共施設等の計画的な管理
					(2)	公共施設の計画的な統合・廃止
			65	機能的で活力の ある組織運営の 推進	(1)	機能的な組織運営の推進と定員管理の適正化
					(2)	活力のある組織を支える人材育成
	3	まち・ひと・ しごと創生の 推進	66	まち・ひと・ しごと創生総合 戦略の推進	(1)	移住・定住の促進
					(2)	婚活の支援
					(3)	その他の施策の推進

施策60 協働の推進

施策の目指す姿

地域社会の様々な分野において、市民、団体、事業者及び市などの多様な主体が連携・協働してまちづくりに取り組んでいます。

施策の現状

人口減少や高齢化社会の進行により、地域のつながりが希薄化するなど、地域コミュニティを取り巻く環境が大きく変化する中、狭山市協働ガイドラインに基づき、市民と市との協働を推進し、行政提案型協働事業と市民提案型協働事業を実施するとともに、さやま市民大学において、地域の課題を解決するための人材育成やその人材を活かす仕組みづくりにも取り組み、修了生を中心として結成された団体などによる子育て支援や地域福祉などに関するまちづくり活動を進めてきました。

このような中、平成31年4月に「協働によるまちづくり条例」を施行し、より多くの市民とともに多様な主体がともに力を合わせ、協働の理念のもと、より良いまちづくりを推進しています。

令和元年度には、地域の課題解決に向けてNPO法人などとの協働事業を実施し、多様な主体が地域の課題を共有するワークショップ形式による意見交換を行うなど、協働によるまちづくりの推進に向けた取り組みが着実に進んでいます。

施策の課題

●心豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、多様な主体がまちづくりを自分事として考え、具体的に行動するための環境づくりが必要です。

主なとりくみ

(1)協働によるまちづくりを推進する仕組みの整備

●地域課題の解決や協働によるまちづくりを推進するため、市民、団体、事業者及び市などが、事業推進のために必要とする人材、活動拠点及び活動資金などの情報を蓄積し紹介する中間支援機能を充実させ、協働によるまちづくりに取り組む多様な主体の連携を促進し、活動をサポートします。

(2)協働によるまちづくりに関する情報提供の推進

●協働の担い手の裾野を拡大し、協働によるまちづくりを推進するため、市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」※1などを活用して、協働に必要な情報を一元化し、多くの市民が協働事業に参画しやすい環境を整えます。

(3)協働によるまちづくりを担う人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進

●さやま市民大学を拠点として、協働の担い手となる人材の育成とその人材を活かす仕組みづくりを推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
NPO等との協働による事業の実施件数	**80件**	**80件**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●協働によるまちづくりに積極的に取り組みましょう。
●さやま市民大学で学び、その成果をまちづくりに活かしましょう。
●協働によるまちづくりを推進するためのワークショップに参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」とは
市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

施策61 積極的な情報発信と情報活用の促進

施策の目指す姿

本市に関する情報が様々な主体から積極的に発信され、必要な情報が容易に入手できる環境が整備されるとともに、市民の意見や要望が様々な機会を通じて本市に提供され、市政に反映されています。本市が提供するオープンデータ※1 が様々に活用され、新たなサービスが創出されています。また、シティプロモーション※2 の推進により、本市の知名度が上がり、市外からも注目を集めています。

施策の現状

広報紙や公式ホームページ・フェイスブック・ツイッター・ライン、テレビ埼玉の文字データ放送サービス、マスメディアに向けたパブリシティ活動等により、市政や地域の情報を積極的に配信するとともに、災害関連情報をはじめとした緊急情報などを、電子メールで登録者に配信しています。

また、広報紙は、「もっと伝わる、もっとつながる」をコンセプトに、令和元年5月にリニューアルしました。さらに、公式ホームページは、より市の魅力が伝わるとともに、情報が探しやすく、スマートフォンでも使いやすくなるよう、令和2年3月にリニューアルしました。

市民からの意見や要望については、私の提案制度により把握し、行政サービスの向上と事務事業の改善に役立てています。

狭山市情報公開条例、狭山市個人情報保護条例及び狭山市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、市政運営に関する公文書や各種審議会などを公開するとともに、個人情報の保護に取り組んでいます。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用に伴う特定個人情報について、国や個人情報保護委員会から示された基準に沿って適正な保護評価等を行っています。

施策の課題

- ●行政の透明性・信頼性の向上や効率化、協働の推進、経済の活性化のため、オープンデータ化を進めることが必要です。
- ●様々な情報媒体を活用し、市民が必要とする情報を、わかりやすく提供することが必要です。
- ●本市の魅力を市内外に積極的に情報発信し、市の知名度の向上と市民の郷土愛を醸成するシティプロモーション活動の推進が必要です。
- ●多様化する市民ニーズを適切に把握することが必要です。

※1 オープンデータとは
行政機関等が保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつだれもが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

※2 シティプロモーションとは
地域の魅力を内外に情報発信することにより、地域への関心を高めるとともに、愛着や誇りを醸成させること。

主なとりくみ

(1)積極的な情報発信の推進

●広報紙や公式ホームページ・フェイスブック・ツイッター・ライン、テレビ埼玉の文字データ放送サービス、メール配信サービス等を通じて市政情報やくらしの情報を積極的に発信します。また、各課の作成した行政資料を情報公開コーナーに配架し、市政情報を集約して提供します。

(2)シティプロモーション活動の推進

●本市の魅力を効果的に発信し、市の知名度の向上と市民の郷土愛の醸成を図ります。

(3)オープンデータ化の推進

●本市が保有するデータをオープンデータとして、だれもが二次利用可能な形式（データフォーマット）で提供します。

(4)効果的な広聴活動の推進

●私の提案制度などを通じて、市政に関する意見や要望など市民ニーズの把握に努め、市政に反映します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
パブリシティ活動により本市がマスメディアで報道された件数	242件	257件
公式フェイスブック、ツイッター、ラインの登録者の総数 （フェイスブックは「いいね」の件数、ツイッターは「フォロワー」の件数、ラインは「お友達登録」の件数）	フェイスブック 3,211 件 ツイッター 6,308 件 ライン 3,548 件	フェイスブック 3,800 件 ツイッター 12,500 件 ライン 6,000 件
埼玉県オープンデータポータルサイトに登録したデータの件数（累計）	8件	18件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●本市の魅力や市政の情報を様々な方法で発信、拡散しましょう。
●本市が提供するオープンデータを積極的に活用することで、新しい価値を創造し、起業するなど、ビジネスを活性化し、市民生活をより豊かにしていきましょう。
●私の提案制度を活用するなど、市政に積極的に関与し、提言しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール16　平和と公正をすべての人に
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策62 効率的・効果的な行政運営の推進

施策の目指す姿

社会情勢の変化や、市民ニーズの多様化・複雑化に対応するため、AIやＲＰＡ※1 などの導入によるスマート自治体※2 への転換が実現し、広域連携の取り組みや民間活力の導入等により、ＰＤＣＡマネジメントサイクル※3 に基づいた効率的、効果的な行政運営が行われています。

施策の現状

本市では、長期的な見通しに立った計画的な行政運営を実現し、かつ、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、狭山市総合計画に基づき、毎年度、向こう3か年の具体的な事業を示した実施計画を策定するとともに、行政評価を実施し、ＰＤＣＡマネジメントサイクルに基づいた総合計画の進行管理を行っています。

広域連携については、埼玉県西部地域まちづくり協議会※4 に参加し、ごみの処理、公共施設の相互利用、大規模災害時における相互応援などの協定を締結しています。

民間活力の導入については、民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、窓口サービスなど事務事業の民間委託をはじめ、指定管理者制度による公共施設の管理運営、ＰＦＩ※5 による公共施設の更新、公共施設等※6 の活用方法に係る市場性の調査などを実施しています。

※1 ＲＰＡとは
ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の略で、人間がパソコンを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替する概念のこと。

※2 スマート自治体とは
人口や職員数が減少する中でも、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるよう、総務省の掲げる３原則「行政手続きを紙から電子へ」、「行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」、「自治体やベンダーが守りの分野から攻めの分野へ」を業務のデジタル化やAIなどの活用により実現し、効果的にサービスを提供できる自治体のこと。

※3 ＰＤＣＡマネジメントサイクルとは
Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

※4 埼玉県西部地域まちづくり協議会とは
県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり構想・計画（ダイアプラン）を策定している。

※5 ＰＦＩとは
プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

※6 公共施設等とは
いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

行政の電子化については、ＩＣＴ※7を効果的に活用することによって、行政運営の簡素化、効率化と行政サービスの高度化を実現するため、狭山市情報化基本計画を策定し、電子自治体の推進に取り組んでいます。特に、情報セキュリティ対策や、ＢＰＲ※8による業務プロセスの再構築のほか、行政で使用している各種情報システムが全庁的な視点からもっとも効率的となるよう、統一性の向上と連携の強化による全体最適化を図っています。

施策の課題

●スマート自治体への転換に向けたAIやＲＰＡなどの積極的な導入に加え、広域連携の推進、民間活力の導入のための取り組みが必要です。また、各種情報システムの全体最適化に対応した情報セキュリティ対策が必要です。

主なとりくみ

(1)計画行政の推進

●的確な行政需要の把握と財政見通しに基づいた実施計画を策定することにより、狭山市総合計画に掲げる取り組みの具現化と目標の達成を図ります。

●計画・予算・決算・評価を連動させたＰＤＣＡマネジメントサイクルの充実を図ります。

(2)広域連携の推進

●共通する行政課題の解決に向け、近隣自治体等との連携を推進します。

●公共施設の相互利用等の行政資源の広域的な活用による市民サービスの拡充を図ります。

(3)民間活力の導入

●民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、窓口サービスをはじめとする事務事業の包括的民間委託、公共施設への指定管理者制度の導入など、公民連携を推進します。

(4)電子自治体の推進

●市民の利便性を向上するため、行政手続きのオンライン化や行政事務の電子化を推進するとともに、自治体クラウドの活用など、他の自治体との広域共同利用等によりコストを抑えてより便利な住民サービスの提供を目指します。

●働き方改革や事業継続のリスク回避の観点からWeb会議システム等の導入を推進します。

(5)情報セキュリティ対策の推進

●ＩＣＴを使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、技術的及び人的な対策を組み合わせ、高度な情報セキュリティ対策を講じます。

(6)行政情報システムの最適化

●各種情報システムの統一性を向上し、連携を強化するため、行政情報システムの全体最適化を進めます。

●行政情報システムの更新にあたっては、システムの構築や運用に係る経費などの削減に取り組みます。

※7 ＩＣＴとは
Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているＩＴ(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※8 ＢＰＲとは
ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineering）の略で、既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化する観点から再構築すること。

Ⅱ. 後期基本計画

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
第1章から第6章までの全ての施策の成果目標の達成割合（施策の成果目標を達成した施策数÷全施策数）	−	100%
AIやＲＰＡを導入した業務数（累計）	2業務	35業務

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●効率的・効果的な行政運営に積極的に協力しましょう。
●計画づくりや政策立案の過程に積極的に参画しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール16　平和と公正をすべての人に
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

埼玉県西部地域まちづくり協議会の活動（ゼロカーボンシティ共同宣言）

PFI により更新を行った施設（堀兼学校給食センター）

施策63 健全な財政運営の推進

施策の目指す姿

市税などの財源を安定的に確保し、社会経済情勢の的確な把握と分析に基づいた財政見通しのもと、事業の選択と集中により、持続可能で健全な財政運営が推進されています。

施策の現状

本市の財政状況について、歳入は、世界的な経済の停滞や生産年齢人口の減少に伴う個人市民税への影響、また、法人市民税は税率の引き下げにより大幅な減収となっています。

このような状況の中、市税などの納付を促す自動音声電話催告システム（オートコール）の活用等、効果的、効率的な徴収をすることにより、市税収入の安定確保に努めるとともに、国・県補助金や市債などを有効に活用し、歳入の確保を図っています。

歳出では、少子高齢化の進行により、扶助費をはじめとする社会保障関連経費が増加しています。一方、これまでに整備した公共施設等※1については、ライフサイクルコスト※2の縮減を図るため、公共施設等総合管理計画と公共施設再編計画に基づき、計画的な管理と再編の取り組みを進めています。

施策の課題

●市税収入を安定的に確保するとともに、その他の財源も積極的に確保し、これらの財源を計画的・重点的に配分することが必要です。また、公正で透明な財政運営を推進することが必要です。

※1 公共施設等とは
いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

※2 ライフサイクルコストとは
製品や構造物などの調達、製造、使用、廃棄までの各段階を通算した費用のことで、製品や構造物などを生涯と定義して、その全期間に要する費用を指す。

※3 財務書類とは
現金の出入り以外に本市のもつ資産（土地や建物、基金など）や負債（借りているお金や将来支払わなければならない退職給付に係る引当金など）などの情報を合わせて体系的に示したもののこと。

主なとりくみ

(1)計画的な財政運営

●中期的な視点に立った財政見通しのもと、事業の選択と集中により、財政運営の健全化を図ります。

●財務書類※3 などを有効に活用し、将来世代に過度な負担を残さないよう健全な財政運営を推進します。

(2)市税収入の確保

●納税機会の拡充とともに、厳格かつ公平、公正な滞納整理事務を実施することにより、市税収入の安定確保を図ります。

(3)財源の確保

●受益者負担の原則に基づき、使用料、手数料などの適正化を進めるとともに、後年度負担を考慮した上での市債の積極的な活用、公共施設等の広告媒体としての活用、ふるさと納税制度の活用などを通じて、財源の確保に取り組みます。

(4)財政の「見える化」

●財務書類などの活用により分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、公表内容の充実を図っていくことで、市民の財政への理解を深め、公正で透明な財政運営を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
健全化判断比率 (実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)	－	**財政健全化法で定める早期健全化基準を指標とし、健全な財政運営を進める**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●市税や公共料金などは滞りなく納付しましょう。

●市の財政状況に対する理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール10　人や国の不平等をなくそう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール16　平和と公正をすべての人に

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策64 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

施策の目指す姿

公共施設等※1 が計画的に管理され、施設の長寿命化と統廃合等の再編が進み、施設に係るコストが削減されています。

施策の現状

本市が保有する公共施設の7割以上が築30年以上経過しており、これらの施設を建替えや改修をしながら将来に渡って全て維持していくことは、財政的に不可能であることが、公共施設に係るコスト試算により明らかとなりました。

このため、施設の長寿命化を推進しライフサイクルコスト※2 の縮減を図るとともに、集約化や複合化等により、公共施設の総量を計画的に減らしていくことを基本方針とする公共施設等総合管理計画と、10年間の行動計画である公共施設再編計画と個別施設計画を策定しました。

施策の課題

●公共施設の今後のあり方を見直し、必要な施設サービスを持続的に提供していくために、公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画及び個別施設計画に基づく施設の計画的な管理の取り組みを実施していく必要があります。また、施設の改修や更新の優先順位を明確化するために、施設の点検や診断、修繕記録等の管理情報を一元化する仕組みが必要です。

※1 公共施設等とは
いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

※2 ライフサイクルコストとは
製品や構造物などの調達、製造、使用、廃棄までの各段階を通算した費用のことで、製品や構造物などを生涯と定義して、その全期間に要する費用を指す。

主なとりくみ

(1)公共施設等の計画的な管理

●法定点検に加え狭山市公共建築物点検マニュアルに基づく点検を実施し、点検結果や修繕等に関する履歴を一元的に管理するとともに、予防保全型の計画的な保全を行うことで、建物の健全な維持管理と長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

●当面、利用が見込まれない未利用地については、売却、貸付などの適切な方法により有効活用します。

(2)公共施設の計画的な統合・廃止

●公共施設のあり方を見直し、機能を集約化することなどによって、公共施設の総量を削減しながら、必要なサービスを持続的に提供していきます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
公共施設等総合管理計画における機能集約等の再編事業による公共施設の床面積削減目標の達成率	1.4%	22.1%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●身近な公共施設の管理運営に市民も携わりましょう。

●公共施設を使っている人も、使っていない人もみんなで公共施設の管理と再編に関する議論に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策65 機能的で活力のある組織運営の推進

施策の目指す姿

適正な定員管理のもと、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などに柔軟かつ的確に対応できる機能的な組織運営がされています。

また、職員一人一人の能力が最大限に発揮され、活力のある組織が実現されるとともに、市民から信頼される人材が育成される人事管理制度が確立されています。

施策の現状

豊富な知識と経験、技術を持った職員の大量退職が続く中、業務改善につながる事務事業の見直しを踏まえた組織の簡素化・合理化などの措置を講じるとともに、新たな行政需要に対しては、職員の弾力的な配置などにより対応し、職員の定員適正化に努めています。

職員の資質向上や能力開発については、狭山市人材育成基本方針に基づき毎年研修計画を策定し、職員研修の実施などにより、職員の政策形成能力や専門性を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材育成に取り組んでいます。また、人事評価制度により、職員自らが目的意識を持ち、自主的な管理に基づき職務が遂行されています。

施策の課題

●機能的な組織の確立と適正な定員管理を行うとともに、人材育成と連動した人事管理制度を導入し、職員が生き生きと働く活力のある組織づくりが必要です。

主なとりくみ

(1)機能的な組織運営の推進と定員管理の適正化

●多様化する行政課題や市民ニーズに対応するため、常に組織体制の見直しを図るとともに、業務量に応じた職員数を確保し、適切な職員配置を行います。

(2)活力のある組織を支える人材育成

●人事評価制度、職員研修、ジョブローテーションの連動により、総合的な人事管理制度を確立し、活力ある組織を支える人材育成を進めます。

●職員一人一人が意欲を持って行政課題の発見や職務改善に取り組み、やりがいを持って生き生きと働くことができる職場環境の整備を進めます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
研修受講者の満足度	96.6%	100%
職員提案のうち、実施した件数及び実施するよう指示した件数（平成28年度からの累計）	58件	148件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

※設定しない

関連するSDGsのゴール

●ゴール5　ジェンダー平等を実現しよう
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール16　平和と公正を全ての人に
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策66 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

施策の目指す姿

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みが推進され、若い世代の定住と市外からの移住が促進されています。

施策の現状

本市では、昭和40年代後半から50年代前半にかけて人口が急激に増加し、現在はその頃に転入した世代が高齢期を迎えており、出生数も低下傾向にあることから、少子高齢化が進行しています。

また、平成6年頃から続いた社会減は縮小傾向にあり、転入者数は増加していますが、30歳代の若い世代の転出傾向が続いています。

こうした中、本市の人口減少に歯止めをかけるため、狭山市まち･ひと･しごと創生総合戦略を策定し、掲げた施策を計画的に推進しています。

施策の課題

●まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めるため、若い世代の定住と市外からの移住を促進するとともに、晩婚化・未婚化の進行の抑制が必要です。

主なとりくみ

(1)移住･定住の促進

●適度な距離を保ちつつ、育児と介護の支援を相互に行えるよう、親元同居・近居を促進します。

●転入促進や転出抑制のため、住宅取得支援や関係人口の創出などにより若い世代の定住を促進します。

(2)婚活の支援

●婚活セミナーの開催や出会いの場の提供など婚活を支援します。

(3)その他の施策の推進

●まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を着実に推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
住宅取得に関する補助金の交付件数 (平成29年度以降の累計)	141件	933件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●家族のつながりを大切にし、近居の利点を活用しましょう。
●定住促進や婚活支援の取り組みに協力しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール3　すべての人に健康と福祉を
●ゴール4　質の高い教育をみんなに
●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

財政予測

後期基本計画期間における一般会計の財政予測については、次のとおりです。

【歳入】　(単位：百万円)

項　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市　税	20,305	19,654	20,399	20,664	20,729
国・県支出金	11,005	10,597	10,669	10,145	10,271
繰入金	2,909	3,191	1,978	1,366	923
市　債	3,165	3,840	3,179	3,061	2,215
その他	9,868	10,400	11,063	10,963	10,031
合　計	47,252	47,682	47,288	46,199	44,169

【歳出】　(単位：百万円)

項　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	8,549	8,299	8,329	8,303	8,381
扶助費	12,249	12,577	12,728	12,895	12,950
公債費	4,054	4,431	4,383	4,067	3,813
投資的経費	3,882	4,815	3,668	1,790	775
その他	18,518	17,560	18,180	19,144	18,250
合　計	47,252	47,682	47,288	46,199	44,169

※令和4年度以降の財政予測については、毎年度の実施計画の策定において、翌年度以降3か年分の見直しを行います。

Ⅲ 第4次狭山市総合計画 基本構想

平成 28 年 3 月 17 日 議決

※改元に伴い、表記の一部を変更しています

第1章 まちづくりの基本理念

本市は、先人たちの努力と情熱によって、豊かな自然環境を育みながら、首都近郊の住宅都市として、また、優良な企業が多数立地する県内有数の工業都市として、発展を続けてきました。

しかし、近年は、人口急増期に転入した市民が高齢期を迎え、少子高齢化と人口減少が続いています。また、同時期に整備された公共施設やインフラが老朽化するなど、まちの魅力や活力を維持していくことが困難になってきています。

このようななか、本市では、伝統と文化を大切にしながら、新しい狭山の創造を目指し、次の基本理念に基づき、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、情熱を持って次世代につながる元気なまちづくりに取り組みます。

基本理念1 環境と共生するまちづくり

武蔵野の豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく、環境と共生するまちづくりを進めます。

基本理念2 だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり

地域の人々がともに支え合い、子どもが健やかに育ち、だれもがそれぞれのライフスタイルに合わせて、幸せに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念3 快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり

商業、業務、文化、居住などの機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点を形成し、これらがネットワークする快適な都市空間を構築するとともに、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

基本理念4 学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり

子どもたちにこれからの社会を生きる力を育むとともに、誰もが生涯にわたり学び続けることができる学習環境を整備し、創造と交流に培われた市民文化の振興と相まって、人を育み、心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

基本理念5 人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり

地域での人と人のつながりを大切にし、信頼関係を築くことにより、地域社会に支えられた安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

第2章 将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、本市が目指す将来像を次のように定めます。

緑と健康で豊かな文化都市

この将来像を実現するためのまちづくりの柱を次のように定めます。

- まちづくりの柱 1 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～
- まちづくりの柱 2 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～
- まちづくりの柱 3 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～
- まちづくりの柱 4 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～
- まちづくりの柱 5 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～
- まちづくりの柱 6 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

第3章 将来人口

本構想の目標年次である令和７年度(2025 年度)の人口は、おおむね 139,000 人と推計されますが、本構想に基づく各種の施策を着実に実施し、特に若い世代の定住と市外からの移住の促進に積極的に取り組むことにより、140,000 人台の人口を維持していきます。

■ 人口の見通し

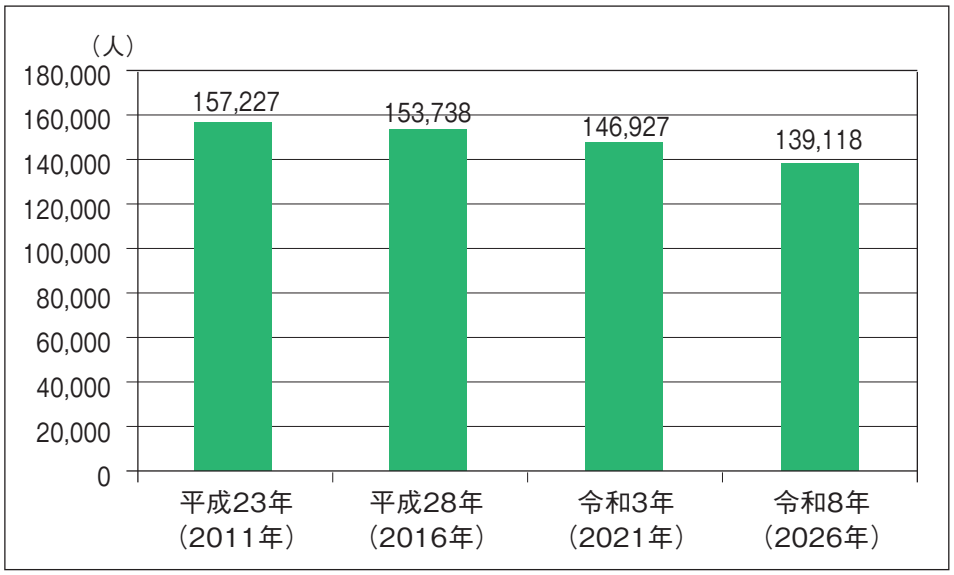

※各年1月1日現在人口（平成 23 年と平成 28 年は実績、令和 3 年以降は見通し）

■ 年齢３区分別人口の見通し

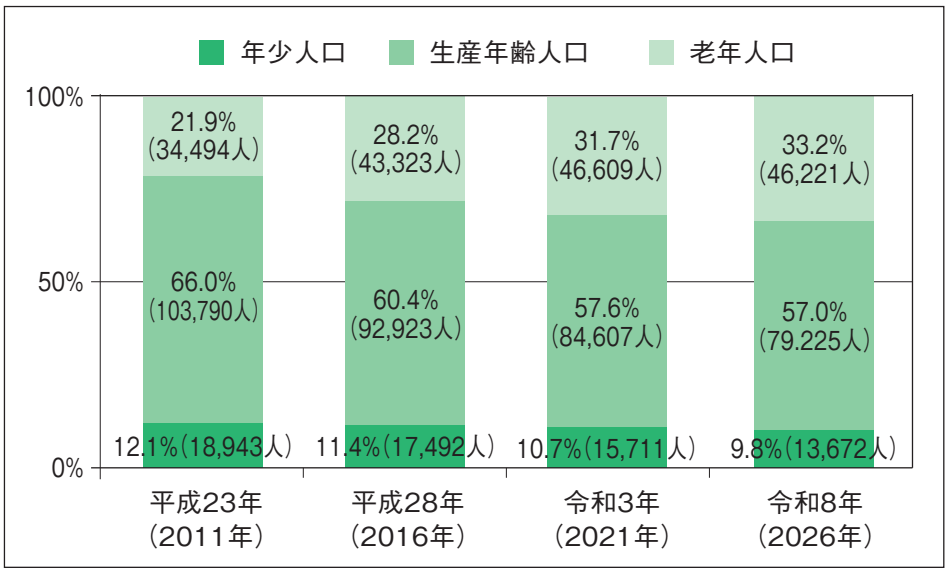

※各年1月1日現在人口（平成 23 年と平成 28 年は実績、令和 3 年以降は見通し）

第4章 土地利用構想

第 1 節　土地利用の方針

土地は、現在そして将来にわたり、かけがえのない貴重な資源であり、市民生活や事業活動などの基盤となるものです。

将来像の実現に向けて、次の方針に基づいて秩序ある土地利用を進めます。

① 緑豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくため、緑地などの保全を優先するなかで、これと共生する土地利用を進めます。
② 農業の振興や都市のオープンスペースの確保のため、優良な農地の保全を優先するなかで、これと調和する土地利用を進めます。
③ 愛着を持って住み続けられる安全で快適な住環境の形成のための、市街地の整備改善を進めます。
④ 一体性・連続性のある効率的なまちづくりのため、市街地の計画的な整備を進めます。
⑤ 交通の利便性の高いまちづくりに向けて、道路網の整備や公共交通の維持・充実などと連携した土地利用を進めます。
⑥ 都市としての自立性や活力の創出のため、商業・業務機能などの集積や産業の立地を促進する土地利用を進めます。

Ⅲ. 第4次狭山市総合計画基本構想

第２節　都市構造

1．拠点地区の形成

(1)　中枢拠点

狭山市駅周辺地区については、狭山市駅西口周辺地区整備事業及び狭山市駅東口土地区画整理事業の整備効果を活かし、商業、業務、文化、居住などの都市機能の充実を図り、本市の中枢拠点の形成を進めます。

狭山市駅に近接する入間川地区については、周辺環境と調和した土地利用の転換を進め、新たな市街地を形成することにより、中枢拠点を拡大します。

(2)　地域拠点

入曽駅周辺地区について、地域の経済活動などの特性を踏まえた地域拠点としての市街地形成を進めるとともに、新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全を図ります。

稲荷山公園駅周辺地区について、既存の公共施設や文教施設を活かした地域拠点の形成を進めます。

(3)　工業・流通拠点

既存の工業団地について、工業拠点にふさわしい環境の整備を進めます。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域について、既存の工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を図り、成長分野産業や流通業を中心とした新たな工業・流通拠点の形成を進めます。

(4)　水と緑の拠点

入間川などの河川をはじめとして、智光山公園、堀兼・上赤坂公園、県営狭山稲荷山公園や南部の平地林について、保全や整備を通じて、水と緑の拠点の形成を図ります。

2．交通網の形成

広域や近隣の都市を結ぶとともに都市の骨格を形成する主要幹線道路や幹線道路の整備を促進します。

市内の各地域を連絡する地域内幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を進めます。

市民生活の利便性や安全性の向上を図るため、生活道路の整備を進めます。

公共交通について、鉄道やバスによる輸送の充実を図ります。

《都市構造図》

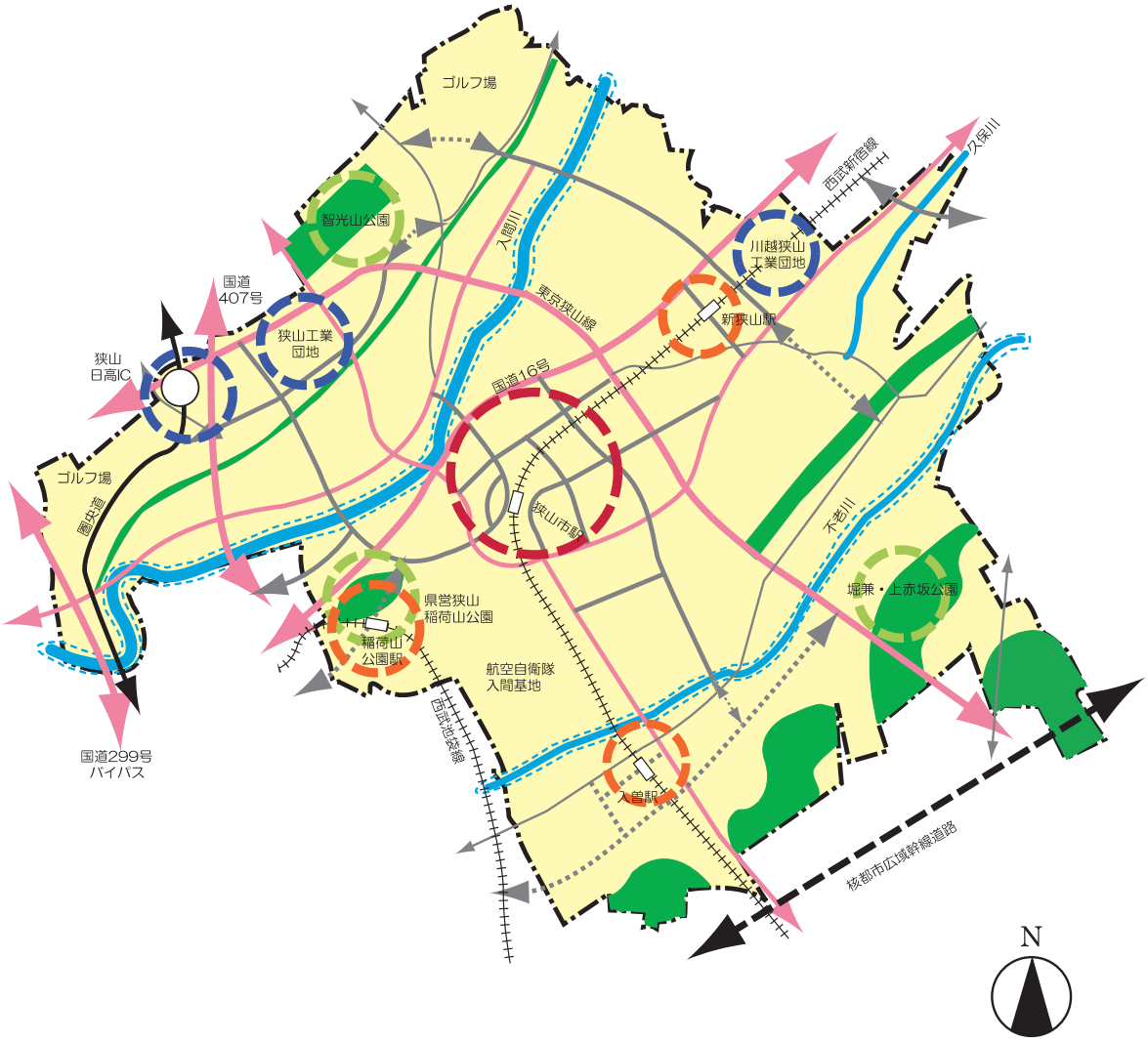

凡例

中枢拠点	自動車専用道路	地域内幹線道路（構想）
地域拠点	主要幹線道路	核都市広域幹線道路（構想）
工業・流通拠点	幹線道路	主要な緑地
緑の拠点	地域内幹線道路	鉄道・駅
水の拠点	都市計画道路 以外の県道	

第３節　都市的土地利用と自然的土地利用

1. 都市的土地利用

(1)　住宅地

既存の住居系地区について、良好な住環境の形成に向けて、計画的な整備改善を進めます。

(2)　商業・業務地

狭山市駅周辺地区について、本市の中心市街地として、商業・業務地の拡充などを通じて、土地の有効利用を進め、商業、業務、文化などの各種都市機能の充実を図ります。

入曽駅周辺地区について、商業･業務地の拡充などを図るとともに、新狭山駅周辺地区については、商業機能など都市機能を充実させます。

(3)　工業地

既存の工業地区及びその周辺で工業地としての立地条件を備えた地区について、工業地としての環境整備を進めます。

住居が混在する工業系地区について、工場立地の適正化や市街地環境の改善を進めます。

(4)　公園・緑地

智光山公園などの大規模公園について、緑の拠点として、また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、機能の充実を進めます。

市民に身近な公園について、憩いとやすらぎの場として、計画的な整備を進めます。

市街地に残された緑地を保全するとともに、市街地の緑化を推進し、緑豊かな街並み形成を進めます。

2. 自然的土地利用

(1)　樹林地

平地林や斜面林などについて、緑豊かな自然環境を保全することを優先に、適正な土地利用を進めます。

(2)　農用地

市街化調整区域内の農用地について、優良な農地を保全することを優先に、適正な土地利用を進めます。

土地利用転換等を進める場合には、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

(3)　集落地等

生活の利便性や快適性の向上を図るため、生活環境の整備改善を進めます。

市街地の周辺などに位置し、市街地としての立地条件を備えた地区について、都市的な土地利用への転換を図る場合は、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

3. 土地利用転換

狭山市駅に近接する入間川地区は、本市の中枢拠点の拡充に向け、土地利用の転換を進めます。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域は、その利便性を活かし、工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を進めます。

既存の工業地区の周辺で工業地としての立地条件を備えた地区については、工業・流通機能などの立地を促進します。

幹線道路などの沿道については、交通の利便性を活かして、商業機能や流通機能などの立地を促進します。

《土地利用構想図》

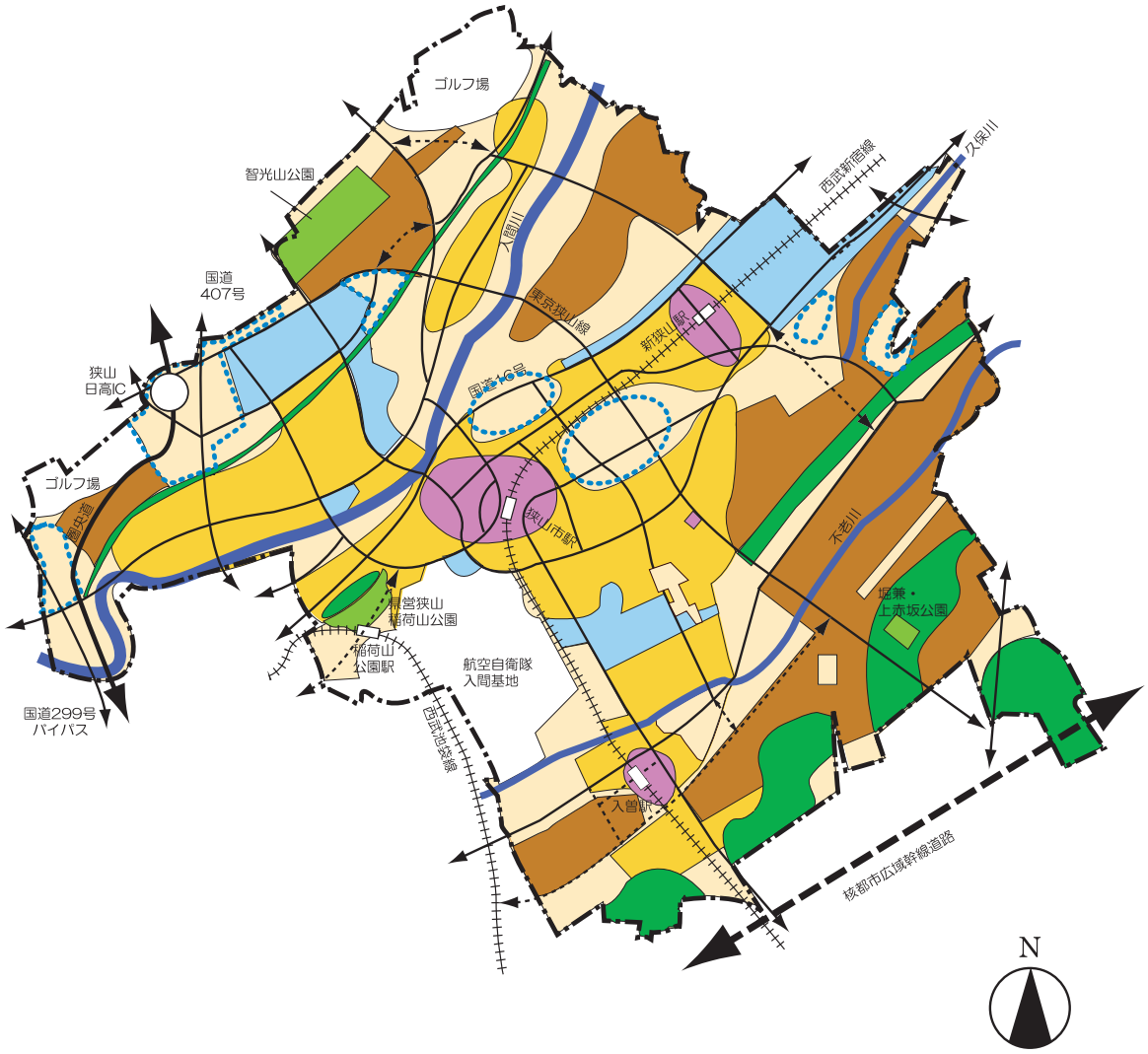

凡例

住宅地	樹林地	主な道路	土地利用転換構想地区
商業・業務地	農用地	主な道路（構想）	
工業地	集落地等	河川	
公園・緑地		鉄道・駅	

第5章 施策の大綱

第 1 節　環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

●環境共生都市※1の実現に向け、市民・市民団体・事業者などと協働して、環境に優しい市民生活や事業活動を促進します。
●持続可能な社会の実現に向け、地球環境や自然環境の保全に取り組みます。
●水や緑に恵まれた豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくため、環境への負荷を減らすとともに、環境の美化に取り組みます。
●循環型社会の形成に向け、ごみの発生を抑制するとともに、発生したごみについても、分別とリサイクルを徹底し、適正に処理します。

第 2 節　健康福祉　～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

●住み慣れた地域で幸せに生き生きと暮らせるよう、市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活福祉課題を抱える世帯を横断的かつ包括的に支援するため、総合支援体制を整備します。
●疾病の発生を予防するとともに、早期発見、早期治療するため、乳幼児から高齢者にいたるライフサイクルに応じた健康診査などの充実を図ります。また、地域医療や救急医療体制の充実・強化を進めます。
●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの推進を図るとともに、高齢者が持つ知識や経験が活かされ、生きがいを持って暮らせる社会の実現を図ります。
●障害者の自立及び社会参加を支援するため、地域で障害者を支えていく仕組みを整備します。
●安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠時からの支援を充実するとともに、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めます。
●社会保障制度の適切な運用を図り、生活の自立と安定に向けた支援を推進します。

※1 環境共生都市とは
(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

Ⅲ. 第4次狭山市総合計画基本構想

第３節　都市基盤　～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

●将来にわたって快適に暮らせる生活空間を形成するため、駅周辺などにまちの拠点を整備し、都市機能の集積を図るとともに、これらの拠点を結ぶ幹線道路や公共交通機関を充実し、良好な交通ネットワークを構築します。
●歩行者や自転車の通行空間を確保するなど、安全で便利な道路環境を整備します。
●いっ水を防止するため、河川や水路の整備や改修、雨水の流出抑制に取り組みます。
●公園や緑地をバランスよく配置し、市民の憩いの場として活用します。
●快適で安全・安心な生活を維持するとともに、安定した産業活動を維持するため、老朽化が進む道路、橋りょう、水道・下水道施設の更新と長寿命化を推進します。また、災害に備え、橋りょうや水道・下水道施設の耐震化を推進します。

第４節　産業経済　～活力のある産業を育てるまちをめざして～

●地域産業の活性化を図るため、企業誘致を推進するとともに、起業や事業拡大を促進します。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域や既存の工業地区の周辺などについては、新たな産業拠点の形成や、既存の産業拠点の機能の拡充を推進します。
●農業の活性化を図るため、首都近郊の立地条件を活かし、安全で安心な農産物を消費者に提供するとともに、農産物のブランド化などを推進し、農業の魅力を高めていきます。また、地産地消を推進し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農業の担い手を確保し、生産性の向上を図ります。
●工業の活性化を図るため、既存工場の活動を支援するとともに、工場の新設及び拡張を支援します。
●地域商業の活性化を図るため、商業集積の多様化や商業活動の活性化などを図ります。
●雇用機会の拡充やだれもが働きやすい職場環境の実現を図り、また、中小企業の勤労者や事業主のための福利厚生を充実します。
●観光の振興を図るため、入間川七夕まつりをはじめとする観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の開発や情報の発信を進めます。

第５節　教育文化　　～人を育み文化を創造するまちをめざして～

●生涯にわたり誰もが豊かに学ぶとともに、その成果を社会のなかで活かすことができるように、学習の機会や場の充実を図ります。また、市民の健康や体力の増進と生きがいの醸成のために、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。
●子どもたちの個性や創造性を伸ばすとともに、確かな学力の定着と体力の向上及び豊かな心の育成を図り、これらを通じて、子どもたちにこれからの社会を生きる力を育みます。
●家庭や地域と連携し、青少年に人のつながりを大切にする心や人を思いやる心を育み、社会で生きる倫理観や地域社会に対する理解の醸成を図ります。
●人権尊重意識を高め、差別のない明るい社会の実現を図ります。国際交流を推進し、異文化に対する理解の醸成を図ります。また、平和に対する意識を高めます。
●市民が創造性を発揮して様々な芸術文化活動に取り組むとともに、芸術文化に対する市民の理解と関心を高めるため、活動の機会や場の充実を図ります。

第６節　市民生活　　～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

●地域のコミュニティ活動を促進し、コミュニティに支えられた心豊かな地域社会の実現を進めます。
●男女平等意識を高揚し、男女共同参画を推進することにより、男女がともに支え合う社会の実現を進めます。
●様々な分野で積極的に情報を活用し、安全・安心で便利な地域社会の実現を図ります。
●快適な住生活を実現するため、多様な民間住宅の供給を促進するとともに、公的住宅へのニーズに的確に対応します。高齢者や障害者などが住みやすい住宅の確保に取り組むとともに、民間住宅などの耐震改修を促進します。
●埼玉西部消防組合と連携し、消防･救急体制の充実を図るとともに、消防団、自治会などと連携し、自助･共助･公助の理念のもと、防災体制や災害応急対策の充実や地域防災力の強化を図ります。
●地域と連携し、交通安全対策や防犯対策を推進します。
●基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上を図ります。

第6章 構想実現のために

この構想を実現するため、すべての施策に共通するものとして、次の取り組みを進めます。

- まちづくりに主体的に取り組む市民、市民団体、事業者などとの連携を図り、それぞれが役割と責任を分担する「協働によるまちづくり」を進めます。
- 本市が有する様々な魅力を広く内外に発信するなど、積極的なシティプロモーション※1 活動により、本市の知名度の向上を図ります。
- 市民ニーズを的確に把握し、明確なビジョンを定め、適切な進行管理を行うことにより、計画的かつ効率的な財政運営や弾力的な組織運営を図ります。
- 様々な行政課題に対し、広域的な視点から効率的・効果的に対応するため、周辺自治体との連携を推進します。
- 民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、公民連携を推進します。
- 若い世代の定住と市外からの移住を促進し、まちの活力を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に推進します。

※1 シティプロモーションとは
地域の魅力を内外に情報発信することにより、地域への関心を高めるとともに、愛着や誇りを醸成させること。

Ⅳ 第2期狭山市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略

Ⅳ. 第2期狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少の抑制と地方創生の実現に向け、今後特に注力していくべき施策を示すものであり、対象期間は令和3年度（2021 年度）から令和7年度（2025年度）です。

この戦略を推進するにあたり、人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向を踏まえ、以下の基本目標を設定します。

基本目標1　稼ぐ地域づくりを進めるとともに安定した雇用を創出する
基本目標2　市内への新しいひとの流れをつくる
基本目標3　結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標4　安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的目標　多様な人材の活躍を推進する
横断的目標　新しい時代の流れを力にする

これらを実現するための施策の方向は、次のとおりです。

■総合戦略の体系図

基本目標	施策の方向	横断的目標	
【基本目標1】 稼ぐ地域づくりを進めるとともに 安定した雇用を創出する	1　稼ぐ地域のための環境整備 2　地域産業の振興 3　安定した就労機会・就労環境づくり	多様な人材の活躍を推進する	新しい時代の流れを力にする
【基本目標2】 市内への新しいひとの流れをつくる	1　移住・定住の促進 2　幅広い「狭山」ファンづくり		
【基本目標3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1　結婚・出産の支援 2　安心して子どもを育てられる環境整備		
【基本目標4】 安心して暮らすことができる 魅力的な地域をつくる	1　魅力的な地域拠点の整備 2　安心して暮らすことができる地域づくり		

※横断的目標は基本目標や施策の方向を横断する基本的な考え方を示したものであり、各種施策はこの考え方をもとに実施します。

基本目標 1 稼ぐ地域づくりを進めるとともに安定した雇用を創出する

■施策の概要

人口は減少傾向であり、今後は産業の担い手不足が深刻になると予想されるため、地域が必要とする企業の誘致や起業、事業の継続を促しつつ、地域資源の活用を通じて付加価値の向上を図ることにより、生産性の高い、稼ぐ地域づくりを進め、市内で就業を望む人が働き続けられる環境づくりを行います。

■基本指標

指標名	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
市県民税納税義務者数	**84,392 人**	**現状値と同数を維持する**

■主な施策（番号は後期基本計画の施策番号）

(1) 稼ぐ地域のための環境整備
- ① 計画的な土地利用転換（施策26）
- ② 新たな企業・事業者の育成（施策33）

(2) 地域産業の振興
- ① 新たな企業・事業者の育成（施策33）
- ② 地域産業の支援の充実（施策34）
- ③ 地域商業の活性化（施策35）
- ④ 工業の活性化（施策36）
- ⑤ 農業の活性化（施策37）
- ⑥ 健全な財政運営の推進（施策63）

(3) 安定した就労機会・就労環境づくり
- ① 仕事と子育ての両立支援（施策18）
- ② 雇用の促進と勤労者福祉の充実（施策39）

■重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
1	土地利用転換構想地区における整備面積 (平成 26 年度以降の累計)	**24ha**	**34ha**
2	企業立地奨励金活用件数（新規立地分） (平成 20 年度以降の累計)	**19 件**	**26 件**
3	企業立地奨励金活用件数（増設企業分） (平成 20 年度以降の累計)	**21 件**	**29 件**
4	狭山市ビジネスサポートセンター業務の延べ相談件数及び相談者のリピーター割合	**相談件数　1,312 件** **リピータ割合　82.0%**	**相談件数　1,320件** **リピータ割合　82.0%**
5	市内学校とのマッチングで就職した人数 (平成 29 年度以降の累計)	**116 人**	**236 人**

基本目標 2　市内への新しいひとの流れをつくる

■施策の概要

人口の動態を見ると、ここ数年社会増減は緩やかになっており、平成 29 年と令和元年は社会増となりましたが、20 歳代後半から 30 歳代前半の人口は減少しています。年代構成に偏りのない安定した人口を維持するため、東京都区部へのひとの流れを変えるとともに地域の魅力を向上し、それを積極的に発信しながら、特に若い世代の移住・定住を促進します。

■基本指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
転入者と転出者の差 （転入超過数）	**マイナス 31 人 （令和2年1月から12月の累計）**	**5年間の累計値をプラスにする**

■主な施策（番号は後期基本計画の施策番号）

（1）移住・定住の促進

① まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進（施策66）

（2）幅広い「狭山」ファンづくり

① 狭山の地域資源を活用した観光の推進（施策38）
② 協働の推進（施策60）
③ 積極的な情報発信と情報活用の促進（施策61）
④ 効率的・効果的な行政運営の推進（施策62）

■重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
1	転入者数	**5,709 人 （令和2年1月から 12月の合計）**	**6,200 人 （令和7年1月から 12月の合計）**
No.	指標名	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
2	パブリシティ活動により本市がマスメディアで報道された件数	**242 件**	**257 件**
3	公式フェイスブック、ツイッター、ラインの登録者の総数 （フェイスブックは「いいね」の件数、ツイッターは「フォロワー」の件数、ラインは「お友達登録」の件数）	**フェイスブック 3,211 件 ツイッター 6,308 件 ライン 3,548 件**	**フェイスブック 3,800 件 ツイッター 12,500 件 ライン 6,000 件**

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■施策の概要

年少人口（0 歳～ 14 歳）は昭和 55 年以降減少傾向にあり、今後も減少傾向は続くと見込まれ、少子化は一層加速することが予測されます。安定的な人口構成を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てなどの様々な要因に包括的に取り組み、切れ目のない支援を行います。

■基本指標

指標名	現状値 平成30年度	目標値 令和6年度
合計特殊出生率	1.18	1.36

■主な施策（番号は後期基本計画の施策番号）

（1）結婚・出産の支援

① 保健予防の充実（施策11）
② まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進（施策66）

（2）安心して子どもを育てられる環境整備

① 保健予防の充実（施策11）
② 仕事と子育ての両立支援（施策18）
③ 子育て支援の充実（施策19）
④ ひとり親家庭の自立支援の推進（施策20）
⑤ 教育の内容と支援の充実（施策42）
⑥ 教育環境の充実（施策43）

■重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
1	支援により結婚した人数 （令和元年度以降の累計）	3 人	18 人
No.	指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
2	出生数	822 人 （令和2年1月から12月の合計）	1,000 人 （令和7年1月から12月の合計）

基本目標 4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

■施策の概要

人口は減少傾向にありますが、地区によっては減少の割合や人口構成に差異があり、入曽地区、堀兼地区、柏原地区、新狭山地区、狭山台地区は市全体の平均よりも減少率が高く推計されています。一方で、空き家や老朽した住宅も年々増加していることから、都市のスポンジ化を抑制しつつ、市民が安心して日常生活を送ることのできる魅力的な地域をつくることで、持続可能な地域を築いていきます。

■基本指標

指標名	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
本市に住み続けたいと思う人の割合（市民意識調査の「ずっと住み続けたい」、「できれば住み続けたい」の計）	65.2%	70.0%

■主な施策（番号は後期基本計画の施策番号）

(1) 魅力的な地域拠点の整備

① 都市機能の向上（施策23）
② 効率的・効果的な行政運営の推進（施策62）

(2) 安心して暮らすことができる地域づくり

① 健康づくりの推進（施策10）
② 地域医療体制の充実（施策12）
③ 公共交通の充実（施策25）
④ 住みよいまちづくりの推進（施策27）
⑤ 危機管理防災体制の充実（施策55）
⑥ 地域防犯対策の推進（施策58）
⑦ 協働の推進（施策60）

■重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
1	民間活力を利用した市有地の活用件数 (平成 27 年度以降の累計)	1 か所	4 か所
2	地区計画の指定地区数 (平成 6 年度以降の累計)	6 地区	8 地区
3	自治会における自主防災組織の結成率 (自主防災組織数÷自治会数)	78.33%	83.33%
4	市内の犯罪率 (人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数)	7.2 人 (令和2年1月から12月の合計)	5.4 人 (令和2年7月から12月の合計)

Ⅴ 資　料

1. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定の流れ
2. 狭山市総合計画審議会
3. 市民参画
4. 職員参画
5. SDGsの17のゴールと169のターゲット

1 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定の流れ

1. 策定体制

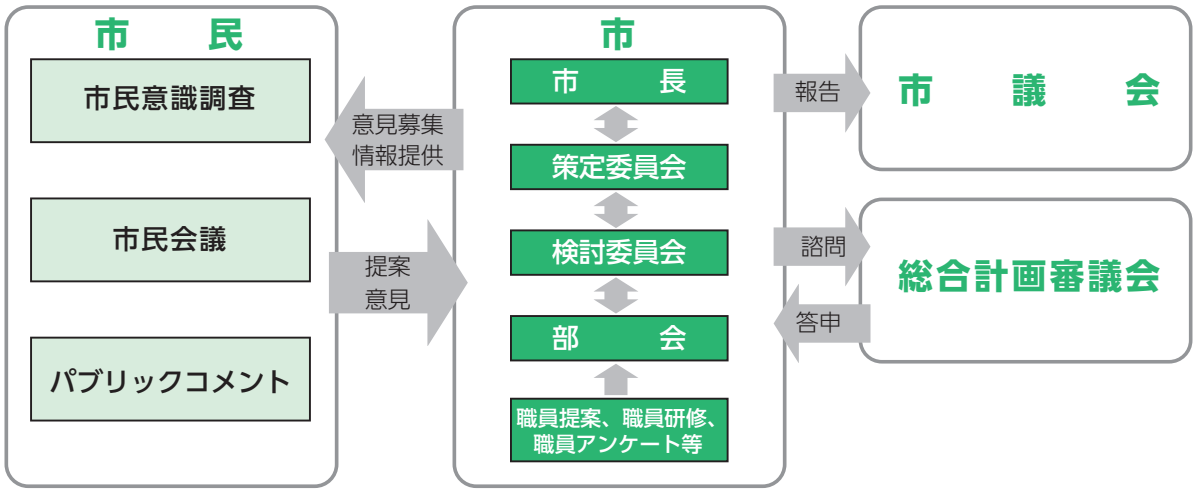

庁内体制

策定委員会	副市長、教育長及び部長で構成
検討委員会	総合政策部長、次長及び関係する課長で構成
部　会	検討委員会委員及び策定主任者（関係課の課長等）で構成。７つの部会を設置

市民参画

総合計画審議会	市長の諮問に応じて、総合計画に関する審議を行い、市長へ答申
市民意識調査	市民3,000人を対象に実施
市　民　会　議	策定段階から幅広い市民の参画を得るために開催。市長へ提言書を提出
パブリックコメント	総合計画後期基本計画（素案）を公表し、広く市民から意見などを募集

2. 策定経緯

令和元年

6月	策定委員会を開催（策定方針について）
7月	策定方針を決定
8月	総合計画審議会を開催
9月	策定委員会を開催（検討委員会・基本計画部会の設置について）
9月～10月	市民意識調査を実施
10月	職員アンケートを実施
10月	検討委員会を開催（策定方針・基本計画部会の設置について、書面協議）
11月～ 令和2年1月	市民会議を開催（7分科会合同で4回） 第1分科会（環境共生）、第2分科会（健康福祉）、第3分科会（都市基盤） 第4分科会（産業経済）、第5分科会（教育文化）、第6分科会（市民生活） 第7分科会（計画推進）
10月～ 令和2年3月	基本計画部会を開催〔7 部会合同で1回、部会ごとに4回（うち1回は書面協議）、合計29回、後期基本計画骨子案の検討〕 環境共生部会、健康福祉部会、都市基盤部会、産業経済部会 教育文化部会、市民生活部会、計画推進部会

令和2年

1月	策定委員会を開催（基本的事項について）
2月	総合計画審議会を開催
4月～5月	検討委員会を開催（後期基本計画骨子案の検討、書面協議）
5月～7月	策定委員会を開催（5回、後期基本計画素案の検討）
8月～9月	策定委員会を開催（2回、後期基本計画素案の検討） パブリックコメントを募集 市議会常任委員会協議会を開催 （総務経済委員会、文教厚生委員会、建設環境委員会、各1回、合計3回）
10月	総合計画審議会を開催（2回） 策定委員会を開催（2回、後期基本計画素案の検討）
11月	パブリックコメントの結果を公表
12月	策定委員会を開催（後期基本計画案の検討）

令和3年

1月	総合計画審議会へ諮問
2月	総合計画審議会からの答申
3月	後期基本計画を決定

2 狭山市総合計画審議会

1. 狭山市総合計画審議会条例

○狭山市総合計画審議会条例（昭和42年3月24日条例第7号）

（目的）
第1条　この条例は、狭山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。
（設置）
第2条　市長の諮問に応じ、狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第15号）第2条に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画の策定に関し必要な審議を行うため、狭山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く
（組織）
第3条　審議会は、委員20人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　市の農業委員会の委員
(2)　市の教育委員会の委員
(3)　市内の公共的団体等の役員又は職員
(4)　知識経験を有する者
（会長及び副会長）
第4条　審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2　会長は会務を総理する。
3　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（委員）
第5条　委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は非常勤とする。
（部会）
第6条　審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。
2　部会に属させる委員は、会長が指名する。
第7条　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
2　部会長は、部会の事務を掌理する。
3　部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第8条　審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。
2　審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

（幹事）
第9条　審議会に幹事若干名を置き、市の職員の中から市長が任命する。
2　幹事は市長の指揮をうけ、計画の策定に関し必要な調査を行なう。
（庶務）
第10条　審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。
（雑則）
第11条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附　則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附　則（昭和45年12月25日条例第41号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附　則（昭和49年3月27日条例第3号抄）

（施行期日）
1　この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附　則（昭和55年5月13日条例第22号）

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附　則（昭和62年9月29日条例第16号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附　則（平成11年3月19日条例第4号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附　則（平成27年6月29日条例第18号）

1　この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
2　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表振興計画審議会委員の項中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

2. 第4次狭山市総合計画後期基本計画についての諮問と答申

狭政発第２５３号
令和３年１月１５日

狭山市総合計画審議会
会長　橋本　秀樹　様

狭山市長　小谷野　　剛

第４次狭山市総合計画後期基本計画について（諮問）

第４次狭山市総合計画後期基本計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和３年２月９日

狭山市長　小谷野　　剛　様

狭山市総合計画審議会
会長　　橋本　　秀樹

第４次狭山市総合計画後期基本計画について（答申）

令和３年１月１５日付け狭政発第２５３号で諮問のあった第４次狭山市総合計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

《別紙》

答　申

わが国は少子高齢化の進行、人口減少、財政逼迫、大規模な自然災害や今般の新たな感染症の流行など様々な課題に直面しています。

狭山市においてもこれらの課題に的確に対応することが求められており、人口減少の抑制や財政の健全化を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応し、また新型コロナウイルス感染症を早期に収束させ「新しい生活様式」に対応した暮らしやすいまちづくりが必要不可欠だと考えます。

このようななかで、第４次狭山市総合計画における後半の５か年を計画期間とする後期基本計画（案）が、市長より本審議会に諮問されました。

この計画では、狭山市が将来像として掲げる「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向けた取り組みを推進するとともに、国際連合が提唱するＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成という国際的な新たな取り組みについても推進することとされています。

また、この計画の策定にあたっては、市民意識調査、市民会議やパブリックコメントを実施するなど市民参画の機会の充実を図るとともに、前期基本計画の達成状況の検証をはじめ、内容の入念な検討・協議が行われたものと考えております。

加えて、計画策定後の進行管理のために、施策ごとに成果目標を設定するとともに、狭山市が進める「協働によるまちづくり」の理念に基づき、「市民・団体・事業者」などに期待する行動を明示することによって、より実効性のある計画とした点を評価するものです。

本審議会では、後期基本計画について、様々な視点に立って、慎重に審議を重ねてまいりました。その結果、概ね妥当な内容であると判断いたします。

なお、答申にあたり、次のとおり意見や要望を付します。後期基本計画の施策の推進にあたっては、これらの点に十分留意されますようお願いいたします。

（第１章　環境共生）

①地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に向けた施策については、後期基本計画の５か年に限らず、長期的な視点にたって取り組みを進められたい。

②埼玉県西部地域まちづくり協議会構成市でのゼロカーボンシティ宣言に伴い、構成市との更なる連携体制を構築するとともに、ゼロカーボンシティを実現するための基本計画を策定し、具体的な取り組みを進められたい。

③フードロスの削減に向け、フードバンク等の活動の支援につながる取り組みを進められたい。

④ごみ処理施設の見学や出前講座の実施など、子ども達の環境に対する意識の向上につながる取り組みを進められたい。

⑤プラスチックごみをはじめとする、ごみの減量化を進めるとともに、ごみのリサイクルや資源化についても着実に推進されたい。
⑥緑地を市の魅力の一つとして捉え、緑地の積極的な保全と活用を推進されたい。また、開発を行う際には、緑地の減少を最小限に留めるよう努められたい。

（第２章　健康福祉）
①成年後見制度については、広く制度の概要を知ってもらうための説明会を開催するなど、制度の普及啓発、利用促進につながる取り組みを推進されたい。
②貧困状態にある子どもに対する支援やフードロス削減に向けた取り組みとして、子ども食堂の運営に対する支援策を講じられたい。
③近年増加傾向にある熱中症について、室内での熱中症の予防を含めた対策を講じられたい。
④子育てと仕事の両立を目指す家庭を支援するため、感染症の流行等により保育施設や学校が閉鎖された場合の対応について、具体的な対応策を講じられたい。
⑤高齢者や障害者、生活困窮者など、支援を必要とする人々が、適切な支援を受けられるよう、各種支援制度についての情報発信や相談体制の整備に努められたい。
⑥駅周辺の公園については、市民の健康増進につながるスポーツ・レクリエーションの場としての活用を検討されたい。

（第３章　都市基盤）
①入曽駅周辺整備事業については、地域住民の意向を考慮しつつ、着実に推進されたい。
②いわゆる買い物弱者の解消に向け、市域を越えた公共交通の運行を推進するとともに、新たな公共交通の導入等、更なる公共交通の充実を図られたい。
③渋滞の解消や産業の活性化を図るため、狭山市駅加佐志線については、早急に東京狭山線に接続できるよう取り組みを進められたい。
④入間川の河川敷については、市民の憩いの場として活用するとともに、水辺と市街地をつなぐ観光拠点としての活用を検討されたい。
⑤狭山市駅周辺については、中枢拠点として、更なる利便性の向上に努められたい。

（第４章　産業経済）
①新たな企業・事業者の育成については、地域経済の発展や市税収入の安定確保を図るため、ターゲットを明確にし、２０年、３０年と地域に根付く企業の創業・起業の支援を推進されたい。
②地域経済の発展のため、次の狭山を担う若手経営者が一致団結していけるような取り組みを計画的に推進されたい。
③産業経済の発展については、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の概念に基づき、最先端技術の積極的な活用に取り組まれたい。

④観光施策の推進については、市外から多くの方に観光に来てもらうという本来の目的に基づき、目標設定を行い、取り組まれたい。
⑤新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小企業や個人事業主に対する支援については、今後もいち早く支援を実施されたい。
⑥農業については、輸送によって生じる二酸化炭素を削減するという環境面への配慮からも、農作物の地産地消を一層推進されたい。

（第５章　教育文化）
①ＩＣＴ教育の実施にあたっては、児童生徒に対する情報モラル教育だけでなく、家庭で児童生徒を監督する保護者に対する情報モラル教育についても、併せて取り組まれたい。
②ＩＣＴ教育の実施にあたっては、情報端末や通信環境の整備だけでなく、指導を行う教員の研修を充実させることにより、効果的な教育の実施を推進されたい。
③学校と地域の連携を強化するために、より一層の情報発信、情報共有に取り組まれたい。
④ＩＣＴ教育の実施にあたっては、家庭の事情により家庭学習の環境に格差が生じないよう、公共施設における通信環境の整備について取り組まれたい。
⑤ＩＣＴ教育の実施にあたっては、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの基本理念に基づき、不登校をはじめとする教室で授業を受けることが困難な児童生徒に対する学習支援においても効果を発揮できるよう活用方法を検討されたい。
⑥人権と平和意識の高揚については、今後のグローバル社会においても重要となるため、着実に取り組みを推進されたい。

（第６章　市民生活）
①地域コミュニティの活性化については、自治会への加入を促進するとともに、自治会組織がない地域についても、隣接する自治会への編入や新規設立の促進等に取り組まれたい。
②自治会活動の促進については、会員の高齢化の進行等を考慮し、自治会の活動が継続できるよう支援に取り組まれたい。
③男女共同参画の推進については、それぞれが個性と能力を発揮し、対等に参画できる社会を実現するため、一層取り組みを進められたい。
④男女共同参画の推進については、ＳＤＧｓのゴール５「ジェンダー平等を実現しよう」を達成するため、多様な視点を持ち、取り組みを進められたい。
⑤危機管理防災体制については、自衛隊や警察などの関係機関との連携を強化し、より一層の充実に取り組まれたい。
⑥災害時の対応については、停電等のトラブルにも対応できる避難所運営について検討を進めるとともに、避難行動要支援者の把握に努めることにより、被害を最小限に抑える取り組みを進められたい。

（第７章　計画推進）

①行政手続きの効率化を図るため、パソコンやスマートフォンを利用した手続きの導入について、検討を進められたい。

②公共施設等については、計画的な修繕を実施するとともに、市域全体のグランドデザインを行い、行政手続きや地域活動の拠点となるよう運営されたい。

③第２期狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、総合計画との整合性に留意し、推進されたい。

④今般の新型コロナ感染症の拡大などにより、対面での会議の実施が困難な状況下においても、滞りなく審議が行えるよう、オンライン会議の実施をはじめとした環境整備に取り組まれたい。

3 市民参画

1. 市民意識調査

調査地域		狭山市全域
調査対象		満18歳以上の狭山市民 （令和元年9月1日現在）
調査方法		郵送配布、郵送回収。WEB による回答も可とした。
対象者数（配布数）		3,000 人
	抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出 （性別、地区、年代で区分し、人口割合及び5年前に実施した調査の回答率により按分して抽出）
	総回答数	1,364 件（不正回答は除く。うち4件は自由意見のみ反映）
	有効回答数	1,360 件（うち WEB 回答 208 件）
	有効回答率	45.3%　（うち WEB 回答 15.3%）
実施期間		令和元年9月24日（火）～10月8日（火）
調査項目		居住意向、市の取り組みに対する評価と今後への期待、協働によるまちづくり、子育て支援、老後の生活、安全・安心なまちづくり、行財政改革、市政の方向性など

2. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議要綱

第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、第4次狭山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に係る市民会議の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　市は、後期基本計画の策定にあたり、市民参画による計画づくりを推進するため、第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（組織）

第3条　市民会議は、委員56人以内をもって組織する。ただし、市長が認めたときは必要に応じて委員を追加することができる。

2　市民会議に分科会を置き、分科会の数は7とする。

3　市民会議にリーダー会議を置くことができる。

（委員）
第4条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選考する。
（1）　無作為に抽出した者で、かつ委員に応募した者
（2）　各種団体から推薦された者
2　前項の抽出及び推薦は、次のいずれにも該当する者のうちから行うものとする。
（1）　市内に在住又は在勤する者で、令和元年10月1日時点において満18歳以上の者
（2）　国会議員、県議会議員又は市議会議員でない者
3　委員の任期は、市民会議の発足日から提言書の提出日までとする。
4　委員は、無報酬とする。ただし、記念品を進呈することができる。
5　市長は、市民会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。
（1）　市内に在住又は在勤しなくなったとき。
（2）　やむを得ない理由により離任を申し出たとき。
（3）　その他解任することにつき相当な理由があると市長が認めたとき。
（委員の責務）
第5条　市民会議の委員は、市民会議の設置の趣旨を踏まえて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
（1）　会議には、自発的かつ積極的に参加すること。
（2）　会議では、互いを尊重したうえで、積極的に意見表明をすること。
（3）　施策等の検討にあっては、全市的見地に立って論議すること。
（4）　提言する施策等は実現可能なものとなるように留意すること。
（5）　極力簡潔にし、時間を有効に活用すること。
（議事）
第6条　会議における決定は、出席委員全員の合意によることを原則とするが、採決が必要な案件については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定とする。
（会議の公開等）
第7条　会議は、原則として、全て公開とする。
2　会議の傍聴の許可は、会議の主宰者が、会場の状況等を考慮して決定するものとする。
3　会議の開催日は、可能な限り、事前に公表するものとする。
4　会議録は、会議の経緯と決定事項等を内容とし、委員の協力により作成する。
（提言等）
第8条　市民会議は、令和2年3月までに、市長に対して提言を行うものとする。
（分科会）
第9条　分科会の所掌事項は、次のとおりとする。
（1）　分科会のテーマに係る施策の検討に関すること。
（2）　分科会のテーマに係る市への提言書の内容の検討に関すること。
（3）　その他分科会の運営に係る検討に関すること。
2　市民会議の委員は、原則としていずれかの分科会の委員になるものとする。
3　分科会にリーダー1人及びサブリーダー1人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
4　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
（リーダー会議）
第10条　リーダー会議の所掌事項は、次のとおりとする。
（1）　分科会の審議に係る調整に関すること。

(2)　基本計画の施策に係る調整に関すること。
(3)　市へ提出する提言書の調整に関すること。
(4)　その他市民会議の運営に係る連絡調整に関すること。

2　リーダー会議は、前条に定める分科会のリーダーをもって組織し、リーダーが出席できない場合は、サブリーダーが代理として出席するものとする。

3　リーダー会議に統括リーダー1人及び統括サブリーダー1人を置き、リーダー会議の委員のうちから互選によりこれを定める。

4　統括サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(市の役割)

第11条　市の役割は、次のとおりとする。
(1)　市民会議が施策の審議や提言のとりまとめを行うために必要な情報の提供に関すること。
(2)　リーダー会議及び分科会にオブザーバーとして市職員等を派遣すること。
(3)　その他、市民会議の円滑な運営に資するため、市民会議からの求めに応じ必要な支援を行うこと。

(庶務)

第12条　市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市民会議において協議して定める。

附則

この要綱は、令和元年10月7日から施行し、市への提言書の提出をもって、その効力を失う。

一部改正　令和元年11月8日

3. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議による提言

目　的	後期基本計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く伺い、市民参画による計画づくりを推進する。	
参加者	住民基本台帳に登録された20～75歳の市民で無作為抽出された者のうちの応募者39名、日ごろから協働に積極的に取り組み、関係団体に所属している者の中で、各部の部長から推薦された者18名。	
開催日	令和元年11月20日（水）、12月13日（金）、令和2年1月8日（水）、1月31日（金）	
提　言	分科会	テーマ
	環境共生	1. 循環型社会への取組み ～リサイクルのループをつくる!～ 2. 多様なみどりの保全 ～エリアや植物の特性を生かした緑化を～ 3. 環境に対する意識の向上 ～ Think Globally, Act Locally ～
	健康福祉	“ ゆりかごから墓場まで ” 1. 子育て支援 2. 相談体制の充実 3. 健康づくり
	都市基盤	1. 魅力的な住環境 2. スマートな交通インフラ 3. 人を呼び込む環境づくり
	産業経済	1. 活躍できる『場所』づくり 2. 名物となる『もの』づくり 3. 市内外で活躍する『人』づくり
	教育文化	1. 狭山らしい学校教育の充実と支援体制の充実 2. 地域における教育機会の拡充 3. 生涯学習の充実 ～学びを通じたコミュニティづくりへ。教育のまち狭山～
	市民生活	1. みんなでつくる防災・減災体制 2. 地域コミュニティの活性化 3. 活躍したい女性へのサポート
	計画推進	1. 狭山が好き! と言えるまちづくり 2. 人を呼び込むまちづくり 3. お金と人を生かすまちづくり

4. パブリックコメント

目　　的	第4次狭山市総合計画後期基本計画の素案を市民に公表し、寄せられた意見などを計画策定の参考とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する。
提出方法	郵送、FAX、持参、電子メール
提出期間	令和2年8月14日（金）～9月11日（金）
意 見 数	31件（提案者数：5人）

4 職員参画

1. 狭山市総合計画策定に関する委員会規程

狭山市総合計画策定に関する委員会規程（昭和58年10月24日　訓令第9号）

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規程は、狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第15号）第2条に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画（以下これらを「総合計画」という。）について、その策定に関する委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（策定に関する委員会）

第2条　本市は、総合計画策定に関する委員会として狭山市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び狭山市総合計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2章　策定委員会

（所掌事務）

第3条　策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1)　総合計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。

(2)　総合計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。

(3)　前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関する重要事項に関すること。

2　策定委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

（組織）

第4条　策定委員会は、次に掲げる職員をもつて充てる。

(1)　副市長及び教育長

(2)　総合政策部、総務部、市民部、環境経済部、福祉こども部、長寿健康部、都市建設部、上下水道部、生涯学習部及び学校教育部の部長並びに危機管理監

（委員長、副委員長）

第5条　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は総合政策部長をもつて充てる。

2　委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（資料の提出等の要求）

第7条　策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3章　検討委員会

（所掌事務）

第8条　検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）　基本構想及び基本計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。

（2）　基本構想及び基本計画の原案を作成すること。

（3）　前各号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に関する事項に関すること。

2　検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し策定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

（組織）

第9条　検討委員会は、委員25人以内をもつて組織する。

2　検討委員会の委員は、市長が指名する。

（委員長、副委員長）

第10条　検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長をもつて充て、副委員長は市長が指名する。

2　委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（検討委員会の会議）

第11条　検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（部会）

第12条　検討委員会に部会を置き、部会は、検討委員会の所掌事務を分掌する。

2　委員が所属する部会は、市長が定める。

3　部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ市長が指名する。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（策定主任者）

第13条　前条に定めるもののほか、部会に策定主任者を置き、部会に所属する委員以外の者のうちから市長が指名する。

2　策定主任者は、その所属する課等の所掌事務について調整する。

（部会の会議）

第14条　部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

（資料の提出等の要求）

第15条　検討委員会又はその部会は、所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第4章　雑則

（庶務）

第16条　策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

（委任）

第17条　この規程に定めるもののほか、総合計画策定に関する委員会の運営に関しては、それぞれ策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

附　則
この訓令は、令達の日から施行する。
附　則（昭和60年6月19日訓令第7号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（昭和62年3月14日訓令第2号）
この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
附　則（昭和63年3月24日訓令第2号）
この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。
附　則（平成6年3月24日訓令第6号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
附　則（平成7年3月28日訓令第6号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
附　則（平成10年12月28日訓令第11号）
この訓令は、平成11年1月1日から施行する。
附　則（平成14年5月30日訓令第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（平成14年10月1日訓令第14号）
この訓令は、平成14年10月1日から施行する。
附　則（平成15年12月25日訓令第10号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（平成16年3月29日訓令第5号）
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成17年3月29日訓令第1号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
附　則（平成19年3月30日訓令第2号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
附　則（平成21年3月31日訓令第3号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
附　則（平成22年4月20日訓令第5号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（平成23年2月21日訓令第3号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附　則（平成25年1月18日訓令第1号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附　則（平成27年3月4日訓令第2号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
附　則（平成27年6月29日訓令第13号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（平成29年6月8日訓令第18号）
この訓令は、公布の日から施行する。

2. 職員アンケート

調査目的		第4次狭山市総合計画後期基本計画の策定にあたり、市政に関する職員の意向や提案等を把握し、市民意識調査の結果とも比較しつつ、計画づくりに反映させること。
調査対象		一般職に属するすべての職員（令和元年10月17日現在）
調査方法		庁内ポータルサイトに調査票ファイルを掲示、ダウンロードして回答を入力した調査票を電子メールにより回収
対象者数		909人
	有効回答数	723件
	有効回答率	79.5%
実施期間		令和元年10月17日（木）～10月31日（木）
調査項目		市の取り組みの充実度、市政の方向性、行財政改革、人口政策、これからのまちづくりなど

3. 第4次狭山市総合計画後期基本計画策定市民会議への職員参加

市民会議の7つの分科会それぞれに関係する課の職員が2人ずつ、合計14名の職員がオブザーバーとして会議に参加し、情報提供や議論に加わるなどした。

5 SDGsの17のゴールと169のターゲット

ゴール1　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.1	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

ゴール2　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育･家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

ゴール3　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

ゴール4　すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.1	2030 年までに、すべての女児及び男児が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030 年までに、すべての女児及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030 年までに、すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

ゴール5　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性のエンパワーメント促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

ゴール6　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1	2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護･回復を行う。
6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

ゴール7　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

ゴール8　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7％の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

ゴール9　強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

ゴール10　各国内及び各国間の不平等を是正する

10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40% の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3% 未満に引き下げ、コストが 5% を越える送金経路を撤廃する。

ゴール11　包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.1	2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

12 つくる責任 つかう責任

ゴール12　持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食糧の損失を減少させる。
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

ゴール13　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

ゴール14　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1	2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

	ゴール15　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

ゴール16　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

ゴール17　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 ～ 0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

（外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」より

Ⅵ 都市宣言

Ⅵ. 都市宣言

1. 狭山市交通安全都市宣言

時代の進運に伴い交通車両の激増とそのスピード化が文化の進展、国民生活の向上に多大な役割を果しつつある反面道路環境整備の遅滞、交通道義の低調、運転者並びに歩行者の交通ルール背反等に起因する交通事故発生は増加の一途をたどっている。

本市の交通事情も又、ふくそうを極め特に国道第16号バイパスは交通量、交通事故発生件数共、県下の上位を占め最早このまま放置できない実情である。

本市は5万市民の悲願をこめて、人命尊重と市民生活の安全確保の観点に立ち、交通事故の絶滅を期し、一致協力して遠く、かつ、至難な交通安全へのいばらの道をたゆみなく、ねばり強く、突き進んでゆくことを議会の総意をもって誓うものである。

右宣言する。

昭和42年8月18日

2. 狭山市平和都市宣言

清らかな入間川の流れ、緑豊かな武蔵野の自然の中で、安らぎに満ちた平和な日々を送ることが、私たちの願いです。

私たちは、再び、戦争によって平和なまちが脅かされることのないよう、あらゆる国の核兵器が廃絶され、世界の恒久平和が確立されることを強く望みます。

狭山市は、平和で豊かな社会を築き、次の世代に引き継ぐため、平和を願う心を結集し、市制施行35周年を期して、ここに平和都市を宣言します。

平成元年12月22日

3. すこやかさやま宣言

身も心もすこやかでありたい、それはいつにかわらぬ私たちの願いです。

豊かな自然の恵み、知恵と情緒に培われた文明や文化、そして情愛細やかな共同体は、これまで私たちの「からだ」と「こころ」を、どれほど育んできたことでしょう。

ここ狭山には、入間川の清流や武蔵野の緑野、歴史を偲ばせる伝統行事になごやかな交わりが、いまなお息づいています。

このさわやかで詩情漂う風土を尊び、そこに家族共々くつろぎ、時に自然散策・スポーツ、時にレジャー・教養に親しむなら、私たちの願いはきっと叶うことでしょう。

そのような想いをこめ、ここに「すこやか都市さやま」を宣言します。

平成4年11月1日

『みんなでつくる　すこやかな　うるおいのまち　わが狭山』

狭山市・狭山市健康づくり推進市民会議

4.『この地球、資源は有限、未来は無限』―リサイクル都市・狭山―

私たちは、豊かさを追求するあまり、地球の恵みへの感謝を忘れ、大量生産、大量消費、大量廃棄の暮らしを続けてきました。

このままでは、資源はやがて底をついてしまいます。

子供たちの歓声や、小鳥のさえずり、

そして私たちの住む武蔵野の光と風が消えてしまわないうちに、

ちょっと立ち止まり、これまでの暮らしを見直し、

限りある地球の資源と自然を、つぎの世代に伝えていくことを考えましょう。

それはものを生かして使うことからはじまります。

これまでの使い捨ての暮らしをやめ、

「一人ひとりが、足元から」を合言葉にリサイクルを実践しつつ、

自然とのふれあいを大切にする感性豊かなライフスタイルを築いていくことを、ここに誓います。

宣　言

緑と健康で豊かな文化都市・狭山を

つぎの世代に引き継ぐため、

私たちは、限りある地球資源を大切にしつつ、

自然と調和したリサイクル型社会の実現をめざします。

1996年（平成8年）11月2日

お茶香るまち　狭山市の愛称

お茶の香りの持つ「さわやかさ」や「やすらぎ感」をモチーフとして、本市のイメージと重ねあわせています。（市制施行 40 周年を記念して）

第4次狭山市総合計画
後期基本計画

発行日　令和3年（2021年）3月

発行者　埼玉県狭山市

〒350-1380　狭山市入間川1丁目23番5号

電 話：04-2953-1111（代表）

FAX：04-2954-6262（代表）

URL：https://www.city.sayama.saitama.jp/

狭山市公式フェイスブック　https://www.facebook.com/citysayama

狭山市公式ツイッター　https://twitter.com/citysayama

狭山市LINE（ライン）公式アカウント　@citysayama

編集者　総合政策部政策企画課

フェイスブック　ツイッター　LINE（ライン）

狭山市 七夕の妖精

おりぴい